ECOM Journal 2008



■トピックス

国際連携グループ 普及・広報グループ

情報共有化基盤整備グループ

次世代電子商取引推進協議会

ECOM Journal 2008 -Contents-

L	」奇梮						
	ごあいさつ	次世代電子商取引推進協議会	会長 (花王株式会	社 取締役会会長)	後藤	卓也	1
	次世代電子商取引推進協	議会の今後の発展に向けて	経済産業省	商務情報政策局長	岡田	秀一	3
		議会 —平成19年(2007)年度活					
		ティグループ			••••••	•••••	8
		サビリティ事業の総まとめ事	業				
	電子タグ技術課題	検討委員会					
	電子タグ国際標準						
	センサネットワー	ク活用調査WG					
		プライチェーン効率化への電					
	EC安全・安心グループ・		••••••	•••••	•••••	•••••	20
	個人情報保護WG						
	電子署名普及WG						
	情報セキュリティ						
	IT利活用グループ		•••••	•••••	•••••	•••••	30
	IT利活用WG						
	電子政府・ビジネ						
	情報共有化基盤整備グル	ープ	•••••	•••••	•••••	•••••	38
	情報共有化技術推	進委員会					
	次世代EDI導入技	術推進WG					
	電子商取引共通基	盤整備委員会					
	情報共有化ルール						
	普及・広報グループ …				•••••	•••••	58
_	フトピックフ						62
_							03
	電子タグ3年間の活動を	∝り返って ゚ドラインはどう進化してきた	.4.				
			. //).				
	電子商取引及び情報財取 日中韓を中心とした国際						
	ロ中籍を中心とした国际	注					
С	□巻末資料						
	ECOMのあゆみ						
	活動の成果 (2005~200	7年度の成果報告書一覧)					
	アクションカレンダー						
	会員名簿						
	関係者名簿						
		こ向けて ―平成20年度次世代電	子商取引推進協議会	活動組織 —			



ごあいさつ

次世代電子商取引推進協議会(ECOM)会長 (花王株式会社 取締役会会長) 後藤 卓也

平成17年4月に設立した次世代電子商取引推進協議会(ECOM)の活動も3年を経過いたしましたが、半年間にわたる議論を重ねた結果、来年度以降もECOM活動を継続していくことになりました。これまでの3年間、経済産業省、庄山悦彦副会長を始めとした関係各位、ならびに会員の皆様方には多大なご指導・ご支援をいただきました。誠にありがとうございました。

ECOM は、会員の皆様の参画を得て、わが国の電子商取引(EC)の発展に寄与すべく、電子タグの 利活用推進を活動の柱に据え、EC の安全・安心分野、IT 利活用分野、情報共有化基盤整備分野におけ る具体的課題の検討のほか、国際連携や普及広報においても積極的な活動を行ってまいりました。

電子タグの利活用推進を始め、それぞれの活動において、個々に成果を上げてきたものと思います。 それらの成果は"点"としての成果が中心であり、その点を結ぶ線、そして、さらに面に広げていくと いう必要性が強く認識されました。それが、今回の ECOM 活動の継続という結論に結びついたと考え ます。

わが国においては、生産性向上が政策の柱の一つになっており、その実現のために、電子商取引の推進は不可欠で、経済産業省が中心となって、特に業界横断的な e-SCM の展開が図られております。こうした動きに加え、これまでの活動の中で残されている課題、また、EC を取り巻く新たなムーブメントに伴う新たな課題の解決にも取り組まなくてはなりません。

そうした状況の下で、ECOM は、(財)日本情報処理開発協会や次世代 EDI 推進協議会とも密接な連携をとりながら、電子商取引推進の中核組織として活動を推進してまいります。平成8年度の電子商取引実証推進協議会の発足以来、10年を超える組織的活動を通じて培われた知見、経験、ネットワークはかけがえのない財産であり、是非ともこの基盤を有効活用していただくことで、来年度から新たに始まるECOM が、会員の皆様にとって、共通する課題の解決や情報交流の場として、さらに発展していくことを期待しております。

最後に、この3年間にわたり、皆様方からいただいた多大なご支援に深く感謝いたします。ありが とうございました。

次世代電子商取引推進協議会の今後の発展に向けて

経済産業省 商務情報政策局長 岡 田 秀 一

次世代電子商取引推進協議会 (ECOM) の会員企業各社・関係各位におかれましては、平素から経済 産業省の政策に御理解、御協力をいただきまして心より感謝申し上げます。

早いもので現在の ECOM の活動がスタートしてから 3 年、初代 ECOM が発足してから 12 年が経過いたしました。この 12 年の間、ECOM は我が国の IT 化の牽引役として、電子タグや電子商取引の本格普及に向けて取り組んでこられ、今や我が国は世界有数のブロードバンド大国となり、電子商取引が広く一般に定着いたしました。

これからは我が国のIT 化の強みを産業全体や社会全体の強みにしていくフェーズに入ったものと認識しており、ECOM の皆様との強力な連携によって次の3つの取り組みを強化して参りたいと考えております。

1つ目は、産業競争力強化のためのITの活用です。情報システムやEDIなどのITの活用は、企業が開発や生産などを行う際に、組織の壁を越えて協業することで生産性向上に大きく寄与するものであります。しかし、現在ではEDIをはじめとした企業間の情報ネットワークは企業系列や業界ごとに仕様が異なっており、必ずしも関係する幅広い企業が協業できる仕組みとはなっておりません。我が国の産業競争力強化のためには、EDIをはじめとした企業間の情報ネットワークの標準化と普及を進め、企業や国境を越えた協業を生む環境を整備する必要があります。

2つ目は、環境や安全・安心といった社会的ニーズに対応するためのITの活用です。化学物質管理や環境・リサイクルといった環境問題、製品安全や食の安全といった安全・安心問題に効率的に対応するためには、必要な情報を関係者で共有するとともに消費者に対して情報提供できる仕組みが欠かせません。そのため、従来では受発注などの生産管理や販売管理が中心であったEDIの機能を拡充し、環境や安全・安心といった社会的ニーズに対応できる情報ネットワークやデータベースを新たに整備する必要があります。

3つ目は、消費者に対して新しい付加価値を提供するためのITの活用です。自動車の電子化の進展は、自動車業界と電気・電子業界の連携によって日本の製造業がこれまでにない新しい製品やサービスを世界の消費者に提供できる可能性をもたらします。このような新しい付加価値を消費者に提供するためには、次々と異業種連携が生まれる環境が必要であり、情報ネットワークやデータベースを幅広い業界の関係者が活用する共通基盤にしていく必要があります。

経済産業省としては、ECOM の皆様と力を合わせてこの3つの取り組みを進めるとともに、ECOM がこれらの活動を通して産業界を牽引していただくことを強く期待しております。

ECOM活動報告

電子タグ/トレーサビリティグループ

EC 安全・安心グループ

IT 利活用グループ

情報共有化基盤整備グループ

国際連携グループ

普及・広報グループ

次世代電子商取引推進協議会

一平成 19 (2007) 年度活動報告-



O vervie w

次世代電子商取引推進協議会(ECOM)は、世界に先駆けてIT利活用を新しい段階に発展させることを目的として、①高付加価値EC(電子商取引)の創造と普及、②安全・安心なEC環境の整備、③国際的な電子商取引の確立を目指して、平成17年4月に活動を開始し、平成19年度で3年目を迎えた。

活動は ECOM 会員企業 154 社 (理事会員: 22、正会員A: 40、正会員B: 90、特別会員: 2、平成 20 年 3 月 21 日現在、巻末資料参照)を中心に実施した。テーマごとに十数名から数十名の ECOM 会員メンバーで構成される WG (ワーキンググループ)を設置し、各テーマに対する課題検討、自由討論や、政府、業界団体、利用者との意見交換を含む WG 活動を行った(図 1)。

分野別活動

電子タグ/トレーサビリティグループでは、WG などを設置し、電子タグ・トレーサビリティ事業の総まとめ事業、電子タグ技術課題調査検討WG (平成19年11月より、「電子タグ技術課題検討委員会」に改称)、電子タグ国際標準化支援活動、センサネットワーク活用調査WG、アジアにおけるサプライチェーン効率化への電子タグ利活用検討の事業活動を行った。

EC 安全・安心グループでは、個人情報保護

WG、電子署名普及 WG、情報セキュリティ WG を設置し活動を行うとともに、準則改定検 討支援事業を行った。

IT 利活用グループでは、IT 利活用 WG と電子政府・ビジネス連携 WG を設置し、EC 実態・市場規模調査や日米 EC 実態調査への協力を行った。

情報共有化基盤整備グループでは、情報共有 化技術推進WG (平成19年11月より、「情報 共有化技術推進委員会」に改称)、次世代EDI 導入技術推進WG、電子商取引共通基盤整備 WG (平成19年11月より、「電子商取引共通基 盤整備委員会」に改称)、情報共有化ルール検討 委員会を設置し、情報共有化基盤の整備事業を 推進した。

横断的活動

日本のEC推進組織として海外関係機関との連携を行う国際連携グループ、広く情報発信を行う普及・広報グループを設置した。

なお、ECOM 活動の全体を支える総務・経理 部門から成る事務局は、(財) 日本情報処理開発 協会 電子商取引推進センターが務めている。

以下では、企画部会の活動と各WGなどの成果概要について報告する。

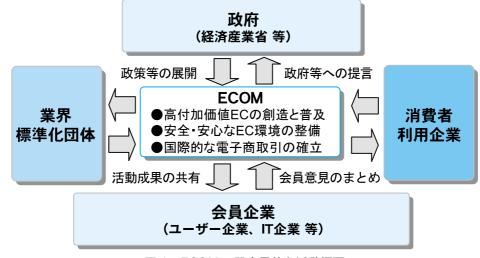


図 1 ECOM の設立目的と活動概要

企画部会

Planning Committee

企画部会は、事業活動を行う上での意思決定 機関であり、理事会員メンバーで構成され、活 動の方向性の検討、事業計画の承認、活動メン バーの募集などを行い、ECOM 活動の運営を推 進している。平成19年度は佐藤昭和部会長(花 王株式会社)、坂本明憲副部会長(株式会社日立 製作所)のもと、10回の企画部会を開催した (表1)。企画部会の活動内容を以下にまとめる。

平成 18 年度事業の報告と

平成19年度計画の審議

第1回および第2回の企画部会において、平成18年度の事業報告と平成19年度の事業計画を審議するとともに、平成18年度の収支決算と平成19年度の収支予算を報告した。

活動メンバーの募集と活動の開始

平成19年度の事業計画(案)に基づき、平成19年5月7日から5月18日にかけて、理事会員、正会員AからWG活動メンバーの募集を行った。第2回企画部会で、11WGに対し、主査、有識者も含めて142名の登録があり、WG活動を開始したことを報告した。

また、11月(第4回)の企画部会では、上 半期事業報告(中間報告)を行った。なお、平 成20年3月末時点のWGメンバー登録者は、 有識者などを含め約200名である。

活動の方向性の検討

平成19年度はECOMの設立時に予定した活動期間の最終年度であることから、「平成20年度以降の活動」について、企画部会タスクフォース(TF)を設置し、5月から6月にかけて集中的に開催した。理事会員へのアンケート結果や第2回企画部会での意見なども考慮し、ECOMの活動を継続していくことを企画部会に提案、7月の総会に「ECOM活動継続の方向」で検討中であることを報告した。

ポスト ECOM の検討

「平成20年度以降の活動」の具体的なテーマの策定に向け、第3回企画部会では、ポスト

ECOM 活動のあり方の概要、状況と課題、組織体制と関連組織との連携、主たる活動を事務局より提案し、第4、5、6回の企画部会で議論を重ねた。第7回の企画部会で、「各社が積極的に取り組みたい、共感できるテーマ」について議論し、活動内容とともに、活動継続の形態について解散・設立か、継続かについて議論し、現行の目的・主旨のままECOMを存続し、電子タグ・電子商取引分野と安全・安心EC分野の活動を継続していくこととした。

平成 20 年度事業計画の立案

第8回の企画部会で、平成20年度の事業募集を 平成20年1月から2月に行うこととし、第9回で 応募事業を提案した。2月には、電子タグ・電子商取 引分野と安全・安心EC環境整備分野の2つに分け、 企画部会メンバー以外の有識者の参加を得て、事業 企画TFを設置し、平成20年度の活動について有識 者、政府関係者と提案者、事務局との意見交換を行った。これらの議論を踏まえて、第9回および第10 回の企画部会で事業計画案としてまとめた。

表 1 〈企画部会〉開催経過

回次	議事 開催日
	平成19年5月21日
第1回	・WGメンバー応募状況、平成19年度事業について ・新電子タグ・電子商取引イニシアティブ推進の検討状況 ・企画部会TF検討状況について
	6月25日
第2回	・WG活動の開始状況、事業報告・収支決算について ・平成19年度事業計画・収支予算(修正)について ・平成20年度以降のEC推進活動について
第3回	9月19日
新り回	·ポストECOMについて(ディスカッション)
	11月12日
第4回	・平成19年度上半期事業報告(中間報告) ・ポストECOMについて (アンケート/ヒアリング報告、ポストECOMのあり方について)
**	11月22日
第5回	・ポストECOMのあり方について
	12月 6日
第6回	・各社が積極的に取り組みたい、共感できるテーマについて ・組織について(解散・設立、継続、他)
	12月20日
第7回	・ポストECOM(活動継続・活動組織) について ・平成20年度事業について
	平成20年1月15日
第8回	・活動継続趣意書について(報告) ・電子タグ・電子商取引関連の状況について(報告) ・平成20年度事業について
	2月29日
第9回	・平成20年度事業計画・収支予算について ・会則・諸規程の改定、ECOMフォーラム2008について
	3月18日
第10回	・平成20年度事業計画(案)・収支予算(案)について ・会則・諸規定の改定、臨時総会・理事会について

Ⅲ 電子タグ/トレーサビリティグループ

電子タグ・トレーサビリティ事業の総まとめ事業

次世代電子商取引推進協議会 主席研究員 若泉和彦

Summary Activity

活動概要

ECOM は、発足当初、活動期間を3年間と定め、トレーサビリティを中心とした電子タグの応用について調査研究を実施してきた。平成19年度は、予定した活動期間の最終年度にあたる。そのため、平成19年度の当初の活動計画策定時点では、ECOMが次年度以降どのような形になるかは不明であったが、これまでの調査研究についても一つの区切りをつけ、現状と課題の整理を行い、電子タグの応用システムを導入しようとするユーザー企業に対して、現状のありのままを報告するとともに、何らかの参考になるガイド的なものをまとめることを目標として、本事業を計画した。

活動の中心は、ECOM活動3年間に実施された、電子タグ関連の実証実験、実導入の事例、技術開発、国際標準の策定、電波法など関連するレギュレーションの変更などのファクトに関する情報を収集し、これらを、電子タグに関心を持っている方々に分かりやすくまとめる作業とした。

ECOM の調査研究が UHF 帯パッシブの電子 タグに注力しており、他の周波数帯の電子タグ について報告書などで取り上げる機会がなかったことも考慮して、UHF パッシブ以外の電子タグについても、最近の動向を調査し、報告することとした。

ECOMが直接手がけた調査研究以外にも、さまざまな形で、連携・協力してきた団体の活動の中から、電子タグを導入する上で知っておいたほうが良いような事項についても、すでに発行された報告書やヒアリングなどを通して情報収集した。そして、電子タグを導入しようとするユーザーがより詳細な内容を調べる前段階として、どのような研究がなされたかについて予備知識を提供するような内容にまとめる作業を行った。

ECOM が手がけた社会受容性に関する調査研究についても、必要以上に電子タグの脅威を誇張すべきでないという配慮からあまり詳しく報告しなかった電子タグにまつわるプライバシー

問題の背景やその後の技術革新による状況の変化などを付け加え、事業実施時に言及できなかった事項について取りまとめた。

活動成果

本事業の成果は、成果報告書「電子タグに関 する調査研究・3年間のまとめ報告書」として 取りまとめた。当初の事業計画では、電子タグ 導入のガイドラインや、電子タグ普及のロード マップの作成が含められていたが、EPCglobal についてはユーザーにすでに立派なドキュメン ト類が提供されており、ISO 標準準拠を望むユ ーザー向けガイドを作成するには規格の制定お よび改訂の時期の関係で情報が不足であること などから、電子タグ導入のガイドラインの作成 は断念した。また、ロードマップに関しても、 実導入の時期について明確なコミットをしてい る業界がないこと、平成16年頃に公表された 電子タグ市場規模予測と現状に乖離が大きく、 現時点で、責任ある将来予測が困難であること を考慮して、作成を取りやめた。これらの代わ りに、前出したように、電子タグに関する、現 状、当初予測との乖離の原因などについて整理 し、最後に電子タグ技術面での今後の展望をま とめることとした。

1. RFID の現状

LF帯、HF帯、433MHz帯、UHF帯、マイクロ波帯の電子タグの現在の状況を整理した。ECOM内部で議論した非接触ICカードと電子タグの線引きについても簡単な整理を行った。また、過去の実証実験のテーマから、トレーサビリティよりも現場作業の合理化のニーズが高かったこと、それがトレーサビリティを電子タグ応用の主眼として捉えたECOMのスタンスとずれを生じたことなどについて反省をこめて考察した。

電子タグが何故、数年前の予想ほど普及しなかった(売上額を伸ばさなかった)かについて考察した。ここでは、ユーザーが抱いている以下の疑問点や問題点について検討を加えた。

・電子タグの技術進歩がまだ続くという見通し

Class0、Class1からC1G2へ進歩したのと同様な技術革新が今後も起こる可能性。

· ISO 標準化の遅れ

特にデータの格納方法についての規格制定の状況について。

・同時読み取りの精度

同時読み取りの際に100%読めないと返って面倒な手間がかかること。

・ライバルとしての他の高容量AIDCメディアの存在

GS1 Databar や二次元シンボルなど高容量という点では電子タグと競合するメディアが存在し、これとの使い分けについて。

キラー・アプリケーションの不在

電子タグでなければならないアプリケーションとは何かについて。

・プライバシー問題

個人の所有物に電子タグが活きた状態で 添付される場合のプライバシーの保護について。

・個品への添付の遅れ

輸送単位への電子タグの添付が進む一方で個品への電子タグの添付が進み難い状況 について。

・リーダー/ライターなどの機器の価格

電波を使用することは技術的にはさほど ハイテクではないのに、関連する機器類の 価格が高いことについて。

・電波を使うことの難しさ

主として屋内での使用時に生じる電波の 反射の問題について。

・電波の人体への影響への懸念

人体および医療機器に対する電波の影響へ の懸念を表明するユーザーの存在について。

・読み取り距離の制御の難しさ

UHF帯の電波の飛び過ぎを制御する技術について。

・書き込みが遅い問題

読み出しに比べて書き込みが遅いと言われている問題について。

2. アプリケーション構築上の課題

技術的には大きな問題ではないが、電子タグの使用方法によって起こりうるアプリケーション構築上の課題として、以下について考察を行った。

・プライバシー問題を蒸し返すモバイル RFID

携帯電話にリーダー/ライターを内蔵させようとするアイディアについて。

・電子タグのウイルス汚染問題

電子タグのメモリーにウイルスを感染させることが可能と言われている問題について。

コストダウンと多様なニーズのせめぎ合い

同じ仕様の電子タグを皆が採用すれば電子タグの価格が下がるが、ユーザーのニーズはまちまちである問題について。

・電子タグの寿命と添付対象物の寿命

耐久消費財など電子タグの寿命よりも添付対象物の寿命のほうが長い場合の対処法 について。

3. 電子タグの延長線上の技術

電子タグの延長線上の技術として今後登場してくるであろうと考えられるものについて考察 した。

センサー内蔵タグ

センサーを内蔵した電子タグの動向について。

・バッテリーアシスト・パッシブタグ

バッテリーを内蔵して長距離通信可能な パッシブタグについて。

・アクティブタグ

自律的に電波を発信する電池内蔵の電子 タグの動向について。

チップレス電子タグ

有機高分子半導体を使用した印刷技術で 製造可能な電子タグの動向ついて。

複合メディア

一つの媒体の中に電子タグを内蔵し、表面 にはバーコードや二次元シンボルを印刷し て、状況に応じて多種類のリーダーでの読み 取りに対応するメディアの動向について。

今後の予定

電子タグについては、技術的な課題の多くは解決している。今後は使い方のノウハウの蓄積が重要となっていくものと考えられる。これまでの電子タグ/トレーサビリティグループのテーマを漫然と延長するのではなく、また、UHFパッシブタグやトレーサビリティのような特定分野に特化せず、広い視点から、電子タグの普及に資する調査を行うとともに、新技術のウォッチングにも力を入れていく必要がある。

9

||||| 電子タグ/トレーサビリティグループ

電子タグ技術課題検討委員会



Committee

活動概要

1. 背景·目的

環境・リサイクル、製品安全、含有化学物質管理など、新たな経済社会的課題に対応した企業・業種・業界を超えた情報共有のツールとし

表 1 〈電子タグ技術課題検討委員会〉活動経過

# 1回 平成19年8月23日 WG設立主旨説明、経済産業省の取り組み、産業界の取り組み(出版業界) 第2回 平成19年9月25日 AUTO-IDラボ・ジャパンの取り組み、 EPCgkbalの取り組み、今後の進め方 # 1回 平成19年10月25日 電子タグの耐久性について # 11回 平成19年10月25日 電子タグの耐久性について # 第1回 平成19年10月25日 電子タグの耐久性についての検討 # 第2回 平成19年11月13日 電子タグの耐久性についての検討 # 第2回 平成19年11月13日 電子タグの耐久性についての検討 # 第2回 平成19年11月20日 電子タグの耐久性についての検討 # 第1回 平成19年11月20日 電子タグの耐久性についての検討 # 第1回 平成19年11月20日 電子タグの耐久性についての検討 # 第1回 平成19年11月20日 電子タグの耐久性についての検討 # 1回 平成19年11月20日 電子タグの耐久性についての検討 # 1回 平成19年11月20日 電子タグの耐久性についての検討 # 1回 平成19年1月20日 電子タグの耐久性についての検討 # 1回 平成19年1月20日 電子タグの耐久性についての検討 # 1回 平成19年1月2日 電子タグの耐久性についての検討 # 1回 平成19年1月1日 電子タグの耐久性についての検討 # 第2回 平成20年1月1日 電子タグの耐久性についての検討 # 第3回 平成20年1月25日 電子タグの耐久性についての検討(成果報告書草案作成) # 第3回 平成20年1月25日	区分	回次 開催日 活動内容			
WG設立主旨説明、経済産業省の取り組み、 産業界の取り組み(出版業界) 第2回 平成19年9月25日 AUTO-IDラボ・ジャパンの取り組み、 EPCglobalの取り組み、今後の進め方 第1回 平成19年10月25日 電子タグの耐久性について 第1回 平成19年10月25日 電子タグの読取率向上と業務効率化について 第3回 平成19年11月13日 電子タグの耐久性についての検討 第2回 平成19年11月13日 電子タグの耐久性についての検討 第1回 平成19年11月20日 委員会 第1回 平成19年11月20日 電子タグの耐久性についての検討 第2回 平成19年12月11日 電子タグの耐久性についての検討 第2回 平成20年1月11日 電子タグの耐久性についての検討 第2回 平成20年1月11日 電子タグの耐久性についての検討 第3回 平成20年1月25日 電子タグの耐久性についての検討(成果報告書草案作成) 第3回 平成20年1月25日 電子タグの耐久性についての検討(成果報告書草案作成) 第3回 平成20年1月25日 電子タグの耐久性についての検討(成果報告書草案作成) 第2回 平成20年1月25日 電子タグの耐久性についての検討(成果報告書草案作成) 第2回 平成20年2月8日 電子タグの耐久性についての業界ヒアリング(家電業界) 第3回 平成20年3月7日 全体成果報告書案の議論、訪米調査報告	区川				
## 2回 平成19年9月25日 AUTO-IDラボ・ジャパンの取り組み、 EPCglobalの取り組み、今後の進め方 第1回 平成19年10月25日 電子タグの耐久性について 第1回 平成19年10月25日 電子タグの読取率向上と業務効率化について 第3回 平成19年11月13日 電子タグの耐久性についての検討 第2回 平成19年11月13日 電子タグの読取率向上と業務効率化についての検討 第1回 平成19年11月20日 第1回 平成19年11月20日 第1回 平成19年11月20日 電子タグの耐久性についての検討 第2回 平成19年12月11日 電子タグの耐久性についての検討 第2回 平成20年1月11日 電子タグの耐久性についての検討 第2回 平成20年1月15日 電子タグの耐久性についての検討 第3回 平成20年1月25日 電子タグの耐久性についての検討(成果報告書草案作成) 第3回 平成20年1月25日 電子タグの耐取率向上と業務効率化についての検討 成果報告書車案作成) 第2回 平成20年1月25日 電子タグの耐取率向上と業務効率化についての検討 成果報告書車案作成) 第2回 平成20年1月25日 電子タグの耐久性についての業界とアリング(家電業界) 第4回 平成20年3月7日 全体成果報告書案の議論、訪米調査報告		第1回 平成19年8月23日			
#2回 平成19年9月25日 AUTO-IDラボ・ジャパンの取り組み、EPCglobalの取り組み、今後の進め方 #1回 平成19年10月25日 電子タグの耐久性について #3回 平成19年10月25日 電子タグの読取率向上と業務効率化について #3回 平成19年11月13日 電子タグの耐久性についての検討 #3回 平成19年11月13日 電子タグの耐久性についての検討 #3回 平成19年11月13日 電子タグの耐久性についての検討 #3回 平成19年11月20日 電子タグの読取率向上と業務効率化についての検討 #1回 平成19年11月20日 電子タグの耐久性についての検討 #1回 平成19年11月20日 電子タグの耐久性についての検討 #1回 平成19年11月20日 電子タグの耐久性についての検討 #1回 平成19年11月20日 電子タグの耐久性についての検討 #2回 平成19年11月20日 電子タグの耐久性についての検討 #3回 平成19年12月11日 電子タグの耐久性についての検討 #2回 平成20年1月25日 電子タグの耐久性についての検討 #2回 平成20年1月1日 電子タグの耐久性についての検討 第3回 平成20年1月25日 電子タグの耐久性についての検討(成果報告書草案作成) #3回 平成20年1月25日 電子タグの耐久性についての検討(成果報告書草案作成) #3回 平成20年1月25日 エディンの計入性についての検討(成果報告書草案作成) #3回 平成20年1月25日 エディンの計入性についての検討(成果報告書草案作成) #3回 平成20年1月25日 エディンの計入性についての検討(成果報告書草案作成) #3回 平成20年1月25日 エディンの計入性についての検討(成果報告書字案作成) #3回 平成20年1月25日 エディンの計入性についての検討(成果報告書字案作成) #3回 平成20年1月25日 エディンの計入性についての検討(成果報告書字案作成) #3回 平成20年1月25日 エディンの計入性についての業界とアリング(家電業界) #3回 平成20年3月7日 全体成果報告書案の議論、訪米調査報告	WC				
# EPCglobalの取り組み、今後の進め方 第1回 平成19年10月25日 電子タグの耐久性について 第1回 平成19年10月25日 電子タグの読取率向上と業務効率化について 第3回 平成19年10月25日 で 第3回 平成19年10月25日 で 第3回 平成19年10月25日 で 第3回 平成19年11月13日 で で 第2回 平成19年11月13日 で で 第2回 平成19年11月13日 で で 第2回 平成19年11月20日 で で 第1回 平成19年11月20日 で で 第 1回 平成19年11月20日 で で 第 1回 平成19年1月11日 で で 第 29 平の 19年12月11日 で で 第 3回 平の 20年1月11日 で で 第 3回 平の 20年1月11日 で で 第 3回 平の 20年1月25日 で で が で が で が で が で が で が で が で が で が	WG	第2回 平成19年9月25日			
WG/TF1 電子タグの耐久性について 第1回 平成19年10月25日 電子タグの読取率向上と業務効率化について 第3回 平成19年10月25日 TF検討方針説明、電子タグ関連規格について 第2回 平成19年11月13日 電子タグの耐久性についての検討 第2回 平成19年11月13日 電子タグの読取率向上と業務効率化についての検討 第1回 平成19年11月20日 当回よりWGは「委員会」と名称変更。 委員会設立主旨説明、経済産業省電子タグ政策について 第1回 平成19年11月20日 電子タグの耐久性についての検討 第1回 平成19年11月20日 電子タグの耐久性についての検討 第2回 平成19年12月11日 電子タグの耐象性についての検討 第2回 平成19年12月11日 電子タグの耐象性についての検討 第2回 平成20年1月1日 電子タグの耐象性についての検討 第3回 平成20年1月25日 電子タグの耐象性についての検討 第3回 平成20年1月25日 電子タグの耐象性についての検討 第3回 平成20年1月25日 電子タグの耐象性についての検討(成果報告書草案作成) 第3回 平成20年1月25日 電子タグの読取率向上と業務効率化についての検討(成果報告書草案作成) 第3回 平成20年1月25日 電子タグの読取率向上と業務効率化についての検討 (成果報告書草案作成) 第3回 平成20年1月25日 電子タグの耐象性についての検討(成果報告書草案作成) 第3回 平成20年1月25日 電子タグの耐久性についての検討(成果報告書車案をの説明、議論、承認 第4回 平成20年2月8日 電子タグの耐久性についての業界ヒアリング(家電業界) 第3回 平成20年3月7日 全体成果報告書案の議論、訪米調査報告					
# 1回 平成19年10月25日 電子タグの耐久性について 第1回 平成19年10月25日 電子タグの読取率向上と業務効率化について 第3回 平成19年11月13日 電子タグの耐久性についての検討 #2回 平成19年11月13日 電子タグの耐久性についての検討 #2回 平成19年11月20日 コード・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	WC /TE1	第1回 平成19年10月25日			
WG/TF2 電子タグの読取率向上と業務効率化について 第3回 平成19年10月25日 TF検討方針説明、電子タグ関連規格について 第2回 平成19年11月13日 電子タグの耐久性についての検討 第1回 平成19年11月20日 当回よりWGは「委員会」と名称変更。 委員会設立主旨説明、経済産業省電子タグ政策について 集1回 平成19年11月20日 電子タグの耐久性についての検討 第1回 平成19年11月20日 電子タグの耐象取率向上と業務効率化についての検討 第1回 平成19年11月20日 電子タグの耐象取率向上と業務効率化についての検討 第2回 平成19年12月11日 電子タグの耐象性についての検討 第2回 平成20年1月11日 電子タグの耐象性についての検討 第2回 平成20年1月1日 電子タグの耐象性についての検討 第2回 平成20年1月25日 電子タグの耐象性についての検討 第2回 平成20年1月25日 電子タグの耐象性についての検討(成果報告書草案作成) 第3回 平成20年1月25日 電子タグの耐象性についての検討(成果報告書草案作成) 第3回 平成20年1月25日 電子タグの読取率向上と業務効率化についての検討(成果報告書草案作成) 第3回 平成20年1月25日 電子タグの読取率向上と業務効率化についての検討 (成果報告書草案作成) 第3回 平成20年1月25日 電子タグの耐象性についての検討(成果報告書草案作成) 第3回 平成20年2月8日 電子タグの耐久性についての業界ヒアリング(家電業界) 第3回 平成20年3月7日 全体成果報告書案の議論、訪米調査報告	WG/ IFI	電子タグの耐久性について			
# 3回 平成19年10月25日	WC /TEO	第1回 平成19年10月25日			
WG	WG/ IFZ	電子タグの読取率向上と業務効率化について			
TF検討方針説明、電子タグ関連規格について 第2回 平成19年11月13日 電子タグの耐久性についての検討 第2回 平成19年11月13日 電子タグの読取率向上と業務効率化についての検討 第1回 平成19年11月20日 当回よりWGは「委員会」と名称変更。委員会設立主旨説明、経済産業省電子タグ政策について 第1回 平成19年11月20日 電子タグの耐久性についての検討 第1回 平成19年11月20日 電子タグの耐久性についての検討 第2回 平成19年1月1日 電子タグの耐久性についての検討 第2回 平成20年1月11日 電子タグの耐久性についての検討 第2回 平成20年1月11日 電子タグの読取率向上と業務効率化についての検討 第2回 平成20年1月25日 電子タグの耐久性についての検討 第3回 平成20年1月25日 電子タグの耐久性についての検討(成果報告書草案作成) 第3回 平成20年1月25日 電子タグの読取率向上と業務効率化についての検討 (成果報告書草案作成) 第3回 平成20年1月25日 電子タグの読取率向上と業務効率化についての検討 (成果報告書草案作成) 第3回 平成20年1月25日 電子タグの読取率向上と業務効率化についての検討 (成果報告書草案作成) 第2回 平成20年1月25日 電子タグの計入性についての業計、議論、承認 第4回 平成20年2月8日 電子タグの耐久性についての業界ヒアリング(家電業界) 第3回 平成20年3月7日 全体成果報告書案の議論、訪米調査報告	wo	第3回 平成19年10月25日			
WG/TF1 電子タグの耐久性についての検討 第2回 平成19年11月13日 電子タグの読取率向上と業務効率化についての検討 第1回 平成19年11月20日 当回よりWGは「委員会」と名称変更。 委員会と設立主旨説明、経済産業省電子タグ政策について 第1回 平成19年11月20日 電子タグの耐久性についての検討 第1回 平成19年11月20日 電子タグの耐久性についての検討 第2回 平成19年12月11日 電子タグの耐久性についての検討 第2回 平成20年1月11日 電子タグの耐久性についての検討 第2回 平成20年1月11日 電子タグの読取率向上と業務効率化についての検討 第3回 平成20年1月25日 電子タグの耐久性についての検討(成果報告書草案作成)第3回 平成20年1月25日 電子タグの誘取率向上と業務効率化についての検討 (成果報告書草案作成) 第3回 平成20年1月25日 電子タグの誘取率向上と業務効率化についての検討 (成果報告書草案作成) 第3回 平成20年1月25日 電子タグの誘取率向上と業務効率化についての検討 (成果報告書草案作成) 第3回 平成20年1月25日 電子タグの耐久性についての検討 (成果報告書草案作成) 第3回 平成20年1月25日 コド1・TF2成果報告書案の説明、議論、承認 第4回 平成20年2月8日 電子タグの耐久性についての業界ヒアリング(家電業界) 第3回 平成20年3月7日 全体成果報告書案の議論、訪米調査報告	WG	TF検討方針説明、電子タグ関連規格について			
# 3 回 平成19年11月13日 電子タグの耐久性についての検討 第1回 平成19年11月20日 当回よりWGは「委員会」と名称変更。 委員会設立主旨説明、経済産業省電子タグ政策について 第1回 平成19年11月20日 電子タグの耐久性についての検討 第1回 平成19年11月20日 電子タグの耐久性についての検討 第2回 平成19年12月11日 電子タグの耐久性についての検討 第2回 平成20年1月11日 電子タグの耐久性についての検討 第2回 平成20年1月11日 電子タグの誘取率向上と業務効率化についての検討 第2回 平成20年1月1日 電子タグの耐久性についての検討 第2回 平成20年1月25日 電子タグの耐久性についての検討(成果報告書草案作成)第3回 平成20年1月25日 電子タグの耐久性についての検討(成果報告書草案作成) 第3回 平成20年1月25日 電子タグの誘取率向上と業務効率化についての検討(成果報告書草案作成) 第3回 平成20年1月25日 電子タグの耐久性についての検討(成果報告書草案作成) 第3回 平成20年1月25日 電子タグの耐久性についての検討(成果報告書字の説明、議論、承認 第4回 平成20年2月8日 電子タグの耐久性についての業界ヒアリング(家電業界) 第3回 平成20年3月7日 全体成果報告書案の議論、訪米調査報告	140 (TE1	第2回 平成19年11月13日			
WG/TF2 電子タグの読取率向上と業務効率化についての検討 第1回 平成19年11月20日 当回よりWGは「委員会」と名称変更。 委員会設立主旨説明、経済産業省電子タグ政策について	WG/IFI	電子タグの耐久性についての検討			
電子タグの読取率向上と業務効率化についての検討 第1回 平成19年11月20日 当回よりWGは「委員会」と名称変更。 委員会設立主旨説明、経済産業省電子タグ政策について 委員会/TF1 第1回 平成19年11月20日 電子タグの耐久性についての検討 第1回 平成19年11月20日 電子タグの読取率向上と業務効率化についての検討 第2回 平成19年12月11日 電子タグの耐久性についての検討 第2回 平成20年1月11日 電子タグの読取率向上と業務効率化についての検討 第3回 平成20年1月15日 電子タグの耐久性についての検討(成果報告書草案作成) 第3回 平成20年1月25日 電子タグの耐久性についての検討(成果報告書草案作成) 第3回 平成20年1月25日 電子タグの読取率向上と業務効率化についての検討(成果報告書草案作成) 第3回 平成20年1月25日 電子タグの読取率向上と業務効率化についての検討(成果報告書草案作成) 第3回 平成20年1月25日 電子タグの読取率向上と業務効率化についての検討 「成果報告書草案作成) 第2回 平成20年1月25日 TF1・TF2成果報告書案の説明、議論、承認 第4回 平成20年2月8日 電子タグの耐久性についての業界ヒアリング(家電業界) 第3回 平成20年3月7日 全体成果報告書案の議論、訪米調査報告		第2回 平成19年11月13日			
委員会 当回よりWGは「委員会」と名称変更。 委員会設立主旨説明、経済産業省電子タグ政策について 第1回 委員会/TF1 第1回 平成19年11月20日 電子タグの耐久性についての検討 委員会/TF2 第1回 平成19年11月20日 電子タグの誘取率向上と業務効率化についての検討 委員会/TF1 第2回 平成19年12月11日 電子タグの耐久性についての検討 委員会/TF2 第2回 平成20年1月11日 電子タグの誘取率向上と業務効率化についての検討 委員会/TF1 第3回 平成20年1月25日 電子タグの耐久性についての検討(成果報告書享作成) 委員会/TF2 電子タグの誘取率向上と業務効率化についての検討(成果報告書享作成) 委員会/TF2 第2回 平成20年1月25日 電子タグの誘取率向上と業務効率化についての検討(成果報告書享の説明、議論、承認 委員会/TF1 第2回 平成20年1月25日 TF1・TF2成果報告書家の説明、議論、承認 委員会/TF1 第4回 平成20年2月8日 電子タグの耐久性についての業界ヒアリング(家電業界) 第3回 平成20年3月7日 全体成果報告書案の議論、訪米調査報告	WG/ IF2	電子タグの読取率向上と業務効率化についての検討	ł		
		第1回 平成19年11月20日			
 委員会/TF1 電子タグの耐久性についての検討 第1回 平成19年11月20日 電子タグの読取率向上と業務効率化についての検討 委員会/TF1 番子タグの耐久性についての検討 第2回 平成20年1月11日 電子タグの耐久性についての検討 第2回 平成20年1月11日 電子タグの耐気性についての検討 第3回 平成20年1月25日 電子タグの耐久性についての検討(成果報告書草案作成) 第3回 平成20年1月25日 電子タグの読取率向上と業務効率化についての検討(成果報告書草案作成) 第3回 平成20年1月25日 電子タグの読取率向上と業務効率化についての検討(成果報告書草案作成) 第2回 平成20年1月25日 TF1・TF2成果報告書案の説明、議論、承認 委員会/TF1 電子タグの耐久性についての業界とアリング(家電業界) 第3回 平成20年3月7日 全体成果報告書案の議論、訪米調査報告 	委員会		-		
電子タグの耐久性についての検討	チ무스 /TT1	第1回 平成19年11月20日			
委員会/TF2 電子タグの読取率向上と業務効率化についての検討 委員会/TF1 第2回 平成19年12月11日 委員会/TF2 第2回 平成20年1月11日 委員会/TF2 電子タグの耐久性についての検討 委員会/TF1 第3回 平成20年1月25日 電子タグの耐久性についての検討(成果報告書草案作成) 第3回 平成20年1月25日 電子タグの読取率向上と業務効率化についての検討(成果報告書草案作成) 第2回 平成20年1月25日 委員会/TF1 第2回 平成20年1月25日 丁F1・TF2成果報告書案の説明、議論、承認 第4回 平成20年2月8日 電子タグの耐久性についての業界ヒアリング(家電業界) 第3回 平成20年3月7日 全体成果報告書案の議論、訪米調査報告 全体成果報告書案の議論、訪米調査報告	安貝宏/ F	電子タグの耐久性についての検討			
電子タグの読取率向上と業務効率化についての検討 第2回 平成19年12月11日 電子タグの耐久性についての検討 第2回 平成20年1月11日 電子タグの耐久性についての検討 第3回 平成20年1月25日 電子タグの耐久性についての検討(成果報告書草案作成)第3回 平成20年1月25日 電子タグの誘取率向上と業務効率化についての検討(成果報告書草案作成)第3回 平成20年1月25日 電子タグの誘取率向上と業務効率化についての検討(成果報告書章案作成)第2回 平成20年1月25日 TF1・TF2成果報告書案の説明、議論、承認 第4回 平成20年2月8日 電子タグの耐久性についての業界ヒアリング(家電業界)第3回 平成20年3月7日 全体成果報告書案の議論、訪米調査報告	₹₽ △ /₩0	第1回 平成19年11月20日			
委員会/TF1 電子タグの耐久性についての検討 委員会/TF2 第2回 平成20年1月11日 電子タグの読取率向上と業務効率化についての検討 第3回 平成20年1月25日 電子タグの耐久性についての検討(成果報告書草案作成) 第3回 平成20年1月25日 電子タグの読取率向上と業務効率化についての検討(成果報告書草案作成) 第2回 平成20年1月25日 委員会/TF2 第2回 平成20年1月25日 TF1・TF2成果報告書家の説明、議論、承認 第4回 平成20年2月8日 委員会/TF1 電子タグの耐久性についての業界ヒアリング(家電業界) 第3回 平成20年3月7日 全体成果報告書案の議論、訪米調査報告	安貝会/ IFZ	電子タグの読取率向上と業務効率化についての検討	-		
電子タグの耐久性についての検討 第2回 平成20年1月11日 電子タグの読取率向上と業務効率化についての検討 第3回 平成20年1月25日 電子タグの耐久性についての検討(成果報告書草案作成) 第3回 平成20年1月25日 電子タグの読取率向上と業務効率化についての検討(成果報告書草案作成) 第2回 平成20年1月25日 「F1・TF2成果報告書案の説明、議論、承認 要員会/TF1 第4回 平成20年2月8日 電子タグの耐久性についての業界とアリング(家電業界) 第3回 平成20年3月7日 全体成果報告書案の議論、訪米調査報告	중무스 /TT1	第2回 平成19年12月11日			
委員会/TF2 電子タグの読取率向上と業務効率化についての検討 第3回 平成20年1月25日 電子タグの耐久性についての検討(成果報告書草案作成) 第3回 平成20年1月25日 委員会/TF2 電子タグの読取率向上と業務効率化についての検討(成果報告書草案作成) 委員会 第2回 平成20年1月25日 TF1・TF2成果報告書案の説明,議論、承認 第4回 平成20年2月8日 委員会/TF1 電子タグの耐久性についての業界とアリング(家電業界) 第3回 平成20年3月7日 全体成果報告書案の議論、訪米調査報告	安貝宏/ ۱۲ 1	電子タグの耐久性についての検討			
電子タクの読取率向上と業務効率化についての検討 第3回 平成20年1月25日 電子タグの耐久性についての検討(成果報告書草案作成) 第3回 平成20年1月25日 電子タグの読取率向上と業務効率化についての検討(成果報告書草案作成) 第2回 平成20年1月25日 TF1・TF2成果報告書案の説明、議論、承認 第4回 平成20年2月8日 電子タグの耐久性についての業界ヒアリング(家電業界) 第3回 平成20年3月7日 全体成果報告書案の議論、訪米調査報告	중무스 /TT0	第2回 平成20年1月11日			
委員会/TF1 電子タグの耐久性についての検討(成果報告書草案作成) 第3回 平成20年1月25日 電子タグの読取率向上と業務効率化についての検討(成果報告書草案作成) 委員会 第2回 平成20年1月25日 TF1・TF2成果報告書案の説明、議論、承認 委員会/TF1 第4回 平成20年2月8日 電子タグの耐久性についての業界とアリング(家電業界) 第3回 平成20年3月7日 全体成果報告書案の議論、訪米調査報告	安貝宏/ IFZ	電子タグの読取率向上と業務効率化についての検討	-		
電子タグの耐久性についての検討(成果報告書草案作成) 第3回 平成20年1月25日 電子タグの読取率向上と業務効率化についての検討 (成果報告書草案作成) 第2回 平成20年1月25日 TF1・TF2成果報告書案の説明、議論、承認 第4回 平成20年2月8日 電子タグの耐久性についての業界ヒアリング(家電業界) 第3回 平成20年3月7日 全体成果報告書案の議論、訪米調査報告	チ무스 /ㅠ1	第3回 平成20年1月25日			
委員会/TF2 電子タグの読取率向上と業務効率化についての検討(成果報告書草案作成) 委員会 第2回 平成20年1月25日 TF1・TF2成果報告書案の説明、議論、承認 委員会/TF1 平成20年2月8日 電子タグの耐久性についての業界ヒアリング(家電業界) 第3回 平成20年3月7日 全体成果報告書案の議論、訪米調査報告	安貝宏/ F	電子タグの耐久性についての検討(成果報告書草案作所	戓)		
(成果報告書草案作成) 委員会 第2回 平成20年1月25日 丁F1・TF2成果報告書案の説明、議論、承認 委員会/TF1 第4回 平成20年2月8日 電子タグの耐久性についての業界ヒアリング(家電業界) 第3回 平成20年3月7日 全体成果報告書案の議論、訪米調査報告		第3回 平成20年1月25日			
委員会 TF1・TF2成果報告書案の説明、議論、承認 第4回 平成20年2月8日 電子タグの耐久性についての業界ヒアリング(家電業界) 第3回 平成20年3月7日 全体成果報告書案の議論、訪米調査報告	委員会/TF2		t		
TF1・TF2成果報告書案の説明、議論、承認 第4回 平成20年2月8日 電子タグの耐久性についての業界ヒアリング(家電業界) 第3回 平成20年3月7日 全体成果報告書案の議論、訪米調査報告	チ무스	第2回 平成20年1月25日			
委員会/TF1 電子タグの耐久性についての業界ヒアリング(家電業界) 第3回 平成20年3月7日 全体成果報告書案の議論、訪米調査報告	安貝宏	TF1・TF2成果報告書案の説明、議論、承認			
電子タグの耐久性についての業界ヒアリング(家電業界) 第3回 平成20年3月7日 全体成果報告書案の議論、訪米調査報告	禾昌△ /TF1	第4回 平成20年2月8日			
全体成果報告書案の議論、訪米調査報告	^{安貝☆/ 「} 電子タグの耐久性についての業界ヒアリング(家電		早)		
【 委員会 		第3回 平成20年3月7日			
第4回 平成20年3月28日	<i>중</i> 무스	全体成果報告書案の議論、訪米調査報告			
	安貝 会	第4回 平成20年3月28日			
成果報告書修正案(最終版)の確認、承認		成果報告書修正案(最終版)の確認、承認			

て期待されている電子タグが、幅広く活用されるためには、業界を超えた連携を実現するための横断的な技術課題を明らかにして、必要な対策について検討する必要がある。

2. 活動方針

電子タグ技術課題調査検討WGでの検討成果を踏まえ、平成19年11月、発展的にこれを電子タグ技術課題検討委員会(経済産業省委託事業)として改組した。電子タグメーカー、ベンダーの業界団体、電子タグ関連の標準化団体、電子タグ実証実験参加経験企業・団体の協力を得て委員会を設置し、以下の①~④について調査・検討を行った。なお、本委員会では、導入のための普及指針となり得る、①と④を中心に積極的な議論を行うとともに、成果を成果報告書にとりまとめた。

- ①さまざまな条件・環境下で使用される電子 タグの耐久性について、現状を調査・分析 する。
- ②国内で電子タグを稼働する際に懸念されている電波干渉の問題に関して、技術的な評価・実験結果に基づき、運用上の工夫や利用環境向上の検討を行う。海外での電波干渉を考慮した運用などについて、必要に応じて調査を実施する。
- ③これまでの実証実験などを通じて、業界・ 業際間で求められるユーザーエリアへの情 報格納ルールに関して整理し、課題を明ら かにし、必要な対策について検討する。
- ④電子タグ読み取り率の向上や業務効率化の ために、国内・国際間での電子タグの添付 位置などの運用事例を調査する。

活動内容

調査・分析にあたっては、まず2つのタスクフォース (TF) を設置し、電子タグの耐久性 (TF1)、電子タグ読み取り率の向上、業務効率化 (TF2) の課題について、これまで実施された経済産業省電子タグ実証実験や電子タグ導入先進事例から明らかになった成果や工夫を整理し取りまとめた。

次に、電子タグ読み取り率の向上や業務効率 化の先進技術調査として、欧州および米国の企 業の訪問調査を平成19年12月に実施した。訪 問調査先は、表2のとおりである。

ここでは、代表的な導入事例として、ドイツ のメトログループを紹介する。

メトログループの電子タグに関する企画および検証施設(ショールーム)である Future Store Initiative (Innovation Center)を訪問した。すでにメトログループでは、パレットタグに UHF 帯電子タグを使用している。4年前に、導入検討中の顧客用の電子タグカードをプライバシーの課題により断念した経緯もあり、セキュリティ(プライバシー確保)への高い配慮と対応がなされており、実導入への加速をさらに強めている。

メトログループの百貨店カフホフでは、紳士服関連商品のほとんどに UHF 帯電子タグが添付されており、精算時に一点一点確実に読取処理を行っている。プライスタグでは実際の精算処理を、電子タグでは商品の売上管理を行っている。電子タグの読み取りはカウンターの裏側に設置されたリーダーで行っており、精算処理と同時に行っているため読み取りに時間はかからない。また、従業員や顧客は電子タグの運用にまつわるストレスはないようである。原則として精算と同時に電子タグは回収されるシステムになっている。



写真 1 添付されている電子タグ(右)と プライスタグ(左)

表 2 電子タグ先進技術調査

訪問日	国	場所	訪問先
平成19年12月3日	ドイツ	ニース	METRO Group Future Store Initiative
12月3日	ドイツ	デュッセルドルフ	METRO Group KAUFhOF
12月4日	イギリス	ケンブリッジ	AUTRO-ID LABS CAMBRIDGE
12月5日	米国	ボストン	AUTO-ID LABS MIT
12月6日	米国	ミネアポリス	TARGET

まとめ

現状の電子タグの横断的な技術的課題を調査、整理、分析し、成果報告書に取りまとめた。これまでの実証実験などで課題とされている項目の大部分は、運用でカバーすることが可能である。導入を検討している場面において、それぞれの不具合の可能性を予測して、運用・システム設計をするという手順は他のシステムとなんら変わりはない。耐久性については、ユーザーが求める仕様や規格と、市場にある電子タグには、若干の開きがあることは確かである。しかし、各企業で技術的開発が行われ、その差は格段に狭まっており、今後さらに導入が進むものと思われる。

電子タグ国際標準化支援活動

次世代電子商取引推進協議会 主席研究員 若泉和 彦

Support Activity

活動概要

ECOM はその前身の一つである産業情報化推進センター (CII) の時代から、バーコード、二次元バーコードなどの自動認識メディアと企業間電子商取引との連携使用の重要性を認識し、自動認識技術にかかる業界団体である(社)日本自動認識システム協会および、自動認識メディアの国際標準化の国内審議団体である(社)電子情報技術産業協会との連携を図りながら継続的に活動をしてきた。

自動認識メディアは商品コードなど、ユニークな識別子を記憶して「物」に添付され、この識別子と EDI のデータとをマッチングすることで、その商品にかかる詳細な情報を正確に商品と「紐付け」すること、すなわち情物一致が実現できる。

特に最新の電子タグ、二次元シンボルなどの 高容量自動認識メディアは、ユニークな識別子 のみならず、物流の現場、店頭、あるいは商品 が使用される場所で必要となる情報のうち、特 に即時性を要する情報を格納するだけの記憶容 量を備えている。したがって、単なる Identifier としての性格だけではなく、Data Carrier とし ての性質も併せ持つようになった。

Data Carrier として業務改善などに貢献するためには、データを書き込んだ当事者が認識した情報の意味と、データを読み取る当事者が認識する情報の意味とが完全に一致することが大前提であり、このことは EDI における情報項目の標準化とまったく一致する。

そのため、ECOM は EC/EDI の研究機関として、また自動認識メディアのユーザー企業の団体として、そのノウハウや要求事項を自動認識メディアの国際標準化活動に提供する必要性から、(社)日本自動認識システム協会に設置された「物品識別委員会」および(社)電子情報技術産業協会に設置された「AIDC 標準化専門委員会 WG2 および WG4」に参加し、国際標準化活動への協力を行っている。

活動成果

平成19年度は、電子タグに関連する国際規

格の制定という観点では、あまり大きな進展はなかったが、国内の各委員会では次に向けての 議論が行われた。

1. 物品識別委員会

物品識別委員会では、ISO/TC104、TC122 の合同ワーキンググループが審議している、

· ISO 17363: 貨物コンテナ用のタグ

・ ISO 17364 : パレット・オリコン用のタグ

· ISO 17365:輸送梱包用のタグ

· ISO 17366:製品梱包・化粧箱用のタグ

· ISO 17367:製品本体添付用のタグ

の5規格について平成18年度に引き続き検討を行ったが、FDIS (最終の原案) に対する投票が行われ、制定されたのは貨物コンテナ用の電子タグだけにとどまり、残りの4規格については、引用している電子タグのロゴマークの使用や、HF帯 (13.56MHz) の新しい規格ISO18000 part3 mode3の開発の遅れなどいくつかの手続き論的な要因があり、FDIS 投票を開始するところまで至っていない。

2. AIDC 標準化専門委員会 WG2

AIDC 標準化専門委員会 WG2 では、電子 タグのメモリーに情報を格納するルールを検 討している。現状の規格体系では、バーコー ド・二次元シンボルと、電子タグの間に大き な違いがある。これに対して、どの AIDC メ ディアを使用してもアプリケーションインタ ーフェースが同じになることを担保すること を目的に、ISO/IEC JTC1/SC31/WG2 と ISO/IEC JTC1/SC31/WG4/SG1 との規格 の整合化や規格の使用方法を説明するテクニ カルレポートの作成を提唱し、新規ワークア イテムプロポーザルを日本から提出するため の作業を進めている。平成20年1月に開催 されたフロリダの会議で日本の代表が本件に ついて説明した際にも、この問題については、 他のメンバー国も同様な懸念を持っているこ とが明らかとなり、日本の提案は、おおむね 好意的に受け止められた。

3. AIDC 標準化専門委員会 WG4

AIDC 標準化専門委員会 WG4 に関する規格 はおおむね順調に開発が進んでいる。また、EPCglobal との協力関係も強固なものになって おり、二重開発や、相矛盾する仕様の規格化が 避けられるようになっている。

前述した ISO 18000 part3 mode3 について も ISO/IEC JTC1/SC31/WG4 原案を作成せず、EPCglobal からの提案を受け入れることで合意 されている。

WG4関係で難航しているのは、ISO/IEC JTC1/SC31/WG4/SG1が担当しているミドルウェア規格 ISO/IEC24791の開発である。これと密接に関連する ISO/IEC 15961、ISO/IEC 15962の改訂作業もプロジェクトが延期されるなど、やや遅れが目立っており、EPCglobalの C1G2 仕様の電子タグに ISO 準拠の方法でデータを書き込む際の具体的な方法がまだクリアになっていない。

4. その他の動き

国際標準化とは若干性格を異にするが、各国の電波使用にかかるレギュレーションに関する情報収集も本事業の中で行ってきた。平成19年度で特筆するべきトピックスは3つある。

(1) 欧州

欧州では、852MHz ~ 854MHz だった UHF の周波数帯域を 915MHz ~ 921MHz に変更する提案が ETSI (European Telecommunications Standards Institute) に出され、検討が進もうとしている。これは、米国の 902MHz ~ 928MHz 帯の範囲内に完全に包含される領域である。

(2) 中国

中国の UHF 帯が、917MHz ~ 925MHz 帯 (国際取引用)、840MHz ~ 845MHz (国内専用)の2バンドに割り当てられた。この結果、世界中のほとんどの国と地域が米国の UHF 帯と重なった周波数帯を電子タグ用に用意したのに対して、日本だけが950MHz ~ 956MHz と、孤立した状態になってしまった。そのために性能面で、日本が大きなハンディキャップを背負うことはないと見られているが、今後 UHF 帯電子タグの使用方法のバリエーションがさまざまに開発されていく中で、何らかの不利を被ることがないか、注意深く、情報収集し、必要な場合には関係機関と連携してわか国に不利益がないように働きかけをしていく必要がある。

(3) 日本

わが国の総務省の小電力無線システム委員会が、リッスンビフォアトーク (LBT) を使用しなくても良いチャンネルとして 952.4MHz および 953.6MHz の 2 チャンネル設けることを提言し

た。これはLBTの欠陥として、多数台のリーダー/ライターを同時に動作させようとしたときに長時間の「待ち」が発生するなど、電子タグを応用したシステムで性能面の問題が指摘されていたことを解決するものであり、ECOMもパブリックコメントで賛成の意を表したが、他の団体も多くがこの案に賛成した。これは、電子タグの実導入に向けて一歩前進したと言うことができる。

今後の予定

ISOの標準化は手続きが厳格で、メンバー国が、国内で十分に審議できるように、投票の期間が長くとられていることや、中央事務局が、限られたリソースで運営されていること、幹事国や議長国が公平に選任されていることなどさまざまな要因から、他の民間コンソーシアムによる標準化に比べて時間がかかる。

ISO内部でもディレクティブの改善などでスピードアップを図ろうとする動きはあるが、ISOの標準化が遅いことには変わりがない。一方で、デジュール標準としての「重み」は依然としてあり、わが国の産業界が国際取引の中で利益を上げている以上、簡単に手を引くことはできない。

したがって、ECOM の体制がどのように変化しても、今後も何らかの形で、電子タグの国際標準化には協力を継続する予定である。

具体的には電子タグと他の AIDC メディアの アプリケーションインターフェースの統一化 (もしくは使用方法の明確化) に特に注力する。加えて、ISO/IEC 24791 の早期の制定に協力し、関係機関との連携によって、ISO 体系での C1G2 タグの具体的な使用方法を分かりやすいドキュメントとして提供することも検討したい。

また、ISOの規則で、検討中の規格について 技術的な内容をオープンに開示することが許さ れていないため、ユーザーの意見を取りまとめ て、標準化に対して意見、提言をすることには 難しい側面もあるが、機会を捉えて、ECOM メ ンバーとの情報交換を図り、電子タグユーザー のニーズの把握に努め、今後の国際標準化の方 向性が、わが国産業界のニーズから乖離しない よう引き続き提案をしていく。

なお、今後は電子タグとバーコード、二次元シンボル、OCR などを一つのメディアとして統合した、複合メディアが実用化される可能性や、電池およびセンサータグの規格化が本格化すると考えられ、技術動向を捉えるためにも、国際標準化の場にどのような提案がなされるかをウォッチしていくことが重要と考えられるので、ISOの知的財産権を侵害しない範囲で、ECOM 会員への情報のフィードバックを図りたい。

||||| 電子タグ/トレーサビリティグループ

センサネットワーク活用調査 WG

次世代電子商取引推進協議会 主席研究員 早川和夫

Working Group

活動概要

ユビキタスネットワーク社会を実現する一つの 手段として無線機能を内蔵したセンサや RFID な どが自動的に多様なデータをやり取りし、それら をさまざまな形で活用する自律分散型のネットワ ークが「センサネットワーク」である。

センサネットワークの利用分野としては、防災・災害予測、防犯・セキュリティ、医療・介護、交通、物流・マーケティング、施設管理、環境モニタリング分野などにおける情報基盤としての活躍が期待されてきた。

このように多くの分野での展開が望まれなが ら、我々は日常の生活の中での魅力的なカスタ マー体験を未だしていない。

このような背景のもと、平成19年度にECOMでは、センサネットワーク活用調査WGを設置し、センサネットワークに関する活用事例を調査・分析し、センサネットワークにおけるビジネスモデルの考察や、普及のための問題点とその解決策について検討を行ってきた。

本稿は、本調査活動における検討結果を取りまとめたものであり、より広範囲にセンサネットワークの実現が図られることで、新しい価値、新しい環境に相応したユビキタスネットワーク社会が開かれることを強く望むものである。

本WGの活動経過を表1に示す。

活動成果

1. センサネットワークの概要

(1) 定義

情報通信白書[□]では、センサネットワークを システム形態区分の観点から、4つに区分して いる。

- ①センサ単体
- ②ネットワークにつながったネットワーク型 センサ
- ③オープン・スタンダードなプラットフォーム により機器間の相互接続性・相互運用性を 高めたオープン型センサネットワーク
- ④通信機能のコンポーネントがセンサに内蔵 されて機器が至るところに遍在するユビキ

タス・センサネットワーク

本WGでは、センサが多様なネットワークにつながることで、一つのセンサでは不可能な面や空間のデータを取得し、人の行動といった複雑な状況や継続的に変化する周辺環境まで把握することができるようになり、人の生活様式やビジネススタイルに大きな変革をもたらすことができるという影響度の重大さとその重要な価値を捉え、センサネットワークに関して以下のように定義(AND条件)した。

- ①センサ群をネットワーク化したもの
- ②センサ、周辺機器、および通信事業者のネット ワークなどで構成され、人とモノまたはモ ノとモノとのコミュニケーションが行え、 従来になかった付加価値、便益、効用を実現 できる有機的かつ総体的な仕組み
- (注) ネットワーク化自体は、いわゆるマルチホップ (アドホック) 通信、ネットワーク自動設定および異ベンダー機器間接続などを必須とするものではない。

(2) センサが感知する情報と技術

表 2 にセンサが感知する情報例を示す。 センサを実現する上では、センシング技術・

表 1 〈センサネットワーク活用調査 WG〉活動経過

区分	回次	開催日		
		活動内容		
	第1回	平成19年6月12日		
	WGの方向	- 向性を家庭内の事例調査主体とする		
	第2回	平成19年7月13日		
	利活用範	囲を家庭内から省エネ、機器管理、医療、防災等に拡大		
	第3回	平成19年8月28日		
	調査内容	を決定		
	第4回	平成19年10月9日		
	調査先の決定確認及び成果報告書目次と執筆分担の審議			
w _G	第5回	平成19年11月6日		
₩G	成果報告書目次と概略内容及び執筆分担を決定			
	第6回	平成19年11月30日		
	調査内容	の中間報告会。内容追加並びに修正等を審議		
	第7回	平成20年12月21日		
	調査内容	の最終報告会。内容追加並びに修正等を決定		
	第8回	平成20年1月30日		
	成果報告書原案の審議			
	第9回	平成20年2月26日		
	成果報告書最終審議			

耐環境技術・省電力技術・小型化/低価格化技 術の4つの技術が必要となる。

センサを設置する方法としては、防災や軍事 用途などのために空中から散布する場合から、 一つずつ人手で設置する場合までさまざまであ る。その設置環境も、屋外、室内、地下など多 様である。また、センサネットワークにおいて は、大量のセンサを利用することになる場合も あり、そのような場合は、センサ自体の価格だ けでなく設置の効率性も重要になる。

このような、多様な形態のセンサネットワークを実現するための鍵を握るのがネットワーク技術であり、センサ間、または、センサとサーバの間の物理的な通信方法と、その制御技術から構成される。

大量のセンサを設置する場合などでは、そのような通信制御機器の設置を前提とした形態をとることは、手間、コストを考えると現実的ではない。このようなケースでは、各センサノード自体が自律的に通信を制御するといった技術が必要となる。このようなネットワークは、アドホックネットワークと呼ばれ、相互に直接できないノード間でも、情報を中継可能なノードを探してバケツリレー的にデータを送ることが可能となる。実現のためには、各ノードがルータのようなデータ中継機能を保有することになり、特別なルーティングプロトコルも必要となる。さらに、用途によっては、センサ間でも対の同期や、位置の特定、通信の優先制御といった技術も必要となる。

(3) 標準化動向

センサネットワークで主に使われている ZigBee に関する標準化動向を述べる。

ZigBee は信頼性のある、低消費電力・低コストの無線通信を目指して平成13年から ZigBee Alliance で標準化が進められている。ZigBee がカバーする範囲は、OSI 参照モデルのネットワーク層以上の部分で、物理層/MAC層についてはIEEE802.15.4を採用している。特徴の一つとして多種多様なネットワークに対応するためにスター、ツリー(木構造)、メッシュといったネットワークトポロジーをサポートしている。

最新バージョン "ZigBeePRO" は平成19年10月3日に発表された。一般への公開は平成20年前半の予定となっている。

2. 成果

センサネットワークを導入 (実証試験を含む)している 51 事例の中から 10 事例を選び調査した。

(1) 普及シナリオと導入効果

一般にビジネスモデルとは、明確に定義されて

いる訳ではない。通常は、戦略(誰にどんな製品・サービスを提供するか)、と収益構造(どのようなコストがかかりどのように収益を上げるか)などが思い浮かび、ビジネスの方法や仕組みそのものに新しさがあり、ベースとなる技術には特に目新しさを必要としない場合が多い。

つまり、「儲けを生み出すビジネスのしくみ」と言える。今回、センサネットワークの導入事例 を調査したが、そこから得られるモデルは、戦略 や収益構造云々とは程遠く、導入側で見ればコスト削減より効率化の促進などに主眼が置かれ、供 給側から見れば、単なる物売り形態と言える。

今回の調査結果から将来を展望すると、現状は、黎明期であり、個別単独システムから面的広がり(単独→地域→国→グローバル)を見せ、それに伴い新たな情報サービスが出現すると考えられる。

図1 に普及シナリオを示し、経営面、コスト 面および副次効果といった観点から見た調査結 果を導入効果として図2 に示す。

(2)調査結果

センサネットワークの導入事例に関する調査 結果の概要を表3に示す。

(3) ビジネスモデルの考察

現状の収益構造は、物売りモデルである。

今後、SaaS 形式に拠るマルチテナント(サーバやデータベースを複数のユーザーで共有し、パラメータ等でカスタマイズできる)型のモデルが登場すると考えられる。

また気象予測システム(ある意味日本最大のセンサネットワーク)のように公共インフラ的要素が強いシステムが出現し、新たな公共サービスとしての利用や、オープンプラットフォーム化されて各種データの活用によるグローバルな情報サービスが出現するものと思われる。

(4) 課題と解決策

調査結果から分析した現状の課題と解決策を、 図3に示す。技術的な課題の解決は困難なこと ではない。むしろ、経営面、コスト面での課題 解決が重要である。

表 2 センサが感知する情報例

類型	感知する情報の例	
環境	温度、湿度、降雨量、音、等	
状況	位置、高度、速度・加速度、傾き・角度、重量、圧力、振動、衝撃、等	
識別	バーコード、RFID、指紋、静脈パターン、等	
特定	ガス漏れ、煙、炎、熱、放射能、科学物質、等	

出所:(独)情報通信研究機構

http://www.venture.nict.go.jp/trend/sensor/1_1.html http://www.venture.nict.go.jp/trend/sensor/index2.html

まとめ

センサネットワークは、一部の先進ユーザー が導入し始めているが、広く知れわたっている システムとは言い難い。すなわちセンサネット ワークは、未だそのシステムとしての概念が理 解されていない状況にあると考えられる。

今回は 10 事例を調査しただけなので、まだまだ分析データとしては不足しているが、傾向としては、それほどの違いはないと考える。

今後、ユビキタス環境実現のキーの一つであるセンサネットワークの活用事例をさらに調査することと、いっそうの啓発活動が必要である。

【参考文献】

- [1] 総務省ユビキタスセンサーネットワーク技術に関する調査研究会: ユビキタスセンサーネットワークの実現に向けて最終報告、平成16年7月
 - http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/040806_4_b2.html

黎明期

現在(2007年)

拡大期

普及期

2010年頃

2030年頃

- ・個別単独システム
- ・企業/自治体等個別の単位毎の 設備投資の一環で導入・実導入と実験が混在
- ・複数企業間等にまたがったシステム
- ・相互接続ルール、セキュリティ
- ・データ活用サービス
- ·SaaS、SCMのプラットフォーム
- 全国展開されたシステム
- ・公共サービスの普及
- ・グローバルなプラットフォーム

図1 普及シナリオ

経営面

- ·作業者の負担軽減
- ·作業効率向上
- ・取得データの経営活動への寄与 (原因究明、訴訟対応、等)

コスト面

・IT化に拠る経費削減 (人件費、電力量、等) ・イニシャルコスト低減 (無線活用による)

副次効果

- ·信頼性向上
- ·顧客PR
- ·地域振興

図 2 導入効果

経営面

- ・取得データを活用しきれていない
- ・複数企業間で活用する際のコスト負担先が不明瞭
- ・将来に渡りシステム運営やデータ活用ができるか、不安がある

コスト面

- ・センサ端末が高価であり導入障壁となっている
- ・センサネットワークのイニシャルコストが高い
- ·将来的にシステムの保守·更新等で不安がある

技術面

・電波通信障害(ノイズ発生、電波の減退等) ・利用しやすい操作端末が必要である

その他

- ・センサネットワークに対する理解を得るのが難しい
- ・通信手段の確保(DoPaサービス終了等)
- ・ガイドラインや法令等の整備不足

課題と問題

- ・取得情報の活用の仕方が不十分であること、導入目的に適っていないことがある(導入効果が不十分)
- ・機器/システムの導入コストが高価、及びコスト負担も不明瞭な場合がある。また、将来の保守・更新等についても不安視されている
- ・屋外環境(風雨、寒冷等)に耐えうる機器、及び高齢者等誰でも操作が簡単な機器開発が必要
- ・電波の影響(電波減衰、自動ドア、健康被害等)に対する懸念
- ・参加者・協力者等周りの理解獲得、及び他者との連携づくり
- ・セキュリティ、プライバシー保護(法令等の整備も含む)
- ・場合によっては相互接続のための標準的な技術・仕様が必要

普及のための方策



- ・提供側がシステムのメリット、導入によって得られる効果を導入側 に明確に説明する。場合によっては、導入後の活用法、業務への適用・ 改善法を提案する
- ・システム導入の費用対効果が適正であるよう、価格設定を行う(費用対効果に見合わない高額なシステムは受け入れられない)
- ・機器/システムは低価格で耐久性が高く(故障が少ない、長期間使える、維持費が安い)、かつ取り扱いが簡単であることが条件である
- ・システムの参加者・協力者や周辺環境(ヒト・モノ・環境)に対する十分な配慮が必要(関係企業・住民理解、環境保護等)

図3 課題と解決策

表 3 センサネットワーク調査概要

No.	ユーザー	プロジェクト名	目的	満足度	評価
1	(株)グレープストーン	無線環境モニタリング システム	・工場内環境データの取得に よる製造環境の把握	0	【効果が出た点】 ・作業員の負担が軽減された ・異常発生等の問題究明に利用できた
		(実導入)	よる姿迫場場の指揮		【効果が出なかった点】 ・パーティクル数データを活用できていない
2	美祢社会復帰促進センター	受刑者管理システム(実導入)	・受刑者管理 ・刑務官の負担軽減	0	【効果が出た点】 ・刑務官の負担が軽減している ・アリバイ証明や人物特定にデータが活用できている ・人件費を抑制できている
					【効果が出なかった点】 ・特になし
	三菱マテリアル(株)/	鉱石品質管理システム			【効果が出た点】 ・管理者の負担が軽減された
3	三変マブップル(株)/ シェアードサービスセンター 	<u> </u>	・セメントの品質確保	0	【効果が出なかった点】 ・作業内容が効率化されたとは言えない ・双方向での情報交換ができていない
4	(株)日立プラントテクノロジー	ZigNET (実導入)	・水位監視 ・ポンプ場設備機器の状態監視	56- 4F	【効果が出た点】 ・水位データ取得により数値で証明が可能となっている ・管理者の負担が軽減されている ・機器状態の把握が即座に可能となっている
					【効果が出なかった点】 ・特になし
_	東京ガス(株)	リアルタイム防災シス テム (SUPREME) (実導入)	・震災時のガスによる 二次災害の予防	0	【効果が出た点】 ・作業効率の向上が図られている
5					【効果が出なかった点】 ・特になし
6	十八月产業利益仕集もいる		・台湾への日田梨輸出に際して、	٨	【効果が出た点】 ・輸送環境データにより環境改善が可能となっている
	大分県産業科学技術センター	梨トレーサビリティ	輸送環境の向上による梨の品 質確保 		【効果が出なかった点】 ・リアルタイムで情報を収集できていない
7	(財)情報処理相互運用	省エネシステム	- - ・電気使用量の削減	0	【効果が出た点】 ・電気使用量を年間5%削減できた
	技術協会/技術部	目エインステム	・电火は用里の削減)	【効果が出なかった点】 ・室温の快適性について人によって評価が異なる
8	センサネットタウンに関	センサネットなウン	・街角等におけるアドホック・ マルチホップ通信技術を活用	0	【効果が出た点】 ・大規模なセンサネットワーク構築技術が検証できた
8	する調査検討会/事務局: 総務省近畿総合通信局		したセンサネットワークの有 効性の検証等		【効果が出なかった点】 ・必要性や費用等、課題が多く実現に至っていない
9	酪農分野におけるモバイ ルセンサネットワークに 関する調本検討会/東黎	酪農分野におけるモバイ	・酪農分野における作業の効率 化や品質向上等へのICT(モバ イルセンサネットワーク)活 用検討	0	【効果が出た点】 ・ZigBee及び加速度センサの有用性が確認できた
	関する調査検討会/事務 局:総務省北海道総合通 信局	盆使訂会/事務 ルセンサネットローク			【効果が出なかった点】 ・特に費用面がネックとなり実現に至っていない
10	磐田市用水東部土地改良区	イワトープラン	・地域(いわた用水地域)の気象	0	【効果が出た点】 ・地域のPR
10			データ、画像による作物生育 状況等の観測		【効果が出なかった点】 ・データ活用ができていない(現在データ蓄積分析中)

満足度:高 ← ◎ ○ △ → 低

||||| 電子タグ/トレーサビリティグループ

アジアにおけるサプライチェーン効率化への電子タグ利活用検討

一アジア情報技術フォーラム (AFIT) 特定課題 15ヶ国代表による討議-

次世代電子商取引推進協議会 主席研究員 藤田正和

Study

活動概要

ECOM は、(財) 国際情報化協力センター (CICC) に協賛して、第6回 AFIT (アジア情報技術フォーラム) 特定課題セッションをオーガナイズした。ここでは「アジア地域でのサプライチェーンにおける物流効率化と電子タグ利活用」という課題で、アジア15ヶ国の政府機関関係者、有識者と3ヶ月にわたり情報収集と討議を行い、その成果を報告書にまとめた。

なお、活動経過を表1に示す。

1. AFIT について

AFIT は、アジアの情報化推進・共通課題について、情報共有と意見交換を行うネットワークで、19ヶ国/地域*が参加、CICCが主催し、平成14年より毎年開催されている。今回は第6回であるが、昭和62年から15年間開催された前身の「アジア情報技術標準化フォーラム(AFSIT)」を含めると22回目となる。前回より、政策実務者による政策セッションに加え、産業界の関心が高い課題を討議する特定課題セッションを設けた。ECOMは前回よりAFITを共催し、特定課題セッションを担当してきた。

表 1 〈アジアにおけるサプライチェーン 効率化への電子タグ利活用検討〉活動経過

四八	回次	開催日		
区分		活動内容		
TF	全10回	平成19年4月11日~12月末		
''F	プロジェ	クト計画立案、内容検討、まとめ		
海外	第1回	平成19年7月8日~14日		
出張 インド、シンガポール、タイ代表との面談	ンガポール、タイ代表との面談			
海外	第2回	平成19年7月18日~21日		
出張	中国、韓国	国代表との面談		
オンライン	毎日	平成19年8月1日~12月末		
フォーラム	インター	ネットでの各国情報共有と討議		
オフライン	-	平成19年10月21日		
会議	各国代表	とのオフライン会議		
AFIT	第6回	平成19年10月22日~23日		
総会 総会(現状報告・パネルディスカッショ		犬報告・パネルディスカッション)		
海外	第3回	平成20年2月25日~26日		
出張	_	域陸路実用化プロジェクト成果報告Workshop・ (ンコク)報告		

2. 15 ヶ国代表との特定課題討議

今回の特定課題としては、前回同様、小職が コーディネーターとして参加し、前回に引き続 き、「アジア地域でのサプライチェーンにおける 物流効率化と電子タグの利活用」を取り上げ、 各国代表者と討議した。

(1) タスクフォースによる計画

国内有識者によるタスクフォース (TF) を組織し、課題と討議の進め方、アジア各国の参加者候補などについてのプロジェクト計画を立案した。

(2) 各国の代表者選定

各国の物流、RFID、IT 関連の有識者の中から、オンライン・フォーラムに参加するメンバーとその中でパネルディスカッションにも参加するパネリストとをTFとして選定した。

(3) オンライン・フォーラムによる討議

インターネットによるオンライン・フォーラムで、各国参加者との討議を通して、情報共有、意見交換、まとめを行った。具体的には、各国の調査情報、討議経過、TFによる議論のたたき台などを共有フォルダーに蓄積して参加者が共有し、討議、更新してまとめていった。

事前に送付した調査票により収集したアジア 15ヶ国の「現状と課題」の情報を共有データベースとして参照、更新しながら、2ヶ月間のオ



写真 1 AFIT 総会パネルディスカッション

ンライン・フォーラムを行い、掲記課題についての討議を行った。オンライン・フォーラム参加者は、セッション・コーディネーター、8ヶ国のパネルディスカッション・メンバー、19ヶ国の AFIT 政策セッション・メンバーに有識者を加えて30名で討議した。オンライン・フォーラムにより議論を煮詰め、総会前日にパネルディスカッション・メンバーが集まり、まとめと方向性を確認した。

(4) AFIT 総会でのパネルディスカッション

総会では基調講演に続いて特定課題セッションを実施した。各国の「現状と課題」の報告の後、パネルディスカッションを行った。特定課題セッションには、アジア経済大臣会合で合意された日本政府の協力事業「アジア物流効率化ワークショップ」にアジア各国の政府関連機関から参加した10名のメンバーも合流して、情報の共有と意見交換を行った。

活動成果

1. 討議の成果報告

討議の成果を報告書としてまとめた。報告書 の概要は以下の通りである。

(1) 題名

"Enhancement of Logistics Efficiency and Use of RFID in Supply Chain in Asia"

(2) 背景と現状

- ・アジアの域内・域外貿易取引の流れと物量
- ・物流コスト比較(日本を除くアジアの物流 コストは日米欧の約2倍)
- ・貿易手続きの各国所要日数
- ・海運と航空の所要日数
- ・電子タグの国際物流への適用モデル
- ・バーコード、二次元シンボル、電子タグについて

(3) 15ヶ国/地域の物流・電子タグ関連項目の調査結果

IT インフラ、人材、物流、EDI 現状、物流・電子タグ関連法制度、政策、電子タグの活用事



写真 2 第 6 回 AFIT 総会参加者

例などに関して、15ヶ国/地域(カンボジア、中国、香港、インド、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、ミャンマー、パキスタン、フィリピン、シンガポール、スリランカ、タイ、ベトナム)の調査結果を一覧表にした。

(4) 討議により判明した課題と今後の対応

- ・物流効率化への電子タグ適用に関する考察
- ・電子タグシステムを適用するに際しての費 用と対応策
- ・電子タグの認知度の向上
- ・人材育成の必要性(物流、電子タグ関連)
- ・標準化およびその適用の必要性(物流・貿易手続き、電子タグ関連)
- ・その他(物流の効率化と環境問題、他のプロジェクトとの連携)

2. タイでの展示・報告会

平成20年2月25日、26日にタイ (バンコク)で経済産業省、国土交通省主催で開催された「メコン地域陸路実用化プロジェクト、ワークショップ・展示会」に参加し、「AFIT アジアのサプライチェーン物流効率化と電子タグ活用」報告の展示と、プレゼンテーションを行った。会場からは世界税関機構 (WCO) 職員他からセキュリティなどに関する質問を受け、終了後には新聞取材を受けた。当ワークショップ・展示会には、現地政府、関係機関、企業関係者200人強の参加があった。物流の効率化についての関心の高さを感じた。

まとめ

「アジア地域でのサプライチェーンにおける物流効率化と電子タグの利活用」というテーマで、2年にわたりアジア各国の有識者、政府関係者と討議を重ねてきた。結果としてアジアに製造拠点、流通拠点、販売拠点を展開しているグローバル企業にとって緊急の課題である「物流の効率化」に対して、アジア諸国の当事者が問題意識とその解決策への方向性を共有できたことは意義深いと言える。この成果をこのまま凍結させるのではなく、今後何らかの形で、継続して取り組んでいくことが望まれる。

※ AFIT メンバーは、以下の 19 ヶ国/地域である。 バングラディシュ、カンボジア、中国、香港、インド、インドネシア、日本、韓国、ラオス、マレーシア、モンゴル、ミャンマー、ネパール、パキスタン、フィリピン、シンガポール、スリランカ、タイ、ベトナム

個人情報保護 WG



Working Group

活動概要

個人情報の保護に関する法律(以下「保護法」と略)の施行3年目にあたる平成19年度のWG活動としてECOMガイドラインの改訂検討、個人情報保護に関する海外動向の調査研究、ホームページ上での個人情報保護に関する取り組み状況目視調査(過年度からの継続)および個人情報の暗号化推進チェックリスト策定などを実施した。その概要を以下に記す。なお、WG活動の経過を表1に整理した。

活動成果

1. ECOM ガイドラインの改訂

ECOMでは平成19年7月にガイドラインを改訂し、公表した。これは同年3月の経済産業省「経済産業分野を対象とするガイドライン」改訂を受けたもので、漏えいなどの事故が発生した際の措置として対象となる個人データに高度な暗号化などの秘匿化が施されている場合は本人への通知やマスメディアへの公表を省略できる、また所管省庁への報告について認定個人情報保護団体の対象事業者である場合は上記の

表 1 〈個人情報保護 WG〉活動経過

区分	回次	開催日			
区刀	活動内容				
	第1回	平成19年7月3日			
	WG活動テーマ検討、内閣府「取組実態調査」				
	第2回	平成19年8月22日			
	暗号化(私	必匿化)に関する取り組み状況(メンバー報告)			
	第3回	平成19年9月13日			
	前回の続	.			
	第4回	平成19年10月18日			
	APECの動向、暗号化(秘匿化)に関する論点整理				
WG	第5回	平成19年11月28日			
""	個人情報保護にかかわる海外動向				
	第6回	平成19年12月14日			
	個人情報	の越境ルール検討			
	第7回	平成20年1月21日			
	ECOMガイドライン改訂案(個人情報の海外移転)検討				
	第8回	平成20年2月14日			
	暗号化(和	必匿化)に関する取り組み状況整理			
	第9回	平成20年3月12日			
	活動内容の取りまとめ				

報告に代えて自社が所属する認定個人情報保護団体に報告することが認められる旨を追記した。

さらに現在「個人情報の海外移転」に関する 条項をWGの中で検討しさらなる改訂の準備を している。ここではEUのデータ保護指令、 APEC(アジア太平洋経済協力)のプライバシ ーフレームワークなどを参考にしながら、事業 者が個人情報を海外に移転させる際に遵守すべ き事柄を整理しそのガイドライン化を目指して いる。具体的な項目として海外移転先の適切な 個人情報管理徹底や移転プロセスにおける暗号 化措置、受信従事者・受信方法の制限、アクセ スログの採取などによる移転情報漏えい事故防 止対策、グローバルプライバシーポリシーの確 立などを掲げている。

2. 海外動向の調査研究

海外諸国の動向として平成 18 年度までに欧 米などの先進国、および BRICs 諸国について調 査を行ってきたが、平成 19 年度はさらに太平 洋周辺各国についても調査の対象に加え研究し た。その一部を紹介する。

(1) ニュージーランド

民間部門を対象にした包括法、プライバシーコミッショナー制が確立しており、プライバシーコミッショナーオフィスでは年間1,000件の苦情と6,000件の問い合わせに対処している。海外移転規制が不十分なためEU適合性は今後の課題となっている。

(2) メキシコ

個人情報保護に関する包括法はないものの、 さまざまな分野で個人情報保護に関する法律が あるので注意が必要である。消費者保護法には、 消費者はダイレクトマーケティングの対象とな ることを拒否することができる、企業は顧客の 書面による明示的な許可がない限り個人情報を 第三者に転送できないなどの規制がある。

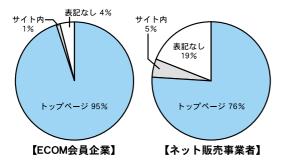
(3) 中華民国(台湾)

政府機関および民間 8 セクター(信用情報、病院、学校、電気通信、金融、セキュリティ事業、保険、報道)を対象にした Computer-Processed Data Protection Law により、情報主体は自己のデータについて利用中止や削除およびプライバシー保護法が制定されていない第三国への移転禁止などの権利を有する。

3. 個人情報保護に関するホームページ目視調査

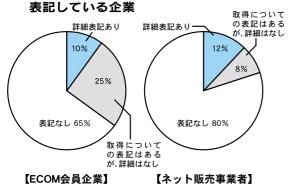
ECOM では昨年に引き続き個人情報保護取り組み状況に関するホームページ目視調査を実施した(実施時期は平成19年5月~6月)。調査対象はECOM 会員企業(主として大企業)161社とオンライントラストマークを取得しているネット販売事業者(主として小企業、SOHO)223社となっている。以下いくつかの項目について比較を試みたい。

(1) プライバシーポリシーをホームページ上に 表記している企業



ホームページ上に何らかの形でプライバシーポリシーに関する記述がある事業者は、大企業が多い ECOM 会員企業で 96 %、小規模企業が多いネット販売事業者で 81 %となり企業規模間格差は小さくなってきた。

(2)「個人情報の取得方法」「取得元」について



「個人情報の取得方法」「取得元」に関する表記については、ECOM 会員企業、ネット販売事業者とも必ずしも十分ではない。法律上は個人情報の取得方法、取得元の開示まで義務づけられていないとされるが、これらについて明記す

ることは消費者の信頼を得る上で大きな意味が あり、自発的な表記を期待したい。

4. 暗号化(秘匿化)の推進

冒頭のガイドライン改訂の項でも触れたが、 平成19年3月に経済産業省は情報漏えい時に おける暗号化特例の見解を公表した。本見解は その後金融庁でも取り入れられ、全庁展開の大 きな弾みとなっている。また米国ではクレジットカード情報・デビットカード情報や診療記録 などを漏えいした場合、本人への通知を義務づける州法が30州以上で制定されているが、その際でも対象となる情報が暗号化されている場合は適用除外とされており、その意義を高く評価している。ECOMでは暗号化を個人情報保護 の「最後の砦」と位置づけ、普及推進のための チェックリスト(表2)を準備した。

今後の予定

平成 19 年度の活動についてその一部を紹介したが、ECOM ガイドライン、目視調査結果の最新版などについては ECOM ホームページに公開していくので別途ご参照いただきたい。平成 20 年度については、平成 19 年度の活動継続に加え保護法改正議論についても注目していきたい。

表 2 個人データ暗号化徹底チェックリスト

- 1 明文化された暗号化ポリシーがあるか
- 2 暗号化実行プロセスが確立しているか
- 3 暗号化実施状況が定量的に捉えられているか
- 4 暗号化エビデンスが取得されているか
- 5 併用措置として何があるか
- 6 グループ会社にも徹底されているか

電子署名普及 WG

次世代電子商取引推進協議会 主席研究員 前田陽二

Working Group

活動概要

平成8年にECOMが発足して以来、電子署名、電子認証に関する調査研究を継続的に行ってきた。現在、電子署名普及WGでは電子商取引において必要となる契約書や請求書などの各種書類を、紙媒体から電子媒体に移行するために必要とする安全・安心な利用環境の整備に向けた調査研究を行っている。

そのテーマの一つとして、平成12年度より電子署名文書の保存技術に関するガイドラインの作成や各種調査研究を行ってきた。平成18年度、長期署名プロファイルのJIS原案を作成し、平成19年度になって審議過程で何度か編集上の手直しか行われたが、平成20年3月にJISとして制定された。

長期署名プロファイルによる、国内の約20社が 参加する大規模な相互運用テスト (プラグテスト)

表 1 〈電子署名普及 WG〉活動経過

区分	回次	開催日	
区川	活動内容		
WG	第1回	平成19年6月14日	
WG	平成19年度計画の紹介と、進め方に関する意見交換		
国際標準化	第1回	平成19年7月5日	
委員会	第17回E	TSI/ESI参加への準備	
ETSI/ESI	第17回	平成19年7月17日~18日	
ETSI/ESI	ECOMの:	長期署名プロファイルの紹介	
	第2回	平成19年7月30日	
	TF1∼TF	7の計画案検討	
WG	第3回	平成19年9月6日	
WG	各TFリー	-ダーの進捗報告	
	第4回	平成19年10月11日	
	各TFリー	-ダーの進捗報告	
国際標準化	第2回	平成19年10月25日	
委員会	第18回E ⁻	TSI/ESI参加への準備	
ETSI/ESI	第18回	平成19年11月6日~7日	
ETSI/ESI	長期署名	プロファイルのJIS原案とプラグテスト環境紹介	
	第5回	平成19年11月15日	
wg	成果報告	書の構成の検討	
wa	第6回	平成19年12月19日	
	成果報告	書目次と各章の執筆リーダーの決定	
国際標準化	第3回	平成20年1月17日	
委員会 第19回ETSI/ESI参加への準備		TSI/ESI参加への準備	
wg	第7回	平成20年1月17日	
wa	成果報告書のドラフトの内容確認		
セミナー	第1回	平成20年2月28日	
/	電子署名	・タイムスタンプ普及フォーラム実施	
ETSI/ESI	第19回	平成20年3月11日~12日	
L 1 31/ L31	国際標準	長期署名プロファイル作成計画案を提案	

を実施し、各社の実装製品や試作品の動作の確認を 行った。また、ドイツで検討されている ArchiSig な どの長期署名フォーマット以外の長期署名方式(デ ジタル署名の有効性を長期間にわたって検証可能と する方式)の調査を行い、その比較検討を行った。

さらに、電子証明書プロファイルの標準化の検討を始め、これを進めるにあたって避けて通れない国民 ID 番号について、最も進んでいると考えられるオーストリアの国民 ID 番号管理制度について調査を行った。

本稿では、次の3項目について報告する。

- ・長期署名プロファイルの標準化活動
- ・長期署名プロファイルプラグテスト
- ・国民 ID 番号管理の調査

なお、本WGの活動経過を表1に示す。

活動成果

1. 長期署名プロファイルの標準化活動[1][2]

長期保存を考えると、電子署名を行う人(署名者)とそれを数十年後に検証する人(検証者)が同じシステムを利用するとは限らず、非標準のシステムの導入は一つのベンダーに制約されるだけでなく、そのベンダーのサービス停止によって、保管していた電子文書データの利用が困難になる可能性がある。電子文書の真正性を担保する電子署名やタイムスタンプは、その多くが公開鍵基盤技術を利用しており、公開鍵証明書の有効期限を越えて署名の検証ができない。この問題を解決する技術の一つに、デジタル署名の有効性を長期間にわたって検証可能とする"長期署名"技術がある。

(1) 国内標準化活動

ECOM は平成 12 年度から継続的に "長期署名" 技術の調査研究に取り組んでおり、平成 18 年度 は、欧州通信規格協会 (ETSI **1)が規定した TS 101 733 (CAdES: CMS Advanced Electronic Signatures) および TS 101 903 (XAdES: XML Advanced Electronic Signatures) をベースとした CAdES 長期署名プロファイルと XAdES 長期署名プロファイルの JIS 原案を策定した。

JIS 原案に関しては、ETSI 仕様を引用規格とし

た初の JIS 規格として、次の 2 つの規格が平成 20 年 3 月に制定された。

- ・CMS 利用電子署名 (CAdES) の長期署名 プロファイル: X5092
- ・XML署名利用電子署名(XAdES)の長期署名プロファイル: X5093

(2) 国際標準に向けた活動

ECOM と ETSI との実質的なリエゾン関係は平成 17 年度から継続していたが、平成 19 年度から、長期署名プロファイルの JIS 原案を国際標準にするためのステップとして、ECOM は正式に ETSI/ESI *2 のアソシエートメンバーとして参加することになった。 ETSI/ESI 会議の議題は多岐にわたるが、以下では、ETSI/ESI#17 会議、および #18 会議で議論された長期署名に関する内容について紹介する。

① ETSI/ESI#17 会議

ETSI/ESI#17 会議は、平成19年7月17日、18日の両日に、ETSIの本部のあるフランスのソフィアポリスで開催された。この会議では、ECOMの長期署名検討体制、JIS原案概要、平成19年3月に実施したプラグテスト結果など、CAdES/XAdESに関する日本の取り組み状況の紹介と、CAdES/XAdESのSigningTime(署名を行うローカルコンピュータの時計を用いて署名者が主張する署名時刻)の扱いに関する問題提起を行った。

CAdES/XAdES に関する日本の取り組み状況を紹介した結果、ETSI/ESI として次の2つのアクションアイテムが設定された。

- · ETSI-ECOMプロファイル相互運用ガイドの提示
- ・ PDF への長期署名適用に関する調査報告

また、JIS 原案およびプラグテスト仕様の英語 版提供の要請があった。

② ETSI/ESI#18 会議

ETSI/ESI#18会議は、平成19年11月6日、7日の両日に、フランスのパリにあるBULL社の会議室で開催された。この会議では、これまでECOMが検討してきたPDF署名における長期署名の適用方法について紹介するとともに、長期署名プロファイルのJIS原案、および長期

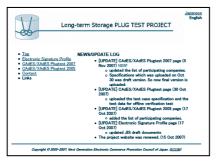


図 1 ECOM プラグテスト Web サイト (英語版)
(http://www.ecom.jp/LongTermStorage/en/index.html)

署名に関する ECOM の英語/日本語 Web サイトの紹介を行った。

ECOM プラグテストWeb サイト (図 1) はプラグ テストのポータルとして作成したものであり、長 期署名プロファイルの JIS 原案文書や実証実験の テスト設計書、テストデータをダウンロードする ことができる。実際に Web ブラウザで Web サイトを見せながら紹介を行い、プラグテストの参加 者一覧やテストの概要、テストケースの概要を示した。国際実験参加のための連絡方法などの問い合わせもあり、Web サイトについて好意的な評価を受けることができた。

2. 長期署名プロファイルプラグテスト

JIS 原案に従って、国内の企業が参加する「国内 プラグテスト」と海外の企業も参加できる「国際 プラグテスト」を行った。

(1) 国内プラグテスト

テストは CAdES/XAdES で規定されたいくつかのフォーマットのうち、異なる組織間で交換されることが多く、JIS 原案における要件ともなっているCAdES-T/XAdES-T(ES-T)、CAdES-A/XAdES-A(ES-A)フォーマットを対象とし、JIS 原案に対する準拠性ならびに相互運用性を確認することを目的として、以下の2種類のテストを実施した。

この実験に参加した企業は表2のとおりであり、20社を超える大規模な実験となった。

①共通データ検証機能標準準拠性テスト (図 2) (平成 19 年 1 月~3 月)

実証実験事務局で事前に作成した ES-T、ES-Aフォーマットの署名データ、検証情報を用い、これが正しい署名かそうでないかを期待値通り正しく検証する機能を有しているかについて確認するテストを行った。署名値やハッシュ値の不一致、証明書の失効、期限切れなど無効な署名データの検証も含まれている。

CAdES	XAdES
RSAセキュリティ(株) エントラストジャパン(株) サートラスト(株) (株)スイコム セコム(株) (株)帝国データバンク 日本電気(株) (株)日本電子公証機構 (株)ハイパーギア (株)PFU ビーパークテクノロジー(株) 三菱電機(株) 三菱電機(水) 三菱電機(オンフォメーションシステムズ(株) (株)リコー	エントラストジャパン(株) 関電システムソリューションズ(株) 大日本印刷(株) 東北インフォメーション・システムズ(株) 日本電気(株) 富士ゼロックス(株) 三菱電機(株) (有)ラングエッジ

テストケース設計	テスト用タイムスタンプ局
エントラストジャパン(株)	アマノタイムビジネス(株)
セコム(株)	セイコープレシジョン(株)
日本電気(株)	(株)PFU

表 2 国内プラグテスト参加企業

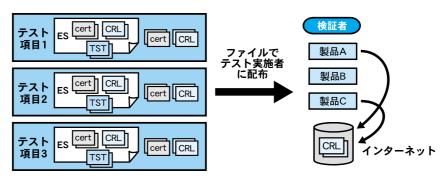


図 2 共通データ検証機能標準準拠性テスト

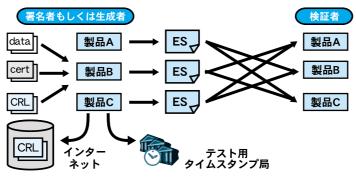


図3 署名生成・検証相互運用性テスト

②署名生成・検証相互運用性テスト(図3) (平成19年10月~12月)

各参加企業の実装により、テスト用タイムスタンプ局を用いてテスト仕様書の要件に合った ES-T、ES-Aフォーマットの署名を生成し、これを他社の実装が正しく検証できるか、生成・機能の相互運用性を確認するテストを行った。

(2) 国際実験の状況

Web サイトから問い合わせのあった CAdES/XAdES の実装を有する海外企業 2 社と日本国内有志企業 8 社で実証実験を実施した (表 3)。テスト内容は署名生成・検証相互運用性テストとし、テスト期間は平成 19 年 11 月から 2 月末までである。

3. 国民 ID 番号管理の調査

例えば、印鑑の場合は、用途ごとに印鑑の種類を変える必要はない。これを、宅配業者ごとに指定された印鑑業者から購入した印鑑を使わなければならないとなったら、その面倒さは受け入れ難いだろう。

CAdES	XAdES
Safelayer Secure Communications,S.A.**スペイン Cryptolog International SAS**フランス エントラストジャパン(株) セコム(株) 日本電気(株) (株)PFU ビーパークテクノロジー(株) 三菱電機(株)	Safelayer Secure Communications,SA.※スペイン Cryptolog International SAS※フランス エントラストジャパン(株) 東北インフォメーション・システムズ(株) 日本電気(株) 富士ゼロックス(株) 三菱電機(株)

表 3 国際プラグテスト参加企業 (テストケース設計およびテスト用タイムスタンブ局は、表 2 と同じ)

電子署名が普及しない原因の一つとして、標準化の問題が考えられる。これまで、長期署名プロファイルの標準化に向けた活動を長期にわたって進めてきたが、電子署名を普及するには、これに加えて電子証明書プロファイルの標準化を進める必要がある。電子証明書プロファイルの検討を進めるにあたって避けて通れないのが、市民を特定する ID 番号の検討である。

日本においては住民票コードが導入されたものの、その活用は広がっていなく、かつ、どのように広めるかも今のところ明確になっていない。

(1) 管理モデル

国民 ID 番号の運用をモデル化すると、以下の3つに分類できる(図 4)。

①フラットモデル(FLAT MODEL)

複数のアプリケーションに同じ番号を使う方法である。非常にシンプルであり、個人の情報を統合管理、利用しやすい。しかしながら、アクセスコントロールなど運用面と法律の整備に

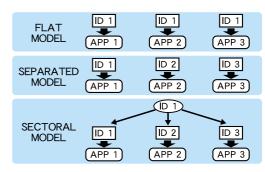


図 4 国民 ID 番号の運用モデル

より、不正なアクセスを防御する必要がある。

②分離モデル (SEPARATED MODEL)

アプリケーションごとにまったく関連のない 異なる番号を付ける方法である。日本では、住 民票コードと基礎年金番号をそれぞれ独立に考 えているようであり、このモデルで実現しよう としているようである。アプリケーション間の ID 連携はないため、一つのアプリケーションで 利用される ID が知られても各アプリケーション の情報をアクセスできない反面、ユーザーはア プリケーションごとに必要な情報を登録する必 要があり、利用者に負担がかかる。

③セクトラルモデル(SECTORAL MODEL)

アプリケーションごとに異なる番号を付けるが、それらの番号は一つの番号から発生させたものであり、権限を持つ者だけが番号間の関連づけをできるようにしたものである。

個人の情報を統合管理できるが、アプリケーションで使われる一つの ID 番号を知っただけでは、他のアプリケーションの ID 番号を推定することはできない。

オーストリアでは、このセクトラルモデルを 実現して運用している。以下、実現方式につい て紹介する。

(2) 国民 ID 番号管理制度[3]

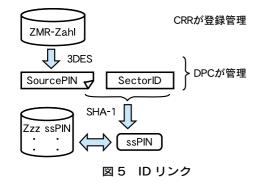
オーストリアの ID 管理方式の特徴は 3 レベルの国民 ID 番号 (ZMR-Zahl、SourcePIN、ssPIN)を連携して使うことである。

① ZMR-Zahl

国民は出生後 CRR (Central Register of Residents) に登録される。登録時点で、CRR の内部ルールに従った国民 ID 番号 (ZMR-Zahl) が付けられる。この番号は公開される番号であり一生変わらない。この番号に直接個人情報を結びつけることはない。

② SourcePIN

ZMR-Zahl に対し暗号処理(3DES)を行うことにより、新たな数値列を得る。これを SourcePIN



と呼ぶ。この数値列は市民カードに格納され、本 人以外は知ることはできない。また、SourcePIN から ZMR-Zahl を推定することはできない。

この処理は、大統領が任命する6人の識者(裁判官等)から成るデータ保護委員会(DPC: Data Protection Commission)のもとで実施される。

③ ssPIN (Sector-specific IDs)

ssPIN は、実際にアプリケーションで使われる ID 番号である。SourcePIN とアプリケーションを提供する各セクター(例えば各省庁)に振られた SectorID を合成してハッシュ処理(SHA-1)を行い ssPIN を得る。これは、利用するごとに SourcePIN と SectorID から発生して利用する。なお、ssPIN から SourcePIN を推定することはできない。(図 5)

このような仕組みにすることにより、アプリケーションごとに異なる ID 番号 (ssPIN) を利用することができ、万が一、あるアプリケーションの ID 番号 (ssPIN) が外部に漏れても、他のセクターのアプリケーションには使うことができない。

一方、DPCの許可を得ることにより、例えば納税申告の場合など、関連する情報を統合利用して、把握した情報を納税者に提示することができる。

まとめ

電子署名は、電子署名法ができた当時に想定していたほどは普及していないと言える。ECOMでは、電子商取引が拡大する中で電子署名は必須の技術であると考え、その普及について検討を進めてきた。その中で、普及を阻害している原因の一つとして標準化、相互運用性の問題があることが判明した。そこで、長期署名プロファイルの標準化に向けた活動を長期にわたって進めてきた。今回その成果をJISの形でまとめることができたが、これを国際標準にし、広く普及させるなどやるべきことは山積みしている。これに加えて電子証明書プロファイルの標準化を進める必要がある。このため、まず欧州を中心とした国民ID番号の運営制度について調査・検討を進めていく予定である。

- * 1 ETSI: European Telecommunications Standards Institute
- ** 2 ETSI/ESI : ETSI/Technical Committee of Electronic Signatures and Infrastructures

【参考文献】

- [1] 木村 道弘/前田 陽二/宮崎 一哉: 電子文書保存のしくみと実務― e-文書法への実践的対応、 平成 17 年 12 日
- [2] ECOM:成果報告書「電子文書長期保存ハンドブック」、 平成19年3月
- [3] The Austrian E-Government Act http://www.stammzahlenregister.gv.at/documents/ e-government-act_federal_law_gazette_part_i_no_10_2004.pdf

IIII EC 安全・安心グループ

情報セキュリティ WG

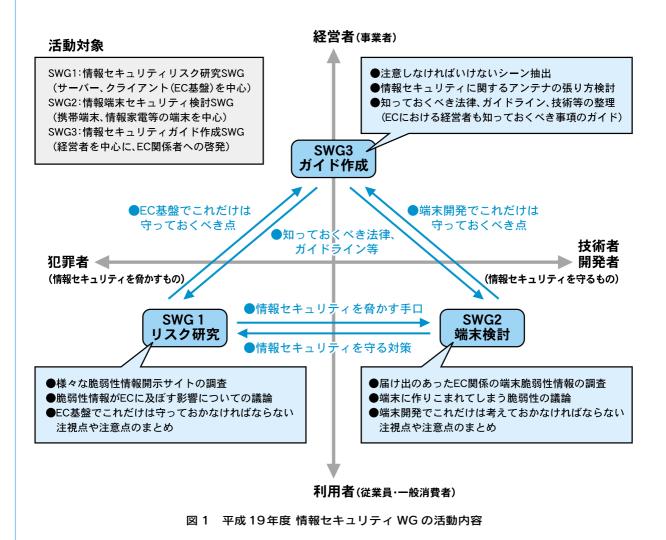
次世代電子商取引推進協議会 主席研究員 川嶋一宏

Working Group

活動概要

ECOM は平成 17 年に設立され、情報セキュリティに関する意見交換の場として、情報セキュリティ懇話会を設置し、技術者、経営者、法律家、消費者の視点で、情報セキュリティに絡む事件や出来事に関して意見交換をしてきた。その活動の根底にあった考え方は、「インターネットは、誰にも何も保証しない」という常識を利用者は知らない、もしくはいつのまにか忘れているということであった。平成 19 年度はこれらの活動を踏まえ、3 つの SWG (サブワーキンググループ) から成る情報セキュリティ WGを組織した (図 1)。

全体のWG活動としては、6月に第1回のWGを開催し、経済産業省の政策中について講演を受けるとともに、活動計画をWGメンバーへ提示した。11月に中間報告(第2回)、2月末に成果報告書のまとめ(第3回)を行った。情報セキュリティリスク研究SWG(SWG1)では、脆弱性対策を公表しているJVN(Japan Vulnerability Notes)の取り組み回について有識者からの講演を受けるとともに、平成15年に世界中のPCに感染したワームの発生経緯の検証と、最近公開されているWebサイトでのハッキングツールなどを観察し、その対策のためにどのような課題



があるかを検討した。情報端末セキュリティ検討 SWG(SWG2)では、情報端末の組み込み型ソフトの脆弱性対策における開発のポイント^[3] や機器認証技術について有識者からの講演を受けるとともに、安全・安心な EC 環境として注意すべき点を議論した。情報セキュリティガイド作成 SWG(SWG3)では、セキュリティインシデントの調査報告^[4]について有識者からの講演を受けるとともに、企業の情報セキュリティに対する取り組みに対してヒアリングなどを行った。(表1)

SWG1では、安全・安心なECのインフラ作りのため、これを脅かしている要素に対し、積極的・戦略的に対策していかなければ、今日の

表 1 〈情報セキュリティ WG〉活動経過

区分	回次開催日		
区分	活動内容		
	第1回 平成19年6月29日		
WG	・主査、SWGリーダー紹介、メンバー自己紹介 ・経済産業省情報セキュリティ政策について ・WGの活動概要、スケジュール、SWGの紹介		
	第1回 平成19年7月25日		
SWG1	 ECOMでの情報セキュリティリスクにかかわるこれまでの経過・JVNについて 「平成15年8月MS/BLASTERワーム発生」前、何が起きていたか脆弱性情報の発生元(その1) 		
	第1回 平成19年7月25日		
SWG2	・組込みソフトウェアの脆弱性と情報セキュリティについて ・ネット接続機器の脆弱性悪用例(ボット化の脅威)		
	第2回 平成19年8月27日		
SWG1	・「脆弱性フレームワーク」を知っていますか? 脆弱性情報の発生元(その2) ・アンケート実施(対象:参加メンバー) (脆弱性による事件と脆弱性フレームワークについて)		
	第2回 平成19年8月27日		
SWG2	・情報家電機器認証技術 一情報端末での対象範囲と課題について—		
	第3回 平成19年10月16日		
SWG1	・アンケート結果報告 ・脆弱性発生元の情報に関する課題設定と討論		
	第3回 平成19年10月16日		
SWG2	・SWG2の報告内容と今後の予定について 一情報端末での脅威の見える化と責任分解点について一		
	第1回 平成19年10月16日		
SWG3	・2006年度 情報セキュリティインシデントに関する調査報告書 一情報漏えいによる被害想定と考察—		
	第2回 平成19年10月16日(同日夕刻)		
	・「脆弱性」と「バグ」について		
wo	第2回 平成19年11月15日		
WG	・各SWGの提言内容と報告内容(目次、まとめ方)について		
	第4回 平成19年12月12日		
SWG1	・インターネットトラブルについて・報告内容と提言内容について		
	第4回 平成19年12月12日		
SWG2	・報告内容と提言内容について 一情報端末での責任分解点とあるべき姿について—		
	第3回 平成19年12月13日		
SWG3	・報告内容と提言内容について(その1) ・報告書の目次と執筆分担について		
31103	第4回 平成20年1月30日		
	・報告内容と提言内容について(その2) ・報告書の構成変更について		
WG	第3回 平成20年2月27日		
	・各SWGの活動報告と提言について ・WG成果報告(ECOMフォーラム2008)について		

情報セキュリティの脅威に対応できないことを まとめた。SWG2では、情報端末やネットワー クが多様化するEC環境において、情報端末の 脆弱性とその影響の大きさから、端末やサービ ス提供者の責任分解点、それらの組織との間で の連携の必要性についてまとめた。SWG3では、 技術者、経営者、法律家、消費者が情報セキュ リティに関し、共通認識とすべきことについて 議論し、安全・安心EC環境を整備するポイン トとして、情報セキュリティのリスクの今日的 状況、「瑕疵」と「脆弱性」、安全・安心な電子 商取引環境の実現、SOHOでもできるセキュリ ティ向上対策を取り上げ、成果報告書にまとめ た。詳細は成果報告書をお読みいただけると幸 いである。

活動成果

情報セキュリティリスク研究SWG (SWG1) セキュリティインシデント

ECでの取引額 (特に企業間) は飛躍的に増えてきた一方で、国を超えた営利目的の組織的・分業的な情報犯罪も出現している。近年に起きた大規模な事件としては、平成17年6月の「米国におけるカード情報流出」が挙げられる。「平成17年度個人情報の保護に関する法律施行状況の概要」(平成18年6月、内閣府)によれば、平成17年度に事業者が公表した個人情報の漏えい事案が1,556件に及び、自宅PCなどからもPtoPソフト(ファイル交換ソフト、例えばWinny)やスパイウェアなどによって、現在も、いろいろな情報がさまざまなところから漏えいしている。インターネットでのECが国民全体に広がりを見せたものの安心してECができる環境であるとは言い難いのが実情である。

(2) EC に及ぼす影響と「脆弱性」の一般化

ブロードバンド化が進み、携帯電話によるネットアクセスも広く日常的に行われるようになり、インターネットがECのプラットフォームとして広く使われ始めている。しかしながら、使用するツール(電子メールやインターネット)には、情報の真偽を見分けるのが困難であるという特徴があり、そのままの情報を、ECにおける確認や証拠として使うには非常に危険である。インターネットの基本的な技術の決め事では、到着の保証や接続先の確認も自分で責任を持つことになっており、「電話」と同様に、見知らぬ相手とやり取りをしても、間違っていることをインターネットは教えない(警告しない)のである。

これに対し、安全・安心 EC を脅かすワーム やウイルスも自然発生的に生まれてくるもので はなく、人為的に生み出されているソフトウェ アである。平成 15 年に世界的に騒動になった「MS/BLASTER ワーム」の発生経過を検証してみると、提供されたパッチの有効性に関する小さな議論が、インターネット上で技術的な意見交換となり、わずか一ヶ月余りで、欠陥の証明であったはずのプログラムがどんどん洗練され、あっという間に、いろいろなバージョンの OSを攻略できるプログラム(ワーム)が闇サイトに投稿され、世界中のパソコンとインターネットを大混乱に陥れた。

ワームなどのウイルスは、ハッカーのコミュニティでの積極的・戦略的なコミュニケーションから生まれている。現在も、インターネットのサービスを偽装するような道具やハッキングツールを配布するコミュニティが存在し、日本でも、それらのWebサイトのツールの情報に解説を加え、インターネットに散らばるツールやテストコードを収めたDVDが存在する。こうしたツールは、専門的な知識がなくても、簡単に解説を読みながら試すことができる。時間の経過とともにEC環境に含まれる「脆弱性」は顕在化し、これらのツールによって脆弱性も一般化してきているのである。

情報端末セキュリティ検討SWG (SWG2) 情報端末を用いた EC 環境の現状

EC で利用される情報端末としては、PC や携 帯電話だけでなく、生活のさまざまなシーンで 利用される機器へと拡がってきている。平成23 年には地上放送がデジタル化され、TV なども 情報端末として一般的に広く利用されることに なる。近年、携帯端末や情報家電がウイルスに 感染して起動しなくなるセキュリティトラブル なども報告されている。これらの情報端末は PC とは異なり、CPU が遅く、複雑で実行に大 量のリソースを必要とするようなセキュリティ 機能の実現は難しいとともに、高齢者や幼年者 なども対象とするため、簡単なユーザー・イン ターフェースで操作できなければならない。ま た、販売価格を抑える必要もあり、汎用 OS や ミドルウェア、セキュリティチップなど、高価 なハード/ソフトを用いることは難しいなどの 制約がある。その一方で、何万台、何十万台と 生産され、トラブルが発覚しても回収は進まず、 その回収費用がかさむ。これらがボットネット の温床になると安全・安心な EC を脅かす大き な脅威となる。

(2) 情報端末を使った電子商取引のあるべき姿

現状のパソコンによるインターネット接続では、責任の所在が不明なところ(通信事業者とサービス事業者の間等)で発生するさまざまな攻撃について、情報セキュリティ対策ソフト

(ファイアウォールやウイルス対策ソフト等)で対処している。しかし、これはユーザーの責任の範疇で対処しているのであって、誰かの保障が受けられるわけではない。TV などの情報端末では高齢者や幼年者のようなIT リテラシーが低い層に情報セキュリティ対策を求めることは難しい。端末提供者も含め利用者からサービス事業者の間の責任を、誰が担うのかを明確にする必要がある。責任範囲を明確にしないとそこから、安全・安心EC環境を脅かす脅威が生まれてくる。責任分解点を明確にし、安全・安心EC環境を実現していくことが必要である。

3. 情報セキュリティガイド作成SWG (SWG3)

(1) 政策と国際標準

平成 17 年 4 月に内閣官房情報セキュリティセンターが設立され、各省庁でばらばらであった情報セキュリティ対策も政府の統一的な取り組みが進み始めた。一般産業における情報セキュリティ対策の流れとしては、平成 19 年 5 月に経済産業省が「グローバル情報セキュリティ集略」を策定し、①情報セキュリティ先進国の実現、②情報セキュリティ政策のグローバル展開、③国内外の変化に対応するメカニズムの確立に向けて関連組織と連携して活動している。こうした関連組織と連携することが安全・安心EC 環境整備には欠かせない活動の一つである。

一方、ISMS (Information Security Management Systems) やセキュリティ評価基準 (CC:コモンクライテリア) などの国際標準 (ISO27000シリーズや ISO/IEC15408等) も整備されている。これらの国際標準を普及啓発していくことがグローバルな安全・安心 EC 環境にもつながっていく。

(2) 日本の法律と個人情報保護ガイドライン

情報(電子データに限定されない)の取り扱い、情報技術の利用、セキュリティの確保などに関する日本の法律には、事業者に義務を促す法律と攻撃者に対してペナルティを課す法律がある。情報の管理(個人情報の保護に関する法律等)や内部統制システムにおける情報の管理(会社法等)は整備されてきているが、攻撃者に対してペナルティを課す法律については、情報窃盗罪やウイルス作成罪など、情報犯罪に関する法律がないのが現状である。安全・安心EC環境の責任範囲を明確にし、それを支える者たちが連携して進めていくことが必要不可欠である。

個人情報保護に関しては、平成 17 年に全面施行され、「個人データの安全管理」のための適切な措置が求められている。産業分野を対象とするガイドラインも平成 19 年 3 月 30 日に改

訂された。平成19年3月改正の主な内容は、「過剰反応」や「事業者の過剰な負担」の軽減などである。平成20年2月に、業務委託における委託先の監督の明確化に向けたガイドラインの改訂が実施されている。

(3) 企業・組織の取り組みについて

情報セキュリティ向上に関する企業の取り組み に関し、小規模事業者と大企業、特定分野を中心 とする専業的な組織と複数分野に事業展開する企 業、2つの軸で4つの事象に分け、それぞれの企 業・組織の取り組みについて WG メンバーがヒ アリングを行った。中小企業に大企業と同じ網 (罰則強化の法律) がかかることになると、中小 規模の委託先はかなり厳しくなる。データフォレ ンジックとしてログをどこまで取るのか、委託先 にはどこまで取らせなければならないのかについ て目安を提示する必要性や、逆に自らはデータを 残してどういう時に情報漏えいにつながる危険性 があるかを分析し始めている企業もある。大企業 は、独自の解釈と運営で個々に実施しているが、 委託先などの関連企業に同じ管理を求めること は難しい。中小企業は、外部のコンサルタント などへの委託費用が大きな負担となっているな どの意見や今後の活動で取り上げるべき問題点 が得られた。

まとめ

インターネットでのECは、犯罪者も利用者も脆弱性も、一般化が進み、どこに落とし穴があるかわからない。「インターネットは誰にも何も保証しない」ということを忘れてはならない。安全・安心なEC環境は、基盤や技術だけでも、運用や管理だけでも、法律や指針だけでも築けない。

本WGでは、情報セキュリティにかかわるものたちが連携して対応していかなければいけないという共通認識を得た。これだけやっていれば大丈夫ということはなく、ECを行うプロセスに従って、それぞれの視点で積極的・戦略的な対応をしていくことが必要である。こうした共通認識のもと、平成20年度は、委託業務における企業間の情報保護連携、電子商取引を行うWebサイトの正しいPKIの運用・管理、Webセキュリティ、データフォレンジックの検討などの安全・安心なEC環境の整備に向け活動を継続していく予定である。

【参考文献·資料】

- [1] 経済産業省:グローバル情報セキュリティ戦略について、平成 19年5月 http://www.meti.go.jp/committee/materials/downloadfiles/g70507a12j.pdf
- [2] JVN Webサイト http://jvn.jp/index.html
- [3] IPA:組み込みソフトウエアのセキュリティー機器の開発等における セキュリティ確保のための 40 のポイントー、平成 18 年 4 月 http://www.ipa.go.jp/security/fy17/reports/vuln_handling/documents/guidebook_engineer.pdf
- [4] JNSA: 2006 年度情報セキュリティインシデントに関する調査報告書 (Ver.02.1)、平成19年10月 http://www.jnsa.org/result/2006/pol/insident/070720/2006incidentsurvey-02-080229rev.pdf

|||| IT 利活用グループ

IT 利活用 WG

次世代電子商取引推進協議会 主席研究員 山田良史

Working Group

活動概要

1. 背景

経済産業省他の調査によれば、平成18年度 における広義の企業間電子商取引 (BtoB EC) の市場規模は、米国の196兆円に対し、日本は 231 兆円となった。日本の BtoB EC は、すで に米国を上回るまでに成長してきている。EC 化率(全取引量に占める EC の比率) において も、日本は19.8%となり、米国の9.3%を大き く上回っている。しかしながら、EC 導入によ る効果に関する定性的、客観的な評価は定まっ ていない。今後のさらなる EC の普及と高度化 を促進するためには、EC を導入することによ る効果を定性的な面から評価していくことが必 要であり、そのための評価項目を提供し、評価 に役立てることが有効である。このため、平成 18年度において2年計画の初年度として、 BtoB に焦点をあて EC の導入効果を客観的に評 価する項目について国内外企業の EC 成功事例 を対象にして検討し、評価モデル (仮説、試案)

としてまとめ公表した。EC 評価モデルの全体像を図1に示す。

平成19年度においても引き続き、上記視点から、次の活動を実施した。

- ・企業間 IT 利活用の実態の把握と EC 導入効果の測定指標を整理する
- ・特に、平成19年度は、評価モデル(測定 指標含む)の実証分析・改善を図る

IT 利活用 WG の活動経過を表 1 に示す。

表 1 〈IT 利活用 WG〉活動経過

区分	回次	開催日
	活動内容	
WG	第1回	平成19年7月23日
	EC評価モデルレビュー、平成19年度活動計画について	
	第2回	平成19年9月26日
	IT投資マネジメントにおけるBSC(バランススコアカード)の役割について	
	第3回	平成20年1月25日
	EC評価モデルの実証分析調査中間報告について	
	第4回	平成20年3月17日
	EC評価も	- - -デルの実証分析調査結果まとめ

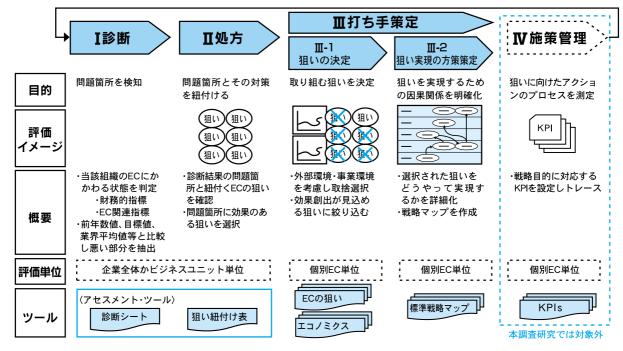


図 1 EC 評価モデルの全体像

出所: JIPDEC/ECPC,ECOM、成果報告書「EC/IT利活用に関する調査研究報告書」、平成19年3月

活動成果

1. EC 評価に関する実態の把握

本調査研究では、アンケート調査によって、日本企業における EC 評価の実態を調べるとともに、平成 18 年度作成した EC 評価モデルの検証を行った。まず、EC に対する企業の経営陣による評価を見ると、「大いに満足」「どちらかと言えば満足」と回答した企業は 15.5 %でしかなく、「経営陣は EC に関心がない」(16.5 %)、「どちらかと言えば不満」「大いに不満」(17.5 %)という回答よりも少ない(図 2)。このような傾向は企業規模が小さくなるほど強く、特に中小企業では、経営者がそもそも EC に対してあま

り関心がないか、関心があったとしても満足していない、という実態が明らかになった。

次に、EC の評価を行っているかどうかについては、全体の 60.2%が「特に評価は行っていない」と答えている(図 3)。EC の評価を行っていない企業の比率は、従業員 1,000 人以上の企業では 33.3%だが、従業員 300 人未満では 75.0 %と、やはり中小企業で明らかに低い。

このようなことから、中小企業でも簡単に使えるような EC 評価モデルを普及させることが、EC に対する経営者の関心や満足度を高めるためにも、わが国における EC をさらに進めるためにも必要である。

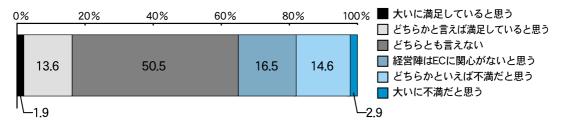


図 2 経営者の EC に対する満足度(調達業務)

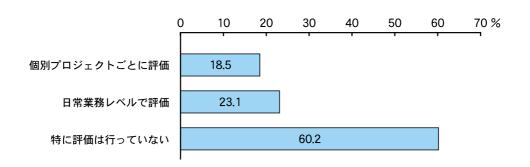


図3 EC に関する投資評価の実施状況 (調達業務)

2. EC 評価モデルの検証

EC評価モデルの検証は、調達業務と販売業務のそれぞれについて6つのドメインを設定し(図4)、そのドメインごとに実施した。また、検証にあたっては、EC評価モデルの中の狙いと方策、効果創出の関係について、狙いに応じて適切なEC化とEC以外の方策という2種類の方策を実施すれば、それが効果創出につながるという関係を想定し、その関係を検証することにした。以下では、調達業務の取引情報を対象にした「仕入れ価格と業務量の低減」という目的に必要な施策について、具体的な検証結果を報告する。

図 5 は、調達業務の取引情報の EC 化というドメインにおいて、「発注業務に関する業務量」、「発注業務に関する人件費以外のコスト」、「平均調達(仕入)単価」の3つが創出される価値と仮定し、それらに影響を与える要因との関係を、パス図と呼ばれる表現方法で示したものである。この図で矢印は変数間の関係を示しており、矢印に付いた数字が関係の強さを表している。例えば、「業界の EC 阻害要因」と「発注情報の電子化が進んだ」という変数の間には、-0.292(標準偏回帰係数)という強い負の関係があるが、これは、EC の阻害要因について 1 から 4 の程度を表す選択肢の中で大きい値(4 が「阻害要因はまったくない」)を回答しているほうが、発注情報の電子化が進んだかどうかについて、1

から5の程度を表す選択肢の中で小さな値(1 が「よくあてはまる」)を選んでいる傾向が強い、 という意味である。

そのように変数間の関係をみると、「発注情報 を e メールで送信している程度」や「(3年前と 比べて)発注情報の電子化が進んだ」という EC 化に関する方策を実施しているほうが、効 果創出につながっていることが分かる。また、 「(3年前と比べて)発注業務の標準化が進んだ」 という EC とは直接関係のない方策も、効果創 出につながっていることが分かる。そして、こ れらの方策を積極的に行っている企業は、そう でない企業に比べて、このドメインに対応した 「調達業務の自動化による効率性向上」という目 的を経営課題の中で重視していることも分かる。 さらに、そのような取り組みは、経営陣が EC に対してどの程度期待しているかという社内要 因や、業界における EC 阻害要因の有無といっ た社外の環境要因にも影響を受けている。

本調査の成果報告書では、ECの6つのドメインごとにこのような検証を行い、EC化とEC化以外の方策が効果創出につながっていることを明らかにした。そのことから、それぞれのドメインにおいて効果を創出するためには、個々の企業が具体的にどのような方策をとればよいかということも提言することができるようになった。

調達販売タイプ

		調達(買うEC)	販売(売るEC)
取る	引情報	①仕入れ価格と 業務量の低減	④販売チャネルの最適化
 1	産販売 車情報	②部品在庫の削減	⑤実需・在庫の最適化
開發情報	発·設計 報	③サプライヤー連携開発	⑥ニーズ連動開発

図 4 6 つの EC のドメインとそれらの狙い

まとめ

1. 本調査からの提言

(1) EC 評価モデルの活用による EC 化の推進

個別企業においては、今回検証した EC 評価 モデルを活用することによって、業界ベンチマ ークを実施し、自社の EC 化に関する現状の把 握とともに、将来取り組むべき方策を明らかに することができる。

(2) 阻害要因を取り除くための政策的支援

本調査研究では、EC に関しては、規模の小 さい企業ほど進んでいないことを確認すること もできた。したがって、中小企業における EC をさらに進めるための政策的な支援も必要である。また、図5にも示されているように、個別企業では解決しにくい業界内の阻害要因が EC 化を阻んでおり、そのことが EC 化をしても効果が出にくい一つの要因になっていることも分かった。EC の阻害要因としては、具体的には標準が存在しないことや、複数の形式やシステムが存在することによる重複投資の問題、EC 化を進めるけん引役の不在、といった課題が考えられる。これらを解決していくための政策的な支援は、今後も重要である。

*本事業は一部に競輪の補助金を受けて行われました。

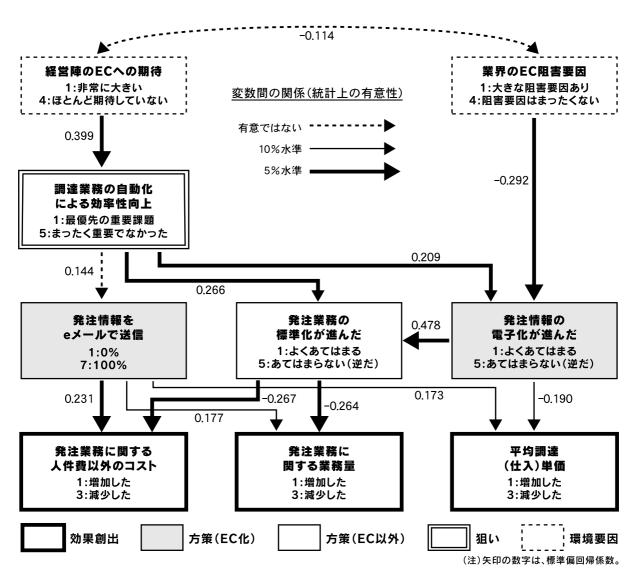


図5 仕入れ価格と業務量の低減に関するパス図

|||| IT 利活用グループ

電子政府・ビジネス連携 WG

次世代電子商取引推進協議会 主席研究員 内田道久

活動概要

1. 背景

「IT 新改革戦略」において 2010 年度までに電 子申請の利用率を50%まで高めることが求めら れている。その実現のためには、申請者のニーズ に応えた仕組みの構築が必須であることは論を待 たない。電子政府・ビジネス連携WGでは、過去6 年間の活動を通じ、企業の行政関連業務の効率化 に寄与する仕組みづくりを検討してきた。

その結果、企業における従業員関連手続きに ついてイベントごとの現状分析とイベント中に おけるいくつかの課題の考察から、負担軽減の 検討を行い、行政関連手続きのワンストップ化 による負荷軽減策を提言した。

2. 活動目標

平成19年度は、下記を活動目標として、中 小企業を中心とした調査・分析を行った。

〈電子政府・ビジネス連携 WG〉活動経過 表 1

	回次	開催日	
区分	ПЖ		
WG	第1回	平成19年6月20日	
	本年度活動方針の合意		
	第2回	平成19年7月11日	
	講演:地域プラットホームと地域ICT社会について 講演:社会保険労務士による電子申請の現状について		
	第3回	平成19年8月28日	
		方税ポータルシステム(eLTAX)について 小企業のIT化の現状と課題について	
	第4回	平成19年10月2日	
	講演:中小企業の電子手続きの現状 講演:社会保険労務士の業務受託における電子申請 現状と 問題点について		
	第5回	平成19年11月13日	
	講演:MIJSが目指すSaaSポータルと製品連携		
	第1回	平成19年12月10日	
	モデル分	が析/ToBeモデル	
TF	第2回	平成19年12月20日	
1F	従業員手続きの現状		
	第3回	平成20年1月15日	
	課題と考察		
	第6回	平成20年1月29日	
WG	現在提供済のシステムの問題について 成果報告書まとめ		
	第7回	平成20年3月18日	
	年度報告	iと今後について	

(1) 企業における行政関連手続き負荷軽減策の 実現シナリオの策定

平成 18 年度の当 WG が提言した、企業で実 施されている行政関連手続きのワンストップ化 による各利用者の負荷軽減策に関して、下記の 実現シナリオの策定を行う。

- ・行政サービス対象 (国民、企業) に関する 行政機関相互の情報共有の方策
- ・行政サービスに関するコーディネート機能、 あるいはハブ機能の提供

(2) 電子申請を普及するためのあり方に関する 検討

電子申請に関する諸外国の最新事例を調査する とともに、その事例分析を通じて、利用顧客満足度 の視点から見た、わが国における電子申請の利用 率向上策を検討する資料を作成する。

活動成果

1. 調査対象

平成19年度の調査においては、自治体~企 業間の手続きを対象とした(図1)。

調査対象イベントは、「入社」「結婚」「出産」 「転勤」「退職」「給与所得」とした。

2. 調査結果

企業の従業員手続きの現状を把握するため、 利用企業から現状報告のみでなく、①企業の手 続きシステムの構築支援をしている立場の土 業・コンサルタント、②すでに先行してシステ ムを提供している団体、③今後 SaaS を利用し たシステムの構築支援をする企業へのヒアリン グを通じて、現状の把握と分析を行い ToBe モ デルの検討の基礎とした。

(1) 代理手続きの観点から見た課題

①包括委任状方式における電子申請の問題点 利用率の低迷を踏まえ、受託している社会保 険労務士の側からは以下のような問題点が挙げ られた。

・システムが簡便ではない(受託業務のみの

問題点ではない)

- ・社会保険労務士の電子署名のみではすべて の手続きができない
- ・包括委任状方式でできる手続きが限られて いる
- ・離職票、傷病手当金といった給付にかかわ るものは申請できない
- ・被扶養者の異動届など本人印が必要なもの は申請できない
- ・労災は病院が電子申請に対応していないと 申請できない
- ・健康保険組合、厚生年金基金はほとんど電 子申請に対応していない

なお、包括委任状方式で手続き可能なものについても、添付書類は別送(郵便等)しなければならない。例えば、資格喪失時の健康保険証返却では、PDF不可である。また、せっかく電子申請しているのに、例えば、雇用保険被保険者証などの結果は紙ベースで郵送する。

② 包括委任状方式における電子申請の改善要望点 受託している社会保険労務士の側からは、以

下のような改善要望点が挙げられた。

・社会保険届書作成プログラムについて CSV形式のデータ作成について、エクセルで作成したデータをもっと簡単に読み込んで作成できるようにしてほしい。

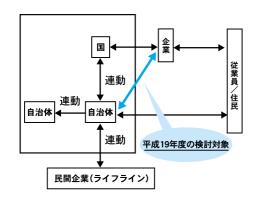


図 1 活動範囲

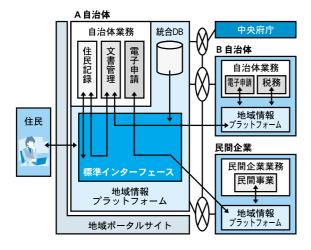


図 2 地域情報プラットフォームのイメージ

・申請用プログラムについて

申請用プログラムでデータを送信してから数日経って「不備返戻」で再度送信して下さいと言われることがあるが、不備があるときは、すぐに連絡をしてもらうか、できれば不備があるときは送信完了しないシステムにしてほしい。

- ・厚生年金保険の住所変更届について 被保険者のみではなく、3号被保険者分 についても同時に電子申請で送信できるよ うにしてほしい。
- ・年金手帳や健康保険証の再交付申請について 添付書類が必要な手続きではないので、 電子申請でできるようにしてほしい。

(2) 先行例の調査

本WGは、昨年度の活動で「行政関連手続きの負担軽減の最適化に向けた提言」を策定した。これに対する具体的な取り組みを、いくつかの先行例に見ることができる。

先行例の調査内容を以下に報告する。

① 地域情報プラットフォーム

e-Japan 戦略に基づき、多くの自治体において行政事務の効率化を目的に「電子自治体」を目指す動きがあるが、実態は従来の手続きをそのままシステム化し、住民の利便性に対する配慮を欠いたケースが多く、現時点では「電子自治体」が順調に推進されているとは言い難い。この状況を打開するために、IT 戦略本部の「重点計画-2007」には「情報システムの連携基盤の整備」が明記され、平成20年には地域情報プラットフォーム(PF)の仕様策定と標準化を図り、平成22年までに地方公共団体において、この標準化を用いた連携可能なアプリケーションの展開を推進するとされている。

地域情報 PF(図 2)は、従来の縦割り的システムを改善し、各業務システムの容易な連携や情報の共有化を行うことを目的にして、SOA(Service Oriented Architecture)の考え方に基づき、行政の手続きに関する業務アプリケーション機能、データ連携技術の仕様を標準化したもので、(財)全国地域情報化推進協会(APPLIC)が作業を進めている。このプラットフォームを利用することで、他の自治体や民間企業と連携した高付加価値のサービスを提供することを目指している。

② 地方税ポータルシステム「eLTAX」

地方税ポータルシステム「eLTAX」(エルタックス)とは、地方税における申告などの手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムである。

全国の地方公共団体が共同でシステムを運営す

ることにより、①利用者が、一つの窓口から全国の地方公共団体に申告などの手続きを行うことができる、②利用者が、一つの利用者 ID・暗証番号で利用することができる、また、どの地方公共団体へも同じ使い方で利用できる、③システム運営にかかる経費をより安価に、また、より質の高いサービスを利用者に提供できることを目指している。

対象税目は、法人都道府県税、法人事業税、 法人市町村税、固定資産税(償却資産分)に加 え、平成20年1月からは、個人住民税(給与 支払報告書等)や事業所税が追加されている。

(3) SaaS を利用した企業の手続きの システム構築支援の現状について

SaaS を活用した共通データベースの検討にあたって、SaaS ポータルサイトの構築を検討している MIJS (Made In Japan Software Consortium) の同サイトの構想と検討・開発状況は、以下のとおりである。なお、MIJS は、ソフトウェアベンダー24 社(平成 19 年 11 月 1 日)が結集し、製品の相互連携を行い海外展開および国内ビジネス基盤の強化を図ることを目的として、平成 18 年 8 月に結成されたコンソーシアムである。

① MIJS の推進する SaaS ポータルサイト構想

- ・パッケージベンダー自身が推進する SaaS 「パッケージ購入」と「サービス利用」の両方のソリューションを提供し、ベンダー自身が選択肢を増やすことによって、ユーザーが都合の良い利用形態を選択することが可能である。
- ・ベンダー連合として展開する SaaS 特定ベンダーの製品を中心にするのではなく、競合製品も含めて幅広い製品がオープンに参加できるようにすることによって、自社にあったものをユーザーが自由に選択可能になる。

- ・実績あるアプリケーションが結集した SaaS 開発ツールや API を提供してアプリケー ションを追加作成するのではなく、実績と 信頼のある優良パッケージが自由に参加で きようにすることによって、それぞれが簡 単に連携可能になる。
- ・サービス間の連携が可能な統合型 SaaS 複数の製品をユーザーが自由に選択、組 み合わせて利用するため、シングルサイン オン、トランザクション連携、マスターの 連携管理、共通機能の統一化を実現する。

② SaaS ポータルサイト構築

構想にもあるように、SaaSポータルサイトには複数製品間のデータ連携が必要不可欠であり、標準規格化により3つの連携の実現を検討している。

- ・トランザクション連携のための MIJS 規格 製品間データ連携のための標準規格とア ダプタ作成。
- ・マスター連携のための MIJS 規格 マスターデータ連携のための標準規格と アダプタ作成。
- ・横断的機能の共通インフラ化

(4) 自治体~企業間の手続きの標準化

平成19年度の活動は、総務省との連携による行政手続きの負荷軽減をテーマとし、WGのスタンスである企業の視点から、自治体~企業間の手続きの標準化を目指した。

モデル分析・作成においては、「従業員関連手続きの実態に関する調査」(平成 18 年 7 月 31 日、ECOM)をもとに、「自治体業務アプリケーションユニット標準仕様」(平成 19 年 3 月 26 日、(財) 全国地域情報化推進協会)に倣って、以下 4 資料を作成した。

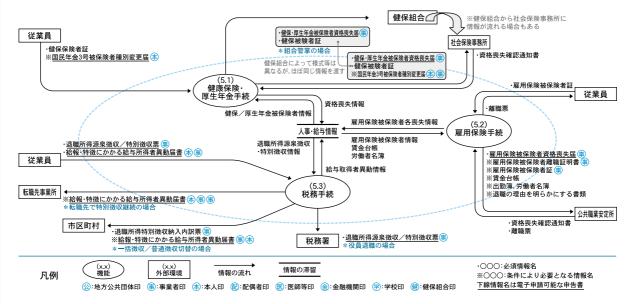


図3 機能情報関連図 (DFD) (退職の例)

- ・業務ユニット説明
- ・機能一覧
- ·機能構成図 (DMM)
- ·機能情報関連図 (DFD) (図 3)

(5) 課題

中小企業に着眼し検討を進めてきたが、中小企業といってもその規模や業種、IT 化の状況などさまざまであるため、電子申請が進まない理由について共通な課題を探すのは難しい。

平成 19 年度の検討においては、従業員数の 規模を基準として 20 人未満とそれ以上の事業 所に分けて検討した。

① 従業員 20 人未満の事業所における課題

従業員が20人未満の事業所については、約3割がパソコンを持っておらず、電子手続きを行うには設備投資やITスキル上の高いハードルがある。

残り約7割のパソコンを所持している事業者の中で、従業員が1~10名程度であることが多いSOHO事業者を対象としたアンケートによると、「顧客からの問い合わせ受付」や「図面などのデータのやり取り」という直接業務に対して、50%以上もの事業者がインターネットを利用しているにもかかわらず、行政機関などへの届出・申請への利用はわずか1.6%しかないという結果がある。

このように少人数の事業所においては、ITスキルにかかわらず、電子申請率が非常に低いわけであるが、そもそもライフイベント(入社、退職、結婚等)に関係する行政手続き自体の頻度と量が少なく、またそれをこなすための間接部門に専門の人を配置することも難しい。そのような状況の中、電子申請を行うためだけに事前に何かを準備することは非常に困難である。

今後は、事業にパソコンを利用している約7割の事業者に向けて、普及広報活動をよりいっそう展開するとともに、数年に一度しか電子申請を利用しない事業者でも容易に申請までの流れが理解できる仕組みの検討や、紙の添付資料を不要とし電子申請のメリットが感じられる仕組みの検討が必要である。

② 従業員 20 人以上の事業所における課題

従業員 20 人以上の事務所においては、手続きの煩雑さが電子申請の利用を阻害する要因の大きなところである。

例えば、社会保険関係手続きについては、その事業所が属する健康保険組合や年金基金がIT 化されているかどうかが、事業者の電子申請利 用に大きな影響を与えている。つまり、健康保 険組合や年金基金がIT 化されておらず紙で提出 する必要がある場合、政府へも紙で申請を行う ことになるケースが多いのである。

健康保険組合のIT化については、「健保組合IT基本構想(最終報告)」(平成19年2月16日、健康保険組合連合会)において、以下のような問題が報告されており、健康保険組合全体としてのシステムの標準化や、IT投資が望まれる。

- ・システムの内容は、委託しているシステム 事業者ごとに違いがあり、健保組合間や健 保連においてデータを共有・活用するため には標準化が必要
- ・多くの中小規模健保組合では、専任の事務 スタッフが限られており、IT 化への対応が 難しい
- ・総合組合においては、適用事業所によって IT環境が異なっているため、事業所間での データ連携が難しい

まとめ

今回の調査によって、企業にとっては直接業務が第一であり、従業員関連手続きなどの間接業務については IT 投資を行えないという実情も、改めて浮き彫りになった。そのため、経済産業省を中心として現在検討している SaaS・ASP 型の共通基盤については、中小企業のニーズも大きく、従業員関連手続きの電子化についても一定の効果が現れるものと期待される。ただし、SaaS・ASP 型の共通基盤検討にあたっては、行政手続きのアウトソーシングと現行の関連法令などの間には障壁があり、法改正を含めた各省庁・団体との調整が必要である旨を付しておきたい。

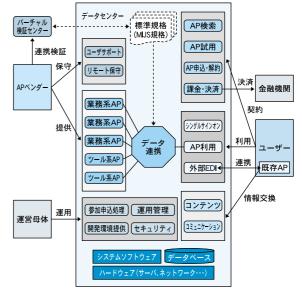


図 4 MIJS の考える SaaS ポータルサイト

||||||情報共有化基盤整備グループ

情報共有化技術推進委員会



菅又久直

mmitte

活動概要

わが国における EDI は、業界または企業グルー プごとに発展し、それぞれの業界や企業グループ における生産性向上に大いに寄与してきた。しか しながらわが国においては、国際競争力を維持す るために、さらなる産業全体における資源の有効 活用や労働生産性の向上が求められている。また、 成熟したわが国の消費者は、製品やサービスに対 する安全・安心、そして環境への配慮を要求して いる。それらの要求に応えるためには、製品ライ フサイクルを視野に入れた広範囲のエンジニアリ ングチェーン、サプライチェーン、リサイクルチ エーンをカバーする情報共有基盤の構築が不可欠 である。情報共有化技術推進 WG(平成 19年 11 月より「情報共有化技術推進委員会」に改称)で は、国際標準に準拠し、より広い範囲の業界にお いて情報共有を可能とするための情報モデル化手 法を確立し、当情報モデル化手法に基づく共通デ ータ仕様の整備と普及を推進することを目的とし ている。

本 WG では平成 18 年度までに、情報共有の ためのモデル化手法であるコア構成要素による 情報モデル策定法、国連 CEFACT モデリング 手法、および XML 設計規則などのガイドをそ れぞれ発行してきた。しかしながら、現状の EDI の課題に応え、それらの手法を効果的に活 用するためには、それら手法のつなぎを担うメ ッセージ構築手法やコンテキスト適用手法など の整備を含めた総合的な情報項目モデル化手法 の整備が必要である。

上記技術手法の国際標準化進捗状況を鑑み、平 成19年度は、国連CEFACTで展開されているコ ア構成要素の整備に基づく国内共通辞書の構築、 および最新の国際標準(メッセージ構築法、コン テキスト適用法等) に基づく EDI のための情報モ デル作成手法の総合的な調査研究を行った。

1. 情報共有化技術の国際標準化促進

国連 CEFACT で行われている情報項目の定 義と構造化に関する国際標準(コア構成要素技 術仕様 V3、電文構築技術仕様、コンテキスト適

表 1 〈情報共有化技術推進委員会〉活動経過

次世代電子商取引推進協議会 主席研究員

区分	回次	開催日 ※国際会議開催都市
E"		活動内容
		平成19年5月7日~11日
国連 CEFACT	_	※ベルリン
TBG17	情報項目国際 項目提案の事業	票準辞書2007年第1版ドラフト完成。自動車業界標準情報 前審査
	第1回	平成19年6月22日
wg		- 動計画審議。活動は①情報共有化技術の国際化促進(国連
		17会議参加を含む)、②共通辞書の整備(ECALGA/CEFAC) を含む)の2本立て
	第1回	平成19年7月19日
wg∕πF		。ステップ1で国連CEFACTのインボイス・メッセージを
		夕項目で表現、ステップ2でECALGAの注文文書を国連 構成要素で表現
	第2回	平成19年7月26日
wg		で審議中のメッセージ構築手法について修正案を審議。国
	内業界EDI標準	と国際標準整合化の課題について審議 平成19年8月13日~17日
国連	_	十成19年8月13日~17日 ※デトロイト
CEFACT TBG17		の情報項目整合化審議。情報項目整合化手続文書ドラフト
	提案(編集責任 第3回	:(はECOMの当WG事務局) T 平成19年9月10日
wg		平成 19年9月 10日 MLプロファイル評価。電子タグ格納情報とEDI標準の整合
	について審議。	TBG17デトロイト会議報告
	第2回	平成19年9月14日
WG∕TF		インボイス・メッセージの集約情報項目をECALGAのクラ ・ボイスが電子電機業界の請求プロセスと異なり、マッピン
	グできない情報	報項目があり
ļ.	第4回	平成19年10月12日
WG		フォーラム会議報告。データ型の課題について審議。国通 項目整合化手続文書(ECOM WG提案)修正案審議。商品カ
	タログ登録(G	S1提案)及びMSDS(米国提案)提案評価
wg∕⊤F	第3回	平成19年10月22日
wa/ II		インボイス・メッセージのすべての情報項目をECALGAの 表現。マッピング結果を評価
国連	=	平成19年11月12日~16日
CEFACT	情報項日国際編	┃ ※パリ 票準辞書2007年第2版監査。運輸、農業、動植物検疫、電子政
TBG17		報項目整合化審議
ļ.	第1回	平成19年11月19日
委員会	当回よりWG キスト手法に	は「委員会」と名称変更。TBG17パリ会議報告。コンテ ついて課題を審議(12月の国連CEFACT TMG会議で扱
	言)。ECALGA	/CEFACT整合化タスク中間結果審議
	第4回	平成19年11月29日
委員会/TF		tる国際標準との整合化実績の報告。情報項目はほとんど整合 ネスプロセスの相違により、日本から新メッセージを追加要求
	10 (2 /2 /2 /	平成19年12月10日~14日
国連 CEFACT		※チューリッヒ
TBG17		手法審議 (2つのドラフト提案あり)。コア構成要素技術付 連CEFACTモデリング手法V2審議
チ무스	第2回	平成19年12月17日
委員会		「MG会議報告。クロス・ドメイン連携レジストリの紹介
委員会/TF	第5回	平成20年1月11日
	第3回	書を国連CEFACTコア構成要素で表現。大方の対応付けは可能 平成20年1月31日
委員会		┃ 干成20年1月31日 日本語化規則の審議·合意。情報項目レジストリのあり方審
	議。成果報告書	
_* ,	第6回	▼成20年2月1日 また図表のFFAのエコス様は悪素で表現完了 FCAL CAは立立まで
委員会/TF		書を国連CEFACTコア構成要素で表現完了。ECALGA注文文書で 連CEFACTコア構成要素として審議中のものが多くあり
田油	_	平成20年2月18日~22日
国連 CEFACT		※ロスアンゼルス 千结立書承朝(FCOM WC担実立書) 標起項目国際標準確書2009
TBG17		手続文書承認(ECOM WG提案文書)。情報項目国際標準辞書2009 、審議。サブライチェーン、動植物検疫、運輸間での情報項目整合
	第4回	平成20年2月25日
<u>_</u> [標準辞書2007年第2版日本語化ドラフト審議。TBG17ロス 美報生
委員会	アンゼルス会 第5回	^{義報告} ▼成20年3月17日
F		ACT整合化タスク結果報告。成果報告書ドラフト審議

用技術仕様等)の技術動向を把握し、日本からの提案を含めてそれらの早期完成に協力するとともに、国内向けの総合的な情報項目定義手法の検討を行った。

2. 共通辞書の整備

主要業種で使われる情報項目、および分野横断的な情報項目の辞書(データ識別子、データ名、データ構造、データ意味定義、データ表現形式等)の整備を行うため、国連 CEFACT で行われている共通情報項目国際標準ライブラリー開発作業に参加した。平成 19 年度までに国際標準化された情報項目については、国内業界用に日本語化規則を制定し、それに基づく情報項目日英対比辞書を整備した。

さらに、次世代 EDI 推進協議会の EDI 推進部 会の協力を得て、国内産業で対象としている取 引情報(受発注)の情報項目と国際標準化され た分野横断的な情報項目との対応づけを行い、 国内業界標準の国際標準整合化にあたっての課 題を明らかにした。

活動成果

1. 情報共有化技術

現在、国連 CEFACT では「モデリング手法 (ビジネスプロセス/ビジネスコラボレーショ ン/ビジネスエンティティ)」「コア構成要素技術仕様」「EDI メッセージ」「標準文書へッダー」「シンタックス表記」「メッセージングサービス」が標準化されており、順次具体的な業務定義が行われ、導入が始まっている(図 1)。

しかしながら、「コア構成要素」を使って「ビジネス情報項目」を定義する手法、「業務トランザクション」から「EDIメッセージ」を導き出す方法、そして実行時にトランザクション条件を付与する方法など(これらを「コンテキスト手法」と呼ぶ)は定式化されたものが確立されていなく、人手による判断で行われている。これら「コンテキスト手法」を整備すれば、EDIのビジネスプロセス設計以降、ほとんどの作業が自動化できるとともに、人手介入が避けられるために、よりいっそうの相互運用性が増す。

平成19年度の当WGでは、この「コンテキスト手法」に着目し、国内のモデリング専門家を交えて検討を行い、さらに、国連CEFACTの技術手法グループ会議に専門家を派遣して、当該手法の標準策定に尽力し、「コンテキスト手法」ドラフト案がまとまった。今後、さらに一年程度をかけて国連CEFACT内での合意形成を行い、実用化試験を経て平成21年度中には使えるものになることが期待されている。

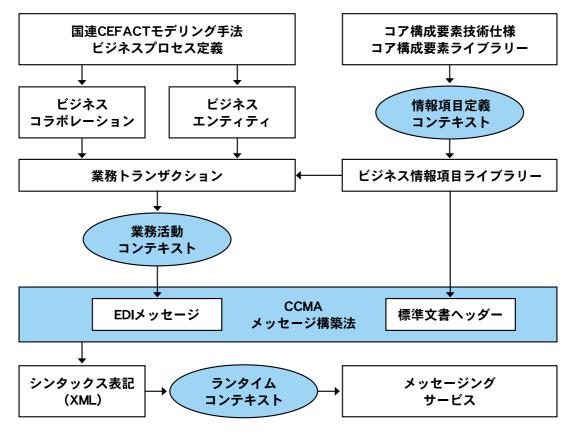


図 1 国連 CEFACT 標準体系

2. 情報項目辞書

平成 19 年度は、情報項目の国際整合化のための4回の国際会議と毎週一度の国際電話会議に参加して、国連 CEFACT 標準情報項目ライブラリーの整備に協力した。その結果、平成 20 年 1 月には 1,051 項目のコア構成要素 (CC) と 1,873 項目のビジネス情報項目 (BIE) を含む標準情報項目ライブラリー 2007 年第 2 版 (CCL07B) が国連から公表されるに至った (表 2)。

現状では、日本原案の電子入札および旅館情報を含み、インボイス、MSDS (物質安全データシート)、商品カタログの業務プロセスにかかる情報項目が国連 CEFACT 標準情報項目ライブラリーに登録されている。また、平成20年3月時点では、さらに、運輸、金融、保険、会計、農業、動植物検疫に関する情報項目の国際整合化がほぼ完了し、4月には国連より公開される予定である。さらに、サプライチェーン全域の情報項目提案がすでに提出されており、平成20年中には、製造・流通・貿易関連の受発注/出荷納入/請求支払いにおいて必要な情報項目が当該ライブラリーに整備されるであろう。

本WGでは、これら国際標準化された情報項目を国内産業界に紹介し、業界EDIの国際化を支援するために、国連CEFACT標準情報項目日本語ライブラリーを作成した。日本語ライブラリーの作成にあたっては、コア構成要素技術仕様で規定された命名規則を日本語に適用する規則を設定し(図2)、2007年第2版(CCL07B)と運輸関連(ドラフト版)を含むものを完成した。平成20年4月には、ECOMホームページよりダウンロードできるようにする予定である。

表 2 国連 CEFACT 標準情報項目ライブラリー履歴

ライブラリー版	公開	CC累計	BIE累計	追加された業務領域
CCL06B	2007/Apr.	785	1,095	電子印刷/インボイス
CCL07A	2007/Sep.	944	1,531	旅館/プロジェクト管理
CCL07B	2007/Jav.	1,051	1,873	MSDS/商品カタログ
CCL08A	2008/Apr.	2,208	2,808	運輸/金融/保険/ 会計/農業/動植物検疫

3. 国内業界 EDI との比較分析

いよいよ使える状況になってきた国連 CEFACT 標準情報項目ライブラリーと、国内業 界 EDI との相互運用性について検討するため、 電子電機業界の EDI 標準「ECALGA」との比較 分析を行った。

当作業は、次世代 EDI 推進協議会と (社)電子情報技術産業協会 EC センターの協力のもとに ECOM とタスクを結成して行われた。タスクでは、第1ステップで国連 CEFACT 標準のインボイス関連情報を「ECALGA」のデータ項目でどう表現できるか、第2ステップで「ECALGA」の注文文書を国連 CEFACT 標準情報項目ライブラリーで表現可能かの検討を行った。

分析の結果、個別情報項目の単独突き合せは可能であるが、ビジネスモデルの違いと、商習慣の違いにより、EDIメッセージレベルでの対応づけは困難であるとの結論に至った。すなわち、国連 CEFACT 標準情報項目ライブラリーの情報項目を個別に参照することはでき、参照した部分だけは相互理解が可能であるが、異なるビジネスの文脈の中で EDI メッセージをそのまま対応づけることは望ましくない。

ビジネスモデルと商習慣の違いの主なところ は次のような点である。

- ① ECALGA は月次決済を前提にしており、 インボイス(その都度請求)のビジネス文 書はない。
- ② ECALGA の取引情報は1品1葉を前提と しており、内訳項目の考え方はない。
- ③ ECALGA は国内取引を前提としており、 貿易関係情報(引渡条件、決済条件等)は 扱わないし、為替は一種類、税も消費税の みである。
- ④ ECALGA は継続取引を前提にしており、 基本契約時に決められる情報(会社住所、 連絡先支払い方法等)はEDI対象外である。
- ⑤物流関連情報は ECALGA 仕様の範囲外である (物流業界標準を使用することで合意している)。
- ⑥インボイスは ECALGA の出荷情報、請求支 払情報、買掛情報の複合機能を持っている。

したがって、国内業界 EDI 標準を国際標準と整合化しようとする場合、情報項目整合化以前にビジネスモデルを合わせなければならない。国内取引の現状モデルのままでは、情報項目を合わせてもグローバルな企業間業務連携は困難である。そのため、国連などで標準化され公表されているビジネスモデルを研究するとともに、国内のビジネスモデルを可視化し、国際的にアピールしていく必要があろう。

まとめ

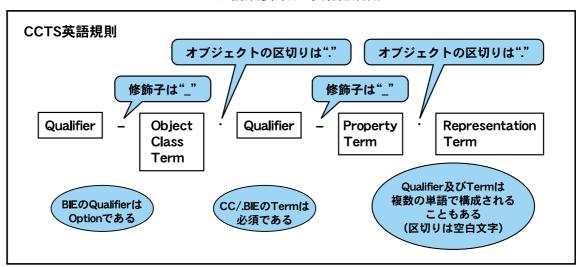
国際標準の情報項目は、電子入札や旅館情報のように、自らのビジネスモデルを前提に提案し合意されたものは使い勝手が良い。反面、他国の暗黙に合意されているビジネスモデルに準拠して設定された情報項目は大変使いづらい。グローバルな取引を行うたびに、データの変換のみならず、企業システムの変更を伴うプロセスの大幅修正が必要になる可能性がある。

その意味で、日本で考案したビジネスモデル

に従った日本発の情報項目提案を仕掛けていく こと、そして企業は国際標準のビジネスモデル を受け入れられるようシステムそのもののグロ ーバル化を進めていく必要があろう。

国連 CEFACT 標準情報項目も着々と整備されつつある。国内産業も自らの意見を反映すべく、それら標準化作業に積極的に参画し、国際標準を使用することが日本の企業に不利にならないよう努力していかねばならないだろう。

コア構成要素日本語化規則



日本語化規則(JDMF列名付与規則参照)

- 1. 修飾子と用語間の区切り
- 2. 用語と用語の区切り
- 3. 用語内の単語の区切り
- 4. ACC/ABIEのDetails
- 5. 用語構成単語の語順は英語順が原則
- 6. 数字とアルファベットは全角使用

- → 全角 __
- → 全角 /
- → 区切らない
- → 全角//

コア構成要素日本語化の例

· Accounting Account. Details

会計勘定//

- ·Accounting Account. Amount Type. Code
 - 会計勘定/金額種別/コード
- ·Transaction_Period. Details

取引_期間//

·Transaction_Period. Start. Date Time

取引_期間/開始/日時

図 2 コア構成要素日本語化規則

!!!! 情報共有化基盤整備グループ

次世代 EDI 導入技術推進 WG

次世代電子商取引推進協議会 主席研究員 田盛正人

Working Group

活動概要

1. 背景

IT による生産性の向上の観点から、組織、さら には業種を超えた情報共有の仕組みのあり方がク ローズアップされ、その一つのソリューションと して、新しい技術を取り入れた「次世代 EDI」が 注目を集めている。その次世代 EDI の有力な候補 として、業種業態に依存しない、国際標準規格群 である ebXML (electronic business XML) が 挙げられる。この規格群は、UN/CEFACT (United Nations Center for Trade Facilitation and Electronic Business) と、OASIS (Organization for the Advancement of Structured Information Standards) の2つの標準化団体が始めたもので、 ここ数年間で主要な規格の整備が進められ、十分 に実装可能な状態に達した感があり、実際、欧米 およびアジア地域において ebXML の採用が 着々と進んでいる。一方、わが国での普及は、 他国に比べて滞る面が従来見られたが、最近で は大企業・中堅企業を中心に普及しつつあり、 併行して ebXML 技術を実装した製品ラインア ップも揃いつつある。

このように製品が揃ってくると、重要になってくるのが製品間の相互運用性である。国際間でBtoB(企業間)の e-Business 環境を実現するためには、インターネットを利用して通信方式やセキュリティの整合性を確保できることが重要な課題であり、そのため複数のIT ベンダーの実装された製品を用いて相互運用性を確保する必要性がある。

2. 目的

上記のような、実装した製品間での相互運用性を検証するテストは、すでにアジアや米国、欧州ごとに行われてきている。ここアジア地域においては、ECOMも含む、同地域でのe-Businessの普及促進を図る法人・組織で構成するe-Businessアジア委員会(eAC:e-Business Asia Committee、旧ebXMLアジア委員会)が主体になる。これは本委員会で設けた相互運用性認証制度に沿って行われているもので、当該テストに合格した法人・

組織のソリューションに対して、Certificate(相互運用性認証書)を発行してきた。

しかしながら、従来のテストは、これまで ebXML の通信仕様である ebMS バージョン 2 (ebMS V2:ebXML Message Service Version2) に準拠したテスト仕様で行われてきたが、平成 19 年度は、同新仕様バージョン 3 (ebMS V3) が OASIS 標準として正式に承認されたのを受けて、今後この新しい仕様を採用した製品の開発が予想されるため、ebMS V3 に合わせたテスト仕様の策定およびテストを実施することにした。

活動成果

上記のとおり、次世代 EDI 導入技術推進 WG では「相互運用性検証テストの検討」と、テスト実施に向けた「国際活動」の2テーマを中心に、以下の項目について検討、活動を行った。

なお、本 WG の活動経過を表 1 に、活動概要 および活動成果を図 1 に示す。

表 1 〈次世代 EDI 導入技術推進WG〉活動経過

区分	回次	開催日
En		活動内容
	第1回	平成19年6月20日
	WG活動	計画の合意
	第2回	平成19年9月7日
	ebMS V	2/ebMS V3相互運用性検証テストの進め方の検討
	第3回	平成19年10月18日
	ebMS V	2/ebMS V3相互運用性検証テストの進め方の検討
	第4回	平成19年11月20日
WG	ebMS V	2/ebMS V3相互運用性検証テストの進め方の検討
	第5回	平成19年12月18日
	ebMS V	2/ebMS V3相互運用性検証テストの進め方の検討
	第6回	平成20年2月12日
	ebMS V	2/ebMS V3相互運用性検証テストの進め方の検討
	第7回	平成20年3月13日
		2/ebMS V3相互運用性検証テストの進め方の検討。 5書作成の検討
	-	平成20年3月5日
	ebMS V	- 3相互運用性検証テストの実施

1. 相互運用性検証テストの検討

(1) ebMS V3 相互運用性検証テストの検討

(以下「V3テスト」と略)

まずは、本 WG を通じて国内関係法人・組織 に対して当該テスト参加の可否を募集し、その 結果、3企業・組織が参加を表明、V3テスト実 施に向けて V3 テスト仕様案を策定した。

(2) ebMS V2 相互運用性検証テストの検討

(以下「V2テスト」と略)

V3 テストに併せて、従来の V2 テストも実施 することとなった。理由は、前回の V2 テスト 実施から一定の期間が経過しており、同テスト の実施を要望する意見が挙がったためである。

なお、V2 テストの実施に併せて、従来の V2 テスト仕様内容を若干改訂した。

2. 国際活動

本WG での検討結果を、テスト実施主体である eAC に提案した。その結果、V3 テスト仕様案は

承認されたが、V3テスト実施時期については、現 時点では当該仕様を採用した製品がまだ少ないこ とから、今回は前出の日本国内の3企業・組織に よるプレテストレベルにとどめることとなった。

実施されたプレテストからいくつかの課題が 抽出され、今後は本テストに向けてこれら課題 の解決を図る。

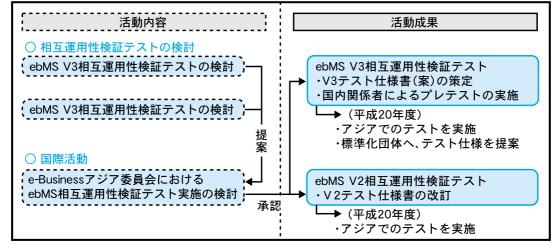
一方、V2 テストについては、平成 20 年度開 催することとした。

V3 プレテストおよび V2 テストの主な実施内 容は表2にまとめているので、参照されたい。

今後の予定

上記 V3 プレテスト結果を精査した上で、ア ジア関係者を含めた V3 テストの実施を予定し ている (V2 テストの継続については、当該関係 者の要望を参考に決定する予定)。

今回策定した V3 テスト仕様案は、OASIS 標 準とすべく当該機関への提案を予定している。



活動概要および活動成果 図 1

表 2 ebMS V3 および V2 相互運用性検証テストの主な実施内容

	ebMS V3テスト(プレテスト)	ebMS V2テスト(予定)
実施時期	平成20年3月	平成20年5月
参加企業/団体	日本国内の3法人・組織	日本国内の2法人・組織に、韓国や香港、台湾 の関係機関を含めた5つの法人・組織
テスト形式	・フェイス・ツー・フェイス形式 ・テストツール ^{※1} を使用	・フェイス・ツー・フェイス形式、及び インターネットを介したリモート形式 ・テストツール**1を使用
テスト範囲 (テスト対象機能)	・ebMS V3基本機能 ・高信頼メッセージング (WS-Reliability 1.1*2、及び WS-Reliable Messaging 1.1*2) ・セキュリティ (WS-Security*2)	従来の最上位テストレベルに準じた範囲 (ebMS V2基本機能に、高信頼メッセージング、 セキュリティ、SyncReply)
Certificate 発行の有無	発行しない	発行する
結果の扱い	プレスリリース (ECOM ホームページで公開)	プレスリリース (ECOM ホームページで公開)
その他	アジア関係者も含めた本テスト を平成20年7月〜9月頃実施予定	_

^{※1} 従来のV2テスト形式は、参加者が1対1でシナリオに従い順次接続を行う、マニュアル方式で行っていた。

※2 いずれもebMS V3仕様に追加されたWebサービス機能及びその仕様。

!!!! 情報共有化基盤整備グループ

電子商取引共通基盤整備委員会

次世代電子商取引推進協議会 主席研究員 菅 又 久 直

Committee

活動概要

1. 背景

平成 18 年暮れから平成 19 年春までに開かれ た政府主催の経済財政諮問会議において、日本 の生産性向上が直面する重要な課題として認識 され、これを受けて、産業構造審議会では IT に よる生産性向上の加速化プログラムに向けての 具体的な取り組みとして、「IT 投資の効率性の 向上」「組織を超えた情報共有」「中小企業・サ ービス産業の底上げ」の3つの課題が提案され た。その中の「組織を超えた情報共有」の促進 に向けて、経済産業省では「新電子タグ・電子 商取引イニシアティブ」として情報経済社会基 盤の構築を目指し、①電気・電子、②繊維、③ 建材・住宅設備産業を先行的な取り組み分野と するとともに、業種横断的な共通課題検討のた めの活動を ECOM と EDI 推進協議会 (平成 19 年 12 月より「次世代 EDI 推進協議会」に改称) が中心となって進めることが期待された。

平成 19 年度、新たに設置した電子商取引共通基盤整備 WG(平成 19 年 11 月より「電子商取引共通基盤整備委員会」に改称)では、次世代 EDI 推進協議会の業際 EDI 研究会と共同で、「組織を超えた情報共有」の促進のため、業界間で情報共有を実現するための相互運用性の促進と分野横断的な情報項目の連携を目的に調査研究を行った。

2. 業界間の相互運用性

平成17年度と平成18年度にかけて、ECOMの「実用的なB2B-ECフレームワークの研究・普及推進WG」においては、企業間の業務連携・業務情報・情報表現・運用手順・電文搬送の5つのコンポーネントごとの相互運用を実現する電子商取引フレームワークの提案を行っている。当提案に基づき、次世代EDI推進協議会では、5つのコンポーネントに対応するebXML技術標準との整合化を促進することを宣言した。

平成 19 年度においては、次世代 EDI 推進協議会の業界団体の協力のもと、具体的な業界間

相互運用性のニーズと課題を調査した。調査に基づき、重要な業界共通課題として「情報共有化」と「国際標準化」をテーマに、WG 有志による合宿会議を行った。そこでは、①情報共有には電子商取引による企業間業務連携のための情報共有(「業務連携情報共有」と呼ぶ)と、技術情報、環境情報、危険物情報、製品トレース情報など広く業界をまたがって必要となる情報共有(「産業間情報共有」と呼ぶ)の2通りがあること、②情報共有の国際化のニーズは、海外取引のため国際標準EDI採用から、企業戦略のグローバル化に伴う企業システムのグローバル化に変化していることが認識された。

3. 産業をまたがる情報共有

企業間取引における業務連携のための情報共 有に加えて重要性が認識された産業間情報共有 に関して、次の具体例について調査を行った。

表 1 〈電子商取引共通基盤整備委員会〉活動経過

区分	回次	開催日					
区分	活動内容						
	第1回	平成19年6月11日					
	EDI推進協議会 業際EDI研究会との合同会議として発足。平成 19年度活動計画審議。新電子タグ・電子商取引イニシアティ ブの活動と本合同会議の位置付け審議						
	第2回	平成19年7月20日					
WG		より業際相互運用性ニーズについてヒアリング。 についての調査報告					
	第3回	平成19年8月31日~9月1日					
	課題認識(危険物、国際、業際、標準)の後、情報共有化と国際標準化の2つのチームで審議						
	第4回	平成19年10月15日					
	合宿成果報告。電子商取引整備シナリオ(事務局案)の提案と審議						
	第1回	平成19年11月9日					
	当回よりWGは「委員会」と名称変更。水平モデルについて6業界の取り組みをヒアリング。水平モデルと垂直モデルの統合モデルについて審議						
	第2回	平成19年12月10日					
	電子商取引	共通基盤モデル審議					
委員会	第3回	平成20年1月28日					
	電子商取引共通基盤モデル審議継続。共有DBの現状調査分 担。成果報告書構成案決定						
	第4回	平成20年3月10日					
		CM、ECM、トレーサビリティ、貨物追跡、環境負荷物)の使われ方調査報告。成果報告書ドラフト審議					

- ①サプライチェーンで共有される商品カタログ
- ②エンジニアリングチェーンで共有される部品 カタログ
- ③製品トレーサビリティのための履歴情報
- ④貨物追跡情報
- ⑤環境負荷物質情報
- ⑥物質安全データ (MSDS)

活動成果

本 WG の平成 19 年度の成果は、電子商取引フレームワークに基づく業務連携情報共有のあり方と産業間情報共有の課題を明らかにし、電子商取引共通基盤の概念モデルを描いたことである。

1. 業務連携情報共有

電子商取引フレームワークは、図1のような形で業界間の業務連携に使われる。

それぞれの企業間における「受発注」「出荷納入」「請求支払」のプロセスは、平成 18 年度提案の電子商取引フレームワーク(図 2)に基づくコンポーネントの相互運用性により、企業間業務連携が実現される。

2. 産業間情報共有

企業間電子商取引で扱われる情報は、取引当 事者(売り手/買い手にかかる企業コードや連 絡先住所等)、取引事象(受発注/出荷納入/請

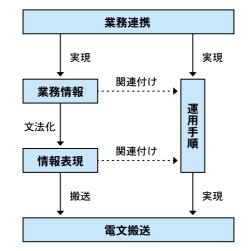


図 1 業務連携情報共有

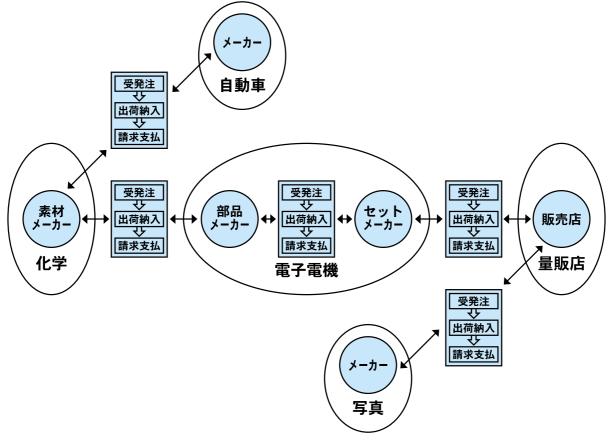


図 2 電子商取引フレームワーク

生しないために、電子商取引共通基盤は国際的 にも認知されるよう国際標準提案を行っていか ねばならない。

求支払いにおける日時、場所および条件等)と 取引対象物(取引の対象となる製品、サービス の特定と仕様等)の3つに分類される。産業界 に広くまたがって共有されなければならない情 報は取引対象物にかかる情報である。製品ライ フサイクルに沿って更新され参照されるのは、 製品の仕様にかかる部品情報・商品情報・化学 物質含有情報や製品の所在にかかる貨物追跡情 報、そして保守やリユースにおける製品履歴情 報である。現在、それら製品情報は、契約のあ る2社間において取引対象物情報として交換さ れ、必要に応じてバトンタッチ方式で3社目、 4社目に情報が伝達されていく。このような2 社間業務連携の連鎖による情報共有では、直接 契約関係を持たない保守業者やリサイクル業者 には情報を取得するのが難しい。また、現在部 分的に公開されている製品の仕様にかかる各種 情報(部品情報、商品情報、化学物質含有情報 等) は、それぞれ個別の企業か独立の情報サー ビスセンターが提供しており、情報のフォーマ ットや分類、そしてアクセス方式もバラバラで 統一されていない。よって、一つの製品にかか るそれら情報は、人手で Web 検索により収集す ることは可能でも、情報を収集し判断する自動 化されたシステムの構築は困難を極める。

以上の状況を改革していくには、①製品情報にかかるメタデータの共通化、②製品情報へのアクセスインターフェイスの互換性、そして③それら情報の更新・検索を担う公開されたWeb上のサービスの提供が必要となろう。さらに、それら取引対象物情報は、企業間の業務連携の枠組みの中で、日常的に共有されることが求められる。

以上の電子商取引共通基盤の要件を図式化したのが図3である。

今後の展開

電子商取引共通基盤の要件をより明確化するためには、業務連携情報共有における電子商取引フレームワーク(図 2)と同様、産業間情報共有のための製品情報共有化フレームワークを明らかにしていく必要がある。その両フレームワークに従って、各種製品情報の関係づけを提供するメタデータ・レジストリの設計、およびそれら製品情報の登録・更新・検索を容易にするためのWeb上のサービスの提供が期待されよう。

業務連携情報共有と産業間情報共有を実現する電子商取引共通基盤整備にあたっては、前述したような直接の業務要件のほかに、基盤上で扱われるデータの生成・蓄積・更新・検索における品質保証の仕組み、そしてそれら情報共有におけるルールの整備も不可欠となる。さらには、グローバルな情報共有においても齟齬が発

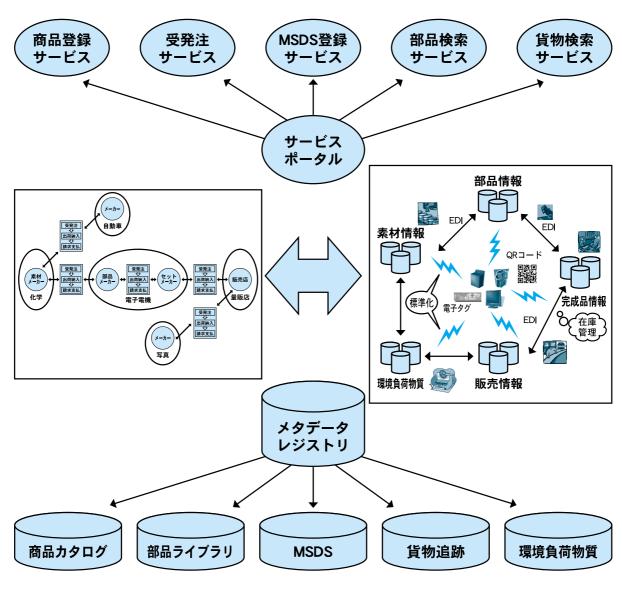


図3 電子商取引共通基盤の要件

****情報共有化基盤整備グループ

情報共有化ルール検討委員会

次世代電子商取引推進協議会 主席研究員 藤田正和

Committee

活動概要

本調査研究は、一般消費財および耐久消費財を調査対象とし、社会的な課題となっている製品安全、環境保護などを目的として、主に企業間・業種間を超える製品に関する情報の電子的な共有のためのルールについて検討した。なお、電子商取引には、企業(インターネットショップ等)と消費者との間の取引(BtoC)も含まれるが、この調査研究では企業間(BtoB)に絞って検討を行った。

情報の電子的な共有は、これまで企業間で実施されてきた EDI(電子データ交換)と同様に、当事者となる企業双方の合意を、明確に契約書あるいは覚書の形で明文化する必要がある。それは、共有の対象となる情報に関する知的財産権、機密性や情報を電子的に共有する場合の双方の責任の分界点、情報の電子的な共有に使用するシステムの方式、運用、あるいはシステムの異常に関する対処などをあらかじめ当事者間の合意のもとに取り決め、これを忠実に守ることが必要となるためである。

図1に示すように、業種・業態の壁を越えた 企業間の情報共有を実現するには、業務連携(ビジネスモデル)、運用手順(ビジネスプロセス)、 業務情報(メッセージ)、情報表現(シンタック スルール)、電文搬送(通信プロトコル)から成 る枠組みに加え、これを正確に履行し、法的にも 有効な裏づけを持った行為とするために、当事者 間の契約書あるいは覚書が不可欠である。

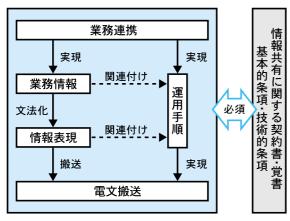


図 1 企業間情報共有の枠組みと必須な契約書・覚書

以上のような基本的な認識に基づき、この調査研究対象を企業間・業種間を超える製品に関する情報の電子的な共有に必要な当事者間の契約書ガイドとし、企業・業界横断的に使用できる契約書のひな形を提示することを目的とした。

なお、情報共有化ルール検討委員会は、概ね 表1のような経過で活動した。

活動成果

企業・業界横断的に使用できる契約書の検討にあたり、情報を共有する当事者の関係、法律、 慣習、共有するべき情報の種類、流れ、その他 の条件を明確にし、モデル化した上で、契約書 のひな形を作成した。

1. 情報を共有する当事者の関係

情報を共有する当事者の相互関係としては、大きく分類すると以下の3つのケースが考えられる。

- ①原料生産事業者・素材生産事業者・部品メーカーと最終製品メーカー
- ②最終製品メーカーと卸売事業者、卸売事業者 と小売事業者
- ③最終製品メーカーと保守・サービス事業者、 リサイクル事業者、廃棄物処理事業者

これらの当事者間の関係を分析すると、通常取引 関係にあり、取引基本契約を締結している(あるい は締結可能な関係にある)「顔の見える」企業同士 の関係と、最終製品メーカーと保守・サービス事業

表 1 〈情報共有化ルール検討委員会〉活動経過

区分	回次	開催日		
<u>ک</u> ر	活動内容			
	_	平成19年11月2日		
_	産業界ヒアリング1(企業)			
	_	平成19年11月14日		
	産業界ヒアリング2(業界団体)			
	第1回	平成19年12月19日		
	主旨確認	忍、計画策定		
委員会	第2回	平成20年1月30日		
安貝云	第1次原	案検討		
	第3回	平成20年3月5日		
	最終確認	刃 心		

者、リサイクル事業者、廃棄物処理事業者(系列企業を除く)のように直接の取引関係にない「顔の見えない」企業同士の関係に分けることができる。

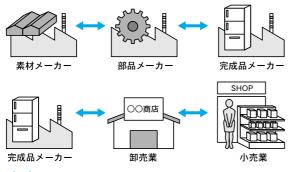
「顔の見える」企業間の関係の例としては、上記 ①、②がある。これを模式的に図2に示す。

「顔の見えない」企業間の関係では、直接取引関係にはない。例えば、複雑な流通経路を経て、消費者の手に届く商品のメーカーと小売店の関係や、上述③のようにいったん消費者に販売された後に、その商品の修理、保守、中古品売買、解体廃棄などの業務に携わる企業とその製品を製造したメーカーとの関係である。その例を模式的に図3に示す。

2. 共有するべき情報

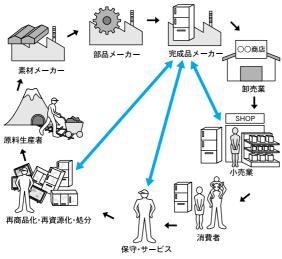
製品安全、環境保護などの目的を主に考えた場合、 情報共有の対象となる製品のメーカーまたは販売事業者が、情報共有の対象となる製品の販売、保守、 修理、廃棄処理を行う事業者に提供する情報として 次のようなものを想定した。

- · 危険物含有情報
- ·環境負荷物質含有情報
- ・保守マニュアル
- ・修理マニュアル
- ・互換部品リスト
- ・その他安全上の注意事項
- ・設計図、施工図など



◆ 互いに直接取引関係にあり、情報の共有についての契約または同意が容易な関係

図2情報を共有する当事者が「顔の見える」関係



▼ 互いに直接取引関係がなく、情報の共有についての契約または同意が困難な関係

図3情報を共有する当事者が「顔の見えない」関係

逆に、情報共有の対象となる製品の販売、保守、 修理、廃棄処理を行う事業者が、その製品のメーカ ーまたは販売事業者に提供するべき情報には次のよ うなものが想定される。

- ・製品事故情報、重大製品事故情報(以上は 消費生活用製品安全法に規定)
- ・その他ユーザーからのクレーム情報
- ・頻発故障に関する情報など

情報は双方向であり、一方を情報提供者、他方を 情報受領者として固定することはできない。そのた め、契約書のひな形では、情報共有の対象となる製 品のメーカーまたは販売事業者を甲、情報共有の対 象となる製品の販売、保守、修理、廃棄処理を行う 事業者を乙として案を作成した。この両者の例を図 4、および図5として模式的に表現して示す。これ らの例をもとに契約書のひな型を作成した。

まとめ

今回は、上記のようなモデルに関する契約書のひな形を作成した。今後、このモデル・ひな形を実務に供することにより精査して改善を加え、その上で対象範囲を広げることにより、より充実し、適用が容易なガイドラインを作っていきたい。

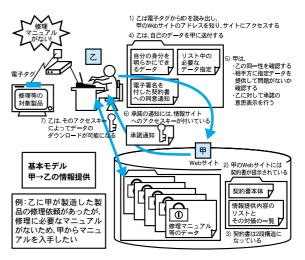


図 4 甲から乙への情報提供の例

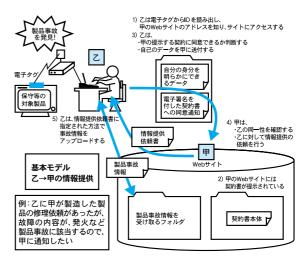


図5 乙から甲への情報提供の例

||||| 国際連携グループ

国際連携グループ



次世代電子商取引推進協議会 主席研究員 松本孝純・武藤治夫

International Relations

国際連携グループは、電子商取引に関する国際協調・コミュニケーションを図り、国際間ECを促進することを目的として活動している。平成19年度は、前年度より開始された日韓の電子タグにかかわる連携活動としての「日韓RFID/Traceability情報交流会」の開催、調査活動として「海外におけるEC推進状況の調査」、「中国の電子商取引市場動向調査」を行った。以下、その概要を紹介する。

活動概要

1. 海外 EC 推進機関との連携

平成 19 年度の海外 EC 推進機関との連携活動は、10 月に韓国ソウル市で開催された「e-Biz Expo 2007」の開催協力と、11 月の「日韓 EC 推進協議会宮崎会議」の開催を行った。

10月の「e-Biz Expo 2007」には海外協力機 関として参加し、ECOM 所長 兼谷明男が開会 式に参列した。同時に開催された RFID for Digital Innovation と題したコンファレンスに 講演者の派遣を行った。

11月には宮崎県宮崎市で「日韓EC推進協議会」として「第5回日韓RFID/Traceability情報交流会」を開催した。RFIDの技術動向として、日本側より技術課題の検討について、韓国側より技術・政策の動向についての発表を行った。また、RFIDと既存システムの連動についても日韓双方からの発表を行った。

2. 海外 EC 推進状況調査

インターネット技術のさらなる発展により、ビジネスのグローバル化は加速度を強めており、世界の電子商取引は着実に普及してきた。電子商取引が定着することにより、企業の関心が企業間電子商取引(BtoB EC)のみに向けられるのではなく、BtoB EC は企業全体の e-Business の一環として位置づけられる傾向が強まってきた。一方、消費者向け電子商取引(BtoC EC)市場は、Web 2.0 の代表である検索技術、ソーシャル・ネットワーキング・サイト(SNS)、行動マーケティング、ブログなどを通じて、さらなる成長への期待感が

高まっている。

このような中、各国政策動向および北米の動向についての調査を行った。

(1) 国際機関および各国の電子商取引政策動向(表 1)

欧米およびアジア太平洋のほとんどのインターネット先進国では2004年頃、インターネット発展途上国でも2007年には、電子署名に法的効力を持たせる電子署名法やインターネット上のプライバシーを保護する法律の施行あるいは関連ガイドラインを策定し、電子商取引普及のための基盤づくりを強化している。2007年の特徴として、このような個人情報の保護施策の強化や、発展途上国におけるブロードバンド敷設などがある。また、これら施策において、周辺国との協調体制が多く見られるのも特徴的である。

①各国が個人情報の保護に重点

電子商取引のインフラ基盤が整備されてきた 2007年、多く見られたのが個人情報保護対策 の強化である。インターネット先進国では、 2000年以降にはすでに個人情報保護法や同類 の法律は施行されている場合が多いが、2007 年に顕著であったのは、国家間での電子データ のやり取りにおける個人情報保護への取り組み である。このような場合、国家間における個人 情報保護意識や関連法規制の足並みをそろえる 必要があるため、例えば経済協力開発機構 (OECD: Organization for Economic Cooperation and Development) のような国際機 関が取りまとめを行っている場合もある。

個々の国を見ると、個人情報保護の他にも、スパム(ジャンク)メール対策が本格化した国が多く、ヨーロッパ各国では、2003年に発令された EU 指令(個人データの電子通信におけるプライバシー保護を支持する内容)を受け、同指令をもとにした法規制が施行され始めている。例えばシンガポール、イギリス、ドイツ、フランスがそうである。また、中国もスパムメール対策を検討中である。さらに、EU がプライバシー保護技術(PET)の利用を推進する姿

勢を表明したことから、今後は同様の法規制が 加盟国で制定されることが予想される。

②インターネット先進国:

ユーザー主導のインターネット時代への対応 インターネット先進国では、例えば OECD や電 子商取引に関する世界ビジネス会議 (GBDe: Global Business Dialogue on e-Business) な どで、ユーザー主導のインターネット (Web2.0 等) 時代の到来における政策のあり方について 議論する動きが出ている。

さらに、ユーザー主導のコンテンツがすでに 豊富な韓国では、大都市を対象に、市民がいつ でもどこでもネットワークに接続できる「ユビ キタス・シティ」になることを義務化する構想 が発表されており、インターネット先進国の中 でもその浸透度が一歩進んでいることがわかる。

③インターネット発展途上国:

引き続きインフラ整備に注力

オーストラリアも含むアジアのインターネット発展途上国では、引き続きブロードバンド敷設といったインフラ整備に注力している。また、従来のような自国内のインフラ整備のみではなく、例えば ASEAN (東南アジア諸国連合)と中国が ICT インフラ開発や人材育成などで協力するといった動きもある。

表 1 国際機関および各国における電子商取引関連政策の動向

	電子署名·認証	個人情報保護	消費者保護	コンテンツ保護知的所有権・	課税	セキュリティ・	スパム対策	普及·デジタル ブロードバンド	そ の 他
OECD	0	0	0	•	•	0	•	0	Web2.0のような参加型ネットワーク時代における政策提言を目指した見識者のワークショップを初めて開催
UNCITRAL	•					•			
WTO				•	•				
ASEAN	0	0			•	•		0	ASEAN・中国間のICTパートナーシップに関する5ヶ年アクション・プランを発表
APEC	•	0	•	0	•	•	•		電子商取引ワーキンググループが、貿易・投 資委員会と連携
GBDe	•	0	0	•	0	0	•	•	デジタル・ホーム環境における新ビジネスの 可能性や規制対策を検討
米国	•	•	•	•	0	•	•	•	時限立法「インターネット非課税法」を7年延 長する法律が成立
カナダ	•	•	•	•	•	•	•		政府機関Webサイトのルック&フィール新バー ジョンが承認
韓国	•		•		•	•	•	•	「ユビキタス・シティ」義務化構想を提示
中国	•						0	•	ジャンクメール撲滅を目指したE-stampの導 入を検討
台湾	•	•	•		•		•	•	APEC主導の電子請求書推進プロジェクトの 共同主催を発表
シンガポール	•		•			•	0	•	「2007年スパム防止法」施行
マレーシア	•	•		•		•		•	
インド	•	•			•	•		•	
オーストラリア	•	•		•	•		•	0	新イニシアティブ「オーストラリア・コネクテッド」でブロードバンド普及策を強化
EU	•	0	•	•	•	0	•	•	プライバシー保護技術(PET)の支持と推進 を正式に表明
イギリス	•	•	•					•	
ドイツ	•	•	•	•		•	•	•	
フランス	•	•	•			•			

- ●: 過去に法整備やガイドライン策定などの対応を行った分野
- ◎: 2007年に主だった活動が行われた分野(過去に行った対応や、その後の進捗状況調査も含む)
- 空白:過去に取り組みが行われていない分野

(2) 北米 EC 関連分野の動向

①団体・研究機関インタビュー

平成 18 年度調査の結果から、北米の電子商取引関連団体や大学研究機関などでは、従来、電子商取引に特化していたが、電子商取引を e-Business の一環として扱い、Web2.0 などを含むより幅広い分野へテーマを展開させている傾向が見られた。平成 19 年度は、その実態について、電子商取引に関連した政府機関、業界団体および大学研究機関のエキスパートへのインタビューを通じて、北米の電子商取引関連分野の課題、今後の電子商取引や e-Business に対する見方を、明らかにした。

まず、技術関連では、BtoC 分野と深い関係を持つところで、行動マーケティングや SNSが、BtoC ECをさらに成長させていく可能性を示唆するものとして挙げられた。また、消費者だけではなく、ビジネスにも共通する重要技術分野としては、ワイヤレス端末、携帯電話、RFID などに関連したユビキタス技術に関連するものがあった。平成 18 年度の調査において、米国大学研究センターが、大企業の支援のもと、RFID 関連の研究プロジェクトを盛んに行い始めていた状況に符合するものであった。

また、BtoB EC に焦点をあてると、電子商取 引のみを個別の分野として考えるよりも、むしろ e-Business という枠組みの中で考えるという姿勢 が強くなっており、平成 18 年度の大学調査の結 果をこの点でも裏づける内容となった。これは大 学だけの傾向ではない。業界を代表する団体の取 り組みとして、もともとは電子商取引を中心に扱 っていたグループであったが、従来の狭義の電子 商取引という枠を超え、幅広く企業間でやり取り されるデータのプライバシー対策や中小企業への e-Business 普及など、視野を広げた取り組みに変 わってきている。これは、EDI を中心とする電子 商取引が企業間でうまく利用されているというこ とに加え、企業における IT システム導入が、全 社的な観点から取り組まれていることにも影響を 受けたものと考えられる。

こうした新技術や e-Business が発展していく一方で、これらに横断的な懸念事項として、プライバシー・セキュリティの侵害への不安があり、ほぼすべてのエキスパートが、この問題について何らかの対応が必要と考えていることも明らかになった。

これは、**1.** で示したように、特に先進国政府の政策がプライバシー対策に焦点をあてていることとも連動する。今回インタビューを行った米国政府機関は、一般に、民間からのボトムアップを待っており、イノベーションが続いていて、新技術が成熟しきっていない時期には基本的に規制を避ける傾向が強い。そして、技術が普及していってもすぐには動かず、まずは市

場で問題点が洗い出される状況を見守り、州レベルでの議論を見ながら、連邦政府としての規制や方針などを見極める。しかし、プライバシー問題では「オンライン行動マーケティング方針(案)」を発表、また APEC(アジア太平洋経済協力)と連携した国境を越えるデータ・プライバシーに関する調査のパイロット・プロジェクトに参加するなど、アクションをとり始めている。

将来の新しいビジネスモデルは見えているのかという大きな疑問については、北米の先端的な研究機関や大手IT企業の間でも暗中模索の状況であり、明確な回答は出なかった。しかし、米国の大学研究センターでは、企業とも協力して、ITを使ったサービス分野での新たなビジネスモデルの開拓を狙い、サービス・イノベーションのためのプログラムを設け、次なる「何か」を探し求めるステップを踏み出している。

(3) Enterprise 2.0 に関する企業の動向

Web2.0 は消費者市場を中心に成長を見せてきた技術である。2004年、Webの世界が新しい時代に突入したとして、その動きを Dale Dougherty 氏が「Web2.0」と名づけ、O'Reilly Media and MediaLive International社がそれを世に普及させた。それから約3年が経過し、消費者向けWeb2.0関連サービスは急速な成長を見せた。そうした中、消費者市場の影響を受け、Enterprise2.0として、企業においてWeb2.0利用の取り組みが始まっている。

Enterprise2.0 は考え方そのものが成長の途中であり、特に Web2.0 技術の導入は企業カルチャーにも密接に関連することから賛否両論分かれるところとなっている。しかし、人と人だけではなく、人とモノ、モノとモノ、モノと組織など、さまざまなレベルのコラボレーションが Enterprise2.0時代のキーワードという考え方はある程度の共通認識となってきている。そして、消費者レベルのコラボレーションをすでに促進してきた Web2.0ツールについて、その存在を無視することはできないのも事実である。

こうした潮流から、コラボレーションや Web2.0 を核にして、新たなビジネス・チャンスにつながる可能性を探す企業の挑戦が始まっている。

3. 中国 EC 動向

(1) 急増するインターネットユーザー

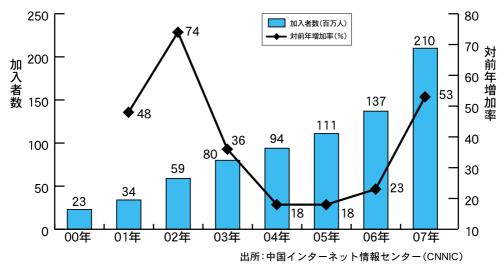
電子商取引を支える中国のインターネットユーザーは2007年7,300万人増え、2.1億人に達し、米国に次ぐ世界第2位の規模になっている(図1、表2)。普及率16.0%は世界平均より低いものの、普及スピードは速く、現在のペースが続けば2008年早々には米国を抜いて世界一の規模になるのは間違いない。またブロードバンドの普及が

急速に進み、2007年6月末現在、1.22億人に達 した。さらに、携帯端末でのインターネット利用 者は4,430万人に達している。居住地別に見ると、 都市部における普及率は21.6%であるのに対し農 村部の普及率は 5.1 %しかないが、2007 年上半 期の農村部における増加率は51%にも達し、イ ンターネット市場の急速な拡大を物語っている。

(2) EC 市場の発展と今後の予測

① EC 市場全体の発展動向

2006年、中国の EC 市場は大きく成長した。 民間調査会社 iResearch の調査では EC 市場規 模は 2005 年より 93 %増加し、13,112 億元 (約20兆円)に達した(図2)。電子商取引の 97 %以上は BtoB で、特に、中小企業電子商取



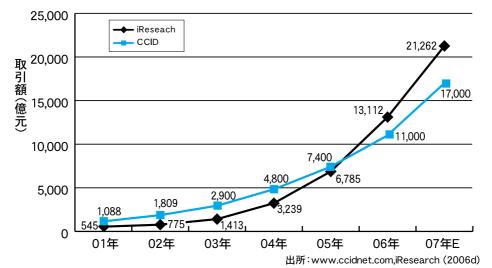
中国のインターネットユーザーの規模と増加率の推移

表 2 世界の主な国のインターネットユーザー数

	インターネットユーザー数(百万人)		伸び率(%)	世界シェア(%)	人口(百万人)	インターネット普及率(%)
	2000年	2007年	2000~2007年	2007年	2007年	2007年
米国	95.4	210.1	120.2	16.0	302.0	69.7
中国	22.5	210.0	833.3	16.0	1,317.4	16.0
日本	47.1	86.3	83.2	6.6	128.4	67.1
ドイツ	24.0	50.4	110.0	3.8	82.5	61.1
インド	5.0	42.0	740.0	3.2	1,129.7	3.7
英国	15.4	37.6	144.2	2.9	60.8	62.3
韓国	19.0	34.1	79.5	2.6	51.3	66.5
全世界	361.0	1,310.0	262.9	_	6,607.0	19.1

[注] 中国以外の各国の数値は2007年11月時点のInternet World Statsに掲載されたデータ。中国は2007年12月。

出所:http://www.internetworldstats.com/



[注]・CCIDの推計範囲は、インターネット・専用ネットワーク(EDI等)を通じて行われたBtoB取引とインターネット を通じたBtoC・CtoC取引の合計。

図 2 中国 EC 取引額の推移

[・]iResearchの推計範囲はインターネットを通じて行われたBtoB・BtoC・CtoC取引の合計。・2007年の数値は、CCID推定及びiResearchデータから推定。

引向けの独立系プラットフォームの台頭が BtoB の発展に大きく寄与していると考えられる。iResearch は、2010年の BtoB EC 市場規模は7.5兆元(約120兆円)になると予測している。他方、政府系調査会社 CCID は、EC 市場成長率は鈍化する傾向にあったが、2006年を底として再び成長率が高まると予測している。2006年のEC 市場成長率は48.6%だったが、2007年には54.8%に上がり、2008年もさらに成長が加速すると推定している。

② BtoB EC 市場の発展動向

iResearch は 2006 年版のレポートで、以下 の発展阻害要因を挙げ BtoB EC 市場成長率の見 通しを前年より大幅に下方修正したが、それでも 2010 年の BtoB EC 市場規模を 7 兆 5,440 億元 (約 114 兆円) と 2006 年の 6 倍近い市場 規模に成長すると推定している (図 3)。

- ・伝統業種における複雑なチャネルの存在
- ・取引主体の信用欠如
- ・支払い、物流などの条件が未熟

· BtoB EC と伝統産業の間のギャップ

- ・BtoB EC 人材育成と中小企業の実際の需要 の間のギャップ
- 他方、CCID の予測はもっと控えめで、今後5年間のBtoBEC成長率は平均で44.6%となり、7兆元を超えるのは2011年と予測している。しかし四半期ベースでの取引状況を見ると、BtoBEC市場が堅調に成長していることに変わりはない(図4)。中国の中小企業は3,000万

社を超えているが、独立系プラットフォーム型

電子商取引サービスベンダーを通じて電子商取

引を行っているのは現状では28%しかない。

大部分の中小企業は伝統的なチャネルを使って調達や販売を行っており、中小企業の電子商取引ニーズは十分に顕在化されていないと考えられる。従って、今後、中国初の電子商取引発展計画「電子商取引発展『十一五』計画」のもとで、中小企業の情報化が進むにつれて、インターネットを通じた営業や調達の活動も拡大し、中小企業のBtoBEC市場規模は、毎年50%以上の成長を続け、2012年には7.5兆元に達すると見られており(図5)、中小企業を巡るECの潜在性は非常に大きい。

(3) 中国ブログ市場の最新状況

iResearch の調査によると、中国でのWeb2.0 の応用分野で多いのは、ブログが第1位である。2007年8月には、ブログの書き手と読者の数は1.13億人に達している。第2位はコンテンツのネット視聴であり、その利用者は2007年8月時点で8,000万人に上る。第3位はSNSだが、SNSはまだそれほど急速に普及しているとは言えない。

中国インターネット情報センター (CNNIC) の「2007 年中国ブログ市場調査報告書」によれば 2007 年 11 月末現在、中国のブログ登録数は 7,282 万で、ブロガー (ブログの書き手) は 4,700 万人に達した。このうちアクテイブなブロガーは 36 %で、約 1,700 万人である (図6)。2007 年 1 月からの 1 年足らずの間に、ブロガーの数は 3,000 万人も増加した。また、人口ベースでは 30 人に 1 人がブロガーとなっており、2007 年 12 月末現在のインターネットユーザーは 2.1 億人であるので、ネットユーザーの 22 %がブロガーだということになる。

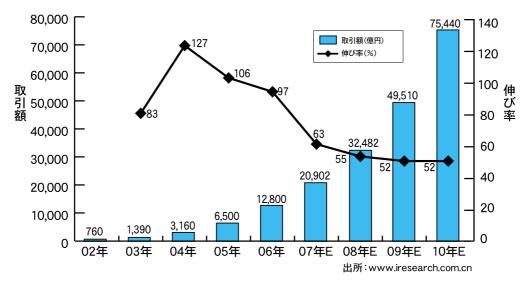


図3 中国の BtoB EC 市場規模の推移と予測

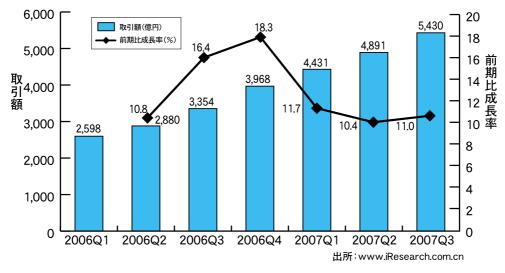


図 4 中国の四半期 BtoB EC 市場の推移(2006年~2007年)

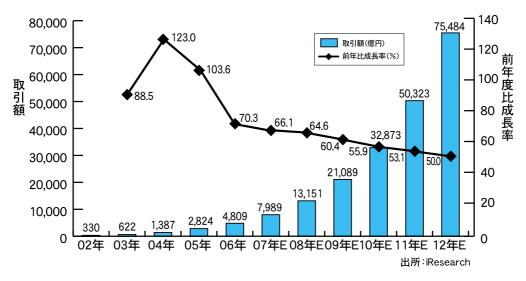


図 5 中国の中小企業 BtoB EC 市場の推移 (2002 年~ 2012 年)

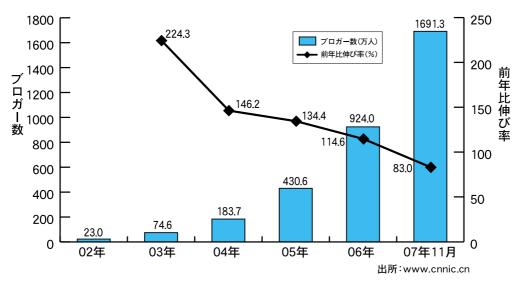


図 6 中国におけるアクティブ・ブロガーの数

過去5年間におけるブログの急速な普及は、IM (Instant Messaging) 最大手の Tencent、三大ポータルサイト (Sina、Sohu、NetEase) など伝統的な総合サイトによるブログサービスの強力な推進によるところが大きい。ブロガーの男女比率は43%対57%であり、インターネットユーザー比率の55%対45%とは逆の構成で、女性の方が若干多くなっている。ブロガーの学歴別では、短大以上の学歴を有する者の比率が51%を占める。また、ブログの内容としては、自分が考えたことや感じたことの記録が多くなっている(図7)。つまり、消費者であるブロガーが自分の生活を記録するという消費者生成メディア(CGM: Consumer Generated Media)としての属性が明確となっていると言える。

ブログの機能を高度化した付加価値有料サービスについては、ブロガーの利用意向は高くないようである(図 8)。例えば、ブログサービス利用の有料化に同意したブロガーは 10 %しかおらず、有料のモバイルブログサービスの利用意向も 9 %にとどまっている。一方で、ブログに広告を掲載することについても、ブロガーは積極的とは言えない。有料サービスの利用意向が低いままでは、ブログサービス企業の収益性向上には時間がかかるだろう。

ブロガーではなく、ブログの読者に対して、 ブログを閲覧する動機について聞いたところ、 「遊び・娯楽」という回答がもっとも多くなっ ている(図 9)。読者に対するブログの魅力を 高めるためには、「遊び・娯楽」の要素が欠か せないようである。このことは、ブログサービ ス企業の収益モデルを考える際にも重要であるだけでなく、ブログを広告やマーケティングに使おうという一般企業にとっても考慮すべき点であろう。

ブログサービス企業は、中国では BSP (Blog Service Provider) と呼ばれるが、BSP には現在以下のような 3 つのタイプの企業がある。

①独立 BSP

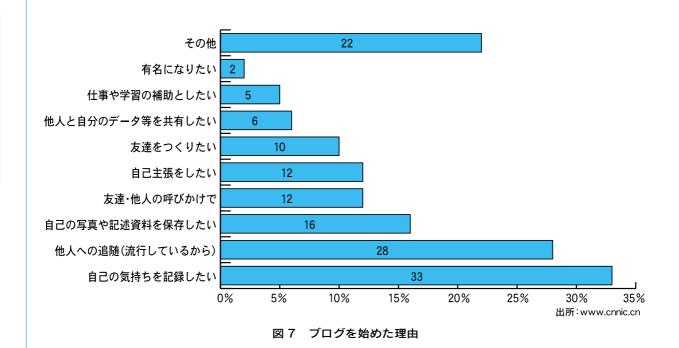
中国博客(www.blogcn.com)、博客大巴 (www.blogbus.com)、博客網(www.bokee.com) などブログ専門の会社。このうち、博客大巴は有料のブログサービスを提供している。

- ②ポータルサイトをベースにした BSP 新朗博客、捜狐博客など。
- ③他の Web2.0 関連サービス提供企業がブログを提供している場合

網易空間 (http://blog.163.com/victoryaly)、QQ空間 (http://qzone.qq.com/)、MSN Space (http://www.spacemsn.net/bbs/index.php)など。このうち、現段階では、QQ空間、新郎博客、網易空間、探狐博客など、従来のポータルサービスまたは他の Web2.0 的サービスとブログを組み合わせて提供している会社のシェアが大きくなっている。

BSP は、提供するサービスの機能で分けることもできるが、その中には、テキストブログ中心のもの(新郎博客、博客中国、等)、写真ブログ(拉風網、FOTOLOG、等)、モバイルブログ(万蝶移動ブログ等)、動画ブログ(V-Blog、酷 6 網、土豆網、等)などがある。

* 本事業は一部に競輪の補助金を受けて行われました。



ECOM Journal 2008

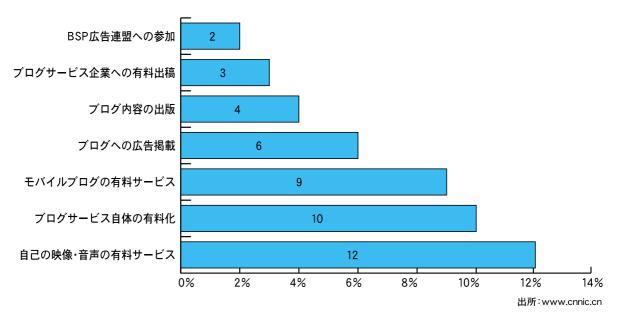


図8 ブログの付加価値サービスに関する利用意向

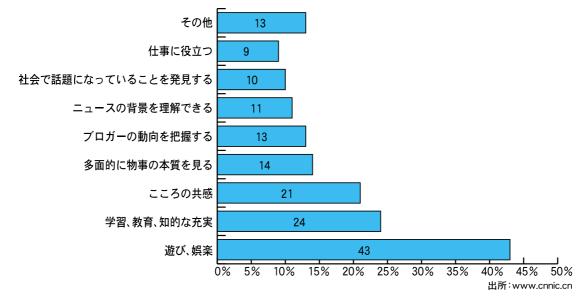
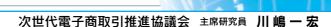


図9 ブログを読む理由

|||| 普及・広報グループ

普及・広報グループ



Public Relations

活動概要

普及・広報グループでは、ECOM の活動内容を中心に、ECOM 会員などに対し、昨年度と同様、ECOM セミナー(月例セミナー)、ECOM News、ECOM ホームページによる広報を行うとともに、平成19年度は、ECOM 活動を国内外の学会の場などでも情報発信した。

活動成果

1. ECOM フォーラム 2008

平成20年3月3日、明治記念館(東京都港区元赤坂)において、「ECOMフォーラム2008」を開催した。当日は、ECOM会員を中

表 1 ECOM フォーラム 2008

ご挨拶・基調講演

2008年3月3日

午前の部

主催者挨拶
次世代電子商取引推進協議会(ECOM) 会長 後藤 卓也
(花王株式会社 取締役会会長)

来賓挨拶

経済産業省 商務情報政策局 審議官 木村 雅昭 氏

基調講演

創造と信頼を両立するネットワークの実現による情報社会の進化 慶應義塾大学 教授 國領 二郎 氏

基調講演2

経営におけるフィールドイノベーション 富士通株式会社 経営執行役 宮田 一雄 氏

午後の部

ECOM活動の成果と電	子商取引の今後の展望
電子タグ/トレーサビリティ	IT利活用
電子タグの国際標準と情報 システム連携利用について	これまでの電子商取引市場規模 の変化と今後の動向について
電子タグの普及と技術課題に ついて	電子商取引導入効果評価 モデルの開発と検証
電子タグのアジア展開に向けて	行政関連手続きの最適化に 関わる調査と考察 〜企業の視点から見た利便性・ サービス向上〜
情報共有化基盤整備	安全·安心EC
中小企業EDIの課題と今後の 取り組み	電子署名普及における課題と ECOMの役割
EDI国際化の先行事例・化学 業界について	ECOMにおける個人情報保護 活動の歩みと今日的課題
次世代EDIビジョンについて	積極的・戦略的な 情報セキュリティ対策に向けて

心に、延べ 250 名を超える参加をいただいた。 午前は、ECOM 会長 後藤卓也(花王株式会社 取締役会会長)による主催者挨拶、経済産業省 商務情報政策局 審議官 木村雅昭氏による来賓 挨拶に引き続き、慶應義塾大学 教授 國領二郎 氏、および富士通株式会社 経営執行役 宮田一 雄氏より今後の ECOM 活動の基点を示す基調 講演をいただいた。

午後は、各 WG などの主査および ECOM 主席研究員より平成 19 年度の成果発表を行った。また、会場では、ECOM 会員企業の提供による EC 関連製品カタログを展示、配布した。特別企画として、平成 16 年度および平成 17 年度の経済産業省電子タグ実証実験プロジェクトの写真展示を行った。表 1 に、講演プログラムを示す。

2. ECOM セミナー (月例セミナー)

平成19年度事業として月例セミナーを9回開催した。活動グループ別の開催回数は、電子タグ/トレーサビリティ分野と情報共有化基盤整備分野で2回、安全・安心EC分野が3回、IT利活用関係が3回、海外関係が1回である。実施したセミナーの開催日程、講演テーマ、申込者数、参加者数を表2に示す。平成19年度のECOMセミナー(9回開催)では、延べ844名の参加をいただいた(昨年度11回:1,086名)。なお、次世代電子商取引推進協議会となってからの3年間で30回のセミナーを実施し、参加者の総数は3.014名となった。

ご参加いただいた方に、企画・運営、各講演、 今後のテーマなどについてアンケートを実施し た。回答は 469 件、55.6 %(昨年度: 11 回、 590 件、54.3 %)であった。アンケートの結果は 以下のとおりである。

(1)「企画・運営など全般的なご意見」 (セミナー開催ごとの評価)

企画・運営に関してはセミナー全体の平均で、「大変よかった」13% (昨年度17%)、「よかった」47% (昨年度61%)、「どちらでもない」28% (昨年度14%)、「参考にならない」1%

表 2 ECOM セミナー実施概要

回次	開催日	開催テーマ	参加者数 (会員/全体)
22	平成19年 5月28日	日米EC事例に基づくEC導入評価モデルによる効果・創出	57/ 73
23	6月27日	日米比較から見た我が国の電子商取引の市場実態	67/ 81
24	7月27日	電子タグ国際標準化の状況と今後の動向	76/ 92
25	10月 1日	電子商取引・電子タグを活用した情報共有化システムの構築に向けて	66/140
26	10月26日	電子行政サービスのさらなる利用向上に向けて	64/117
27	11月19日	個人情報保護法に関する行政の取り組みと今後の展望	83/107
28	平成20年 1月24日	文書保存管理と長期保存技術	61/ 96
29	2月 5日	海外EC最新動向	42/ 60
30	2月12日	積極的・戦略的な情報セキュリティ対策とは?	57/ 78

(昨年度 1 %) であった。「大変よかった」が高かったセミナーが、第 29 回の 25 %、第 24、26、27 回の約 15 %である。

(2)「講演はいかがでしたでしょうか?」 (個別講演ごとの評価)

全講演の平均は、「大変参考になった」22% (昨年度23%)、「よかった」50% (昨年度59%)、「どちらでもない」17% (昨年度10%)、「参考にならない」3% (昨年度2%)であった。非常に高い支持(「大変参考になった」が50%以上)を得られた講演は第22回の「EC評価による効果創出の具体的事例」、第26回の「電子政府・電子行政が目指す社会」、第29回の「中国電子商取引市場の最新動向」であった。

上記の(1)セミナー開催ごとの評価、(2)個別 講演ごとの評価ともに、昨年度と比べて、「よかった」の割合が減少し、「どちらでもない」の割 合が増加した。中間層(「よかった」「どちらで もない」)の評価が10%程度下がり、新しいム ーブメントを起こすようなテーマでのセミナー の企画の必要性を感じた。

(3) 今後のテーマについて

電子タグ/トレーサビリティ分野では、標準化、技術動向、利用事例や普及しない理由、情報共有化分野では、グループ企業間の統合化の事例や RFID を利用した EDI の事例など、事例の紹介などを望む声がある。また、安全・安心 EC 分野では、個人情報保護とともに知的財産、内部統制や国際標準化の動向を望む声がある。その他の分野としては、電子マネー、ID 管理、情報家電などを要望する声があった。

3. ECOM Web Site

ECOM Web Site は、ECOM 全体の情報発信

基地として、毎日のように更新を行い、常に最新の情報を提供するように心がけた。ECOM Web Site に掲載した内容を表3に示す。なお、平成19年度は、長期署名フォーマット相互運用性テストプロジェクトや日韓EC法律専門家ラウンド・テーブルの英語サイトを立ち上げた。

昨年度(平成 18 年度)の年間アクセス数などを集計した。年間合計の総アクセス数は約550万件(ページビュー)であり、月別平均の月間総アクセス数は 45 万件であった。また、年間合計の訪問者数は 154 万人、平均月間の訪問者数は 12 万人であった。概ね、1 回の訪問で $3\sim4$ ページ(100 (100 トナーン・がアクセスされた計算となった。

アクセス数の大きい順に、成果報告書63万

表 3 ECOM Web Site 掲載内容

ホームページ(日本語サイト) What's New! (News掲載、セミナーのお知らせ等) プレスリリース(ECOM関連発表4件) ニュースレター(ECOM News No.25~36) ECOMセミナー(実施プログラム、概要) 成果報告書(平成12年度~平成19年度) 調査レポート、やさしいEC、やさしいICタグ入門 当協議会について(会員紹介(154社)等) グローバルゲート(英語サイト) What's New!(海外版) ECOM News, Press Release WG Annual Reports, Research Reports 会員専用ページ 登録者数:400名(2008年3月現在) What's New!(セミナー資料掲載お知らせ等) ECOMカレンダー(ECOM活動スケジュール等) ECOMセミナー・フォーラム(講演資料、他) 電子会議室、ECOM会員ID(発行サイト)、会員諸手続き 専門サイト やさしいICタグ入門 長期署名フォーマット相互運用性テストプロジェクト

日韓EC法律専門家ラウンド・テーブル

件、ネットショッピング紛争相談室 38 万件、英語サイト 19 万件である。また、ECOM News、ECOM セミナーはそれぞれ約 7 万件で、News 発行やセミナー開催などの 1 イベントあたりのアクセス数が約 5,000 件程度を記録した。

平成19年度も、定期的に発信してきたものとしては、ECOM News、ECOM セミナー案内・申し込みなどがある。ECOM 会員専用ページアクセス用のECOM 会員ID 取得者は、昨年度の370名から400名に増えた。会員専用ページでは、3年間、30回のECOM セミナーの講演資料を蓄積し、それぞれの分野での3年間の変化などが分かるようになってきた。さらに、電子会議室では、会員メンバー間の情報交流、意見、報告書のまとめ、関係先での講演の資料の受け渡しなど、ECOM 活動を支援した。

4. ECOM News

ECOM News は、昨年度同様、活動誌として、 タイムリーに ECOM 活動の内容が的確に分か ることを目標とした。特に、平成19年度は WG 活動のスタート状況の記事や翌月の WG 活 動スケジュールを載せるなど、ECOM 活動のよ り円滑な推進を支援した。また、昨年度に引き 続き、理事会員企業からの特別寄稿を掲載する とともに、ECOM 会員企業だけでなく、米国の 調査会社 (ワシントン・コア)、韓国の電子取引 協会 (KOEB)、中間有限責任法人 EC ネットワ ークなどの特別寄稿を掲載した。その他、平成 19年度は ECOM セミナーだけでなく、関連団 体のセミナー(フィッシング対策協議会)など についてもアナウンスし、日本の EC 関連情報 のハブとなるべく活動を心がけた。さらに、普 及・広報グループスタッフ自身が、国内外の学 会(IEEE、電気学会等)、関係団体(EC ネット ワーク) のセミナーに参加するなどして情報を 集め、ECOM News として情報を発信した。こ れらにより、昨年度を超える、1年間で約200 ページの情報を発信した。

5. その他の活動

上記の主体的な活動の他に、普及・広報グループとして以下のグループの活動も支援してきた。

①平成20年度以降の活動に向けたECOMパンフレッド作成

- ② Press Release 作成支援 (個人情報保護 WG、電子署名普及 WG、IT 利活用 WG、他)
- ③国際学会などでの ECOM 活動の発表 (IEEE ETFA2007、電気学会システムシン ポジウム等)

今後の予定

昨年度と同様、平成19年度もECOM News やWeb サイトを充実させることができた。一方、セミナーでは十分な集客ができなかった。今後は、関連機関との連携を図りながら、新しいテーマについての普及広報活動も進めていきたい。平成20年度も、EC、電子タグならびに安全・安心ECのポータルサイトとしてのECOM Web Site、電子会議室の運営の他、ECOMセミナーも引き続き開催する。また、機関(広報)誌(News、Journal)の発行などを通じて、本協議会の活動内容、活動成果などを国内外に引き続き広く発信していくとともに、日本のEC推進団体として、および共通問題の解決や情報交流の場として進化させていくことを支援する。

表 4 ECOM News 掲載内容

発行月	主な掲載内容
2007年 4月(No.25) 12pages	 ECOMワーキンググループ (WG)活動メンバー 募集! 特別寄稿「次世代ECOM 3年目の活動を迎えて」 セキュリティ電子署名認証WG「ETSI/ESI #16 参加報告」 電子政府・ビジネス連携WG「エストニア電子政府について」 海外調査レポート「韓国政府、電子タグを「第2半導体」として集中育成」 JIPDEC/ECPC STEPグループ「第51回ISO TC184/SC4 Funchal会議 報告」 ECOM Press Release「JIPDEC/ECOMとアクセンチュア、BtoB EC導入効果評価モデルに関する調査研究を共同発表」
5月(No.26) 12pages	・第1回企画部会 開催! ・特別寄稿「EC、街・職場の移り変わり、そして未来」 ・IT利活用WG「経済産業省「平成18年度電子商取引に関する市場調査」」 ・IT利活用WG「米国サプライチェーンにおけるパフォーマンス管理手法」 ・情報共有化技術推進WG「UN/CEFACT TBG17 ベルリン会議 参加概要」 ・平成19年度 ワーキンググループ(WG)活動メンバー 募集結果
6月(No.27) 18pages	・第2回企画部会 開催! ・特別寄稿「RFIDタグ普及に向けて〜導入事例をリファレンスモデルに〜」 ・WG活動報告「ワーキンググループ(WG)活動スタート」 ・普及・広報グループ「ECOM Web Siteによる情報発信について」 ・EDI推進協議会「我が国産業界におけるEDI実態調査」 ・「第22回ECOMセミナー」講演概要 〜日米EC事例に基づくEC導入評価モデルによる効果・創出〜
7月(No.28) 18pages	 総会・理事会 開催! ECOM新所長挨拶「就任にあたって」 特別寄稿「産業競争力懇談会(COCN) 交通物流ルネサンス・プロジェクトの提言」 WG活動報告「第1回ワーキンググループ (WG) 開催!」 電子タグ/トレーサビリティグループ 「第6回 EPC RFID FORUM 開催」 個人情報保護WG「ECOM個人情報保護ガイドラインを改訂しました」 JPDEC/ECPC STEPグループ「第52回ISO TC184/SC4 指宿会議 報告」 「第23回ECOMセミナー」講演概要 ~日米比較から見た我が国の電子商取引の市場実態~
8月(No.29) 17pages	・特別寄稿「韓国のe-ビジネスの最新動向と韓・日協力」 ・個人情報保護WG「個人情報保護に関するWeb上での表記内容調査について」 ・電子署名普及WG「ETSI/ESI #17 参加報告」 ・有限責任中間法人ECネットワーク「新Webサイト『インターネット詐欺対策集』の紹介」 ・次世代EDI導入技術推進WG「e-Businessアジア委員会 参加報告」 ・「第24回ECOMセミナー」講演概要 ~電子タグ国際標準化の状況と今後の動向~ ・所長退任にあたって
9月(No.30) 17pages	- 第3回企画部会 開催! - 特別寄稿「Web Commerce 2.0について思うこと」 - 電子タグ技術課題調査検討WG「第1回・第2回WG開催!」 - 電子署名普及WG「長期署名プロファイルのJIS案による相互運用性テスト報告」 - ECOM Press Release「長期署名プロファイルのJIS案による相互運用性テストを国内18社が参加して実施(中間報告)」 - 電子署名普及WG「オーストリア 国民D番号調査報告(中間報告)」 - 情報セキュリティWG「活動状況報告」 - ECOM 電子商取引共通基盤WG/JEDIC 業際EDI研究会「合同会議(合宿)報告」
10月(No.31) 19pages	・情報化月間特別セミナー「第25回ECOMセミナー」講演概要 ~電子商取引・電子タグを活用した情報共有化システムの構築に向けて~・特別寄稿「インターネットトラブルの解決に向けて~トラブルを避けるための知恵おしえます~」・個人情報保護WG「カナダの個人情報保護体制を見聞して感じたこと」・電子政府・ビジネス連携WG「リトアニア、ラトビアのe-Governmentとe-Service」・情報共有化技術推進WG「情報共有国際標準の進展」・国際連携グループ「韓国e-Biz Expo 2007 参加報告」・普及・広報グループ「ETFA 2007 参加報告」
11月(No.32) 19pages	 第4回・第5回企画部会 開催! 特別寄稿「サービスイノベーション 新サービスの発想を生み出す仕掛け〜バンクオブアメリカの場合〜」 平成19年度 ECOM上半期事業報告(中間報告) 概要 電子署名普及WG 「ETSI/ESI #18 参加報告」 『PDEC/ECPC STEPグループ「第53回ISO TC184/SC4 Dallas会議 報告」 The 9th GBDe Annual Summit 参加報告 ~ Web Commerce 2.0~ 「第26回ECOMセミナー」講演概要 〜電子行政サービスのさらなる利用向上に向けて〜
12月(No.33) 20pages	・第6回・第7回企画部会 開催! ・特別寄稿「電波法改正によるUHF帯RFIDシステム動作の改善」 ・電子タグ/トレーサビリティグループ「電子タグに関する総務省のパブリックコメントへの対応について」 ・電子ダグ技術課題検討委員会「欧米電子タグ先進技術調査 概要報告」 ・電子署名普及WG「ベルギー elD調査報告」 ・国際連携グループ「日韓EC推進協議会 宮崎会議 報告」 ・国際連携グループ「中国EC市場調査 概要報告」 ・次世代ED推進協議会「次世代ED推進協議会 浮足」 ・次世代ED推進協議会「次世代ED推進協議会 ア足」 ・アィッシング対策協議会「FID 盗難・フィッシング詐欺の動向と対策」セミナー開催のお知らせ」 ・「第27回ECOMセミナー」講演概要 ~「個人情報保護法」(略称)に関する行政の取り組みと今後の展望~
2008年 1月(No.34) 13pages	・特別寄稿「新年度以降の活動に向けて」 ・第8回企画部会 開催! ・アジアにおけるサプライチェーン効率化への電子タグ利活用検討「第6回AFIT(アジア情報技術フォーラム) 概要報告」 ・次世代ED導入技術推進WG 「e-Businessアジア委員会 武漢会議 報告」 ・情報共有化ルール検討委員会「第1回情報共有化ルール検討委員会 開催!」 ・「TTpro」連載スタート! ~成果を生むECマネジメント~
2月(No.35) 16pages	・第9回企画部会 開催! ・平成20年度 ECOM事業計画(案) 概要 ・電子政府・ビジネス連携WG「海外調査レポート」 ・「第28回ECOMセミナー」講演概要 〜文書保存管理と長期保存技術〜 ・「第29回ECOMセミナー」講演概要 〜海外EC最新動向〜
3月(No.36) 23pages	 ・臨時総会、理事会 開催! ・第10回企画部会、第4回理事会 開催 ・「ECOMフォーラム2008」開催! ・電子署名普及WG「電子署名・タイムスタンプ普及フォーラム2008」 ・電子署名普及WG 「ETSI/ESI #19 参加報告」 ・JIPDEC/ECPC STEPグループ「第54回ISO TC184/SC4 Louisville会議 報告」 ・「第30回ECOMセミナー」講演概要 ~積極的・戦略的な情報セキュリティ対策とは?~ ・ECOM会長 退任挨拶

トピックス

電子タグ3年間の活動を振り返って

ECOM個人情報保護ガイドラインはどう進化してきたか

電子商取引及び情報財取引等に関する準則

日中韓を中心とした国際連携

電子タグ3年間の活動を振り返って

次世代電子商取引推進協議会 主席研究員 武本真智(大日本印刷株式会社)

Topics

はじめに

ECOM は、電子タグ事業について、前身である電子商取引推進協議会の活動成果を踏まえ、WG活動を中心に、技術課題や普及のための課題を調査・検討してきた。これらの事業活動は、経済産業省の電子タグ政策の一つである。以下に、事業活動の概要を紹介する。

背景と目的

電子タグの利活用によって、製品の動きと EDIにおける情報の動きの同期化が図れるよう になり、従来課題とされてきた商流(ヒト)、物 流(モノ)、決済(カネ)を総合した「可視化」 が可能となることで、企業経営の効率化はもと より、共有情報を活用したIT 経営によって、よ り効率的な製品ライフサイクル管理の実現や、 より効果的な SCM の構築が期待されている。 経済産業省の電子タグ実証実験プロジェクトで は、分野別、企業間の実証実験、さらに業際間、 国際間での実証実験を実施した。その背景とし て、次の可能性や期待があった。

企業間で情報を共有/活用することにより、 製造から販売、保守、リサイクルまでの製品ライフサイクルの全体最適化が実現できれば、無 駄な生産の排除、効率的な運送など、エネルギー利用効率の向上に大きく寄与することになる。 加えて、電子タグの特長を活かした各種の新規 サービスの出現も予想され、産業界の電子タグへの期待は大きい。また電子タグを活用した製品ライフサイクル全体最適化の実現は、製品トレーサビリティを実現することにもなり消費者へ「安全・安心」の提供、また現在関心が高まっている環境問題への対策として3R(リサイクル、リユース、リデュース)を実現するツールの一つになる可能性もある。

電子タグを取り巻く環境は、以下のように整ってきた。欧米をはじめ諸外国から遅れていた UHF帯(952MHz~954MHz)に関しては、 総務省令が改正され、ようやく電子タグへ開放 された。また関連技術の国際標準化については、 UHF帯のエアインターフェースなどの諸規格が 成立し、審議が進んだ。こうした国際標準化の動きとともに、ユーザーをはじめとして産業界から切望されてきた、電子タグのコストの低減を目標とした技術開発プロジェクト(響プロジェクト)、そして、これらの規格、技術、運用における導入課題や効果を明らかにする実証実験プロジェクトが連動して推進されてきた。

しかし、企業間で電子タグを利活用するためには、企業間での情報共有のあり方、電子タグのセキュリティ対策やプライバシー保護の対策など、多くの解決しなければならない課題がある。その課題の解決にあたっては、国際的に調和のとれた手法を求めなければならない。それには電子タグにかかわる関連団体や組織が連携してこれら諸課題の解決に取り組む必要がある。

活動概要

前述のこれらの課題を調査・検討するため、経済産業省と連携して、企業における電子タグ利活用の実態調査、実証実験の結果分析などを行い、電子タグを利活用した製品ライフサイクルの全体最適化を実現するための企業間情報共有のあり方、電子タグに記載する情報項目、電子タグの社会受容性について調査・検討を行った。実施にあたって設置したWG・委員会などは表1のとおりである。

また、これらのWG・委員会での検討項目や 課題と成果を情報共有する場として、経済産業 省電子タグ実証実験連絡会議を運営した。

同会議は、電子タグ実証実験(表 2)を実施するプロジェクト間の情報共有(電子タグの技術的ノウハウのプロジェクト横断的な共有)により、実証実験の円滑な遂行を図ることを主たる目的とし、加えて電子タグ実証実験と響プロジェクトとの技術情報共有を図る場として、平成16年度から平成18年度まで活動した。

まとめ

実験事業が終わった後、継続的に導入の検討が行われている企業・業界もあるが、実際に実験の中から実用化された事例は数例にとどまっ

ている。

この原因として考えられるのは、導入・実用化を促進するため ECOM で検討した項目の一つであった技術課題である。具体的には、電子タグの特長であるアンチコリジョン機能による複数同時読み取りの際の読み取り率に関する課題である。100 %の精度を保証できないことから、キラー・アプリケーションを生み出すことができなかった。しかし、これまでの調査で、実証実験や海外をはじめとした先進事例においても、運用でカバーすることにより、100 %を実現している例が見られる。

企業が導入する際の課題として次に挙げられるのが、電子タグシステムの投資対効果を明らかにすることが難しいということである。この投資対効果算出作業は、現状の業務分析から業務改善するべき点を探し出し、その中でさらに電子タグが有効な部分を示すという、他のAIDCシステムの導入で培われたノウハウに、さらに新しい設計思想が加わった高度なものである。企業内の業務改善のための導入の検討は、このステップを踏み、段階的に進んできている一方で、企業間の情報共有/活用への導入には、これまでの商慣習である受益者負担の論理は適用できない場合が多く、業界全体での導入は、まだ検討段階である。

平成20年度、ECOMでは、「電子タグ普及検討WG」を立ち上げる。企業や業界における電子タグ導入促進に寄与するよう活動する予定である。

表 1 ECOM 電子タグ事業

平成17年度

- ・電子タグ/トレーサビリティ推進WG 実証実験分析TF
 - 製品ライフサイクルTF
- ·国際間電子タグ利活用推進WG
- ・普及促進・社会受容性検討推進WG プライバシー保護技術・ノウハウ検討TF 消費者啓発基盤検討TF
 - 消費者啓発HP検討TF
- ・経済産業省電子タグ実証実験連絡会議

平成18年度

- ・電子タグ利活用検討WG 電子タグ実証実験分析TF 高機能・大容量電子タグ検討TF 標準化動向調査SWG
- ・経済産業省電子タグ実証実験連絡会議

平成19年度

・電子タグ技術課題検討委員会 電子タグの耐久性検討TF 読取率の向上と業務効率化検討TF・電子タグ国際標準化戦略会議

表2 経済産業省電子タグ実証実験実施分野・業界一覧表

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
家電製品	0	〇 パソコン	〇 パソコン	0
アパレル	0	〇 百貨店		〇 百貨店
出版	0	書店、図書館	0	0
食品	0			0
産業車両		0		
医薬品		0	0	
物流		0		
レコード		0	0	
自衛隊			0	
自動車部品			0	
事務機器			0	
コンビニ				0
日雑品	_			0

ECOM個人情報保護ガイドラインはどう進化してきたか

次世代電子商取引推進協議会 主席研究員 江口正裕

Topics

はじめに

ECOM は平成 20 年 3 月末をもって当初の活動期間を満了し4 月より新たな体制で EC 新時代に挑んでいくことになったが、節目の時期にあたるこの時点で、ECOM 個人情報保護ガイドラインの変遷を回顧し、併せて今後の展望を試みてみたい。表 1 に ECOM と国の動きを整理したので適宜ご参照いただきたい。

「保護法」成立前夜から 「MITI ガイドライン」の策定・公表まで

1. 個人情報保護ガイドラインの先駆け

平成9年3月通商産業省(当時)は「電子計算機処理に係る個人情報の保護に関するガイドライン」(以下「MITIガイドライン」と略)を策定・公表し、民間部門の個人情報保護に関する啓発を一早く開始した。

ECOMではこの「MITIガイドライン」をベースに、EC事業者に特化した指針として「民間部門における電子商取引に係る個人情報の保護に関するガイドライン」(以下「ECOMガイドライン」と略)を策定し、通商産業省の動きに呼応する形で業界関係者の参考に供してきた(平成10年5月)。また平成13年3月以降進められた「個人情報保護法」(以下「保護法」と略)審議のプロセスにおいて明らかになった法案との整合にも鋭意取り組み、来たるべき「保護法」成立に備えた。

2. 省庁ガイドラインの公表

「保護法」施行まで余すところ半年という時点 (平成 16 年 10 月) で、経済産業省は「個人情報 保護法についての経済産業分野を対象とするガイ ドライン」(以下「METI ガイドライン」と略) を 公表し事業者の適切な「保護法」対応を促した。 ECOM は前述の「ECOM ガイドライン」にさら に下記のような EC の特性を加味し、平成 17 年 1 月改訂・公表を行った。

〈主な改訂ポイント〉

・「保護方針」などの Web 上での分かりや すい表示

- ・クッキーなどによる自動取得上の注意
- ・漏えいなどが発生した場合の措置
- ・海外居住者に対する「保護法」の適用

「保護法」全面施行以降

1. 現場に密着したガイドラインの修正

平成17年4月「保護法」が全面施行されたが、個人情報に関する漏えい事故、事件が相次ぎマスメディアをにぎわせることになったため、ECOMでは事故原因を収集・分析し、その防止策を平成18年1月「ECOMガイドライン」のさらなる改訂として公表した。

〈主な改訂ポイント〉

- ・保有個人データの定期的な点検励行
- ・物理的盗難、紛失対策の強化
- ・不正アクセス防止、ウイルス対策の強化
- 人的安全管理の徹底
- 安全廃棄の推進

2. 異例の「注意喚起」

経済産業省は平成18年2月、下記の3点について異例の「注意喚起」を行っている。

- ・データベースに対する不正アクセス対策
- ・ファイル共有ソフトにかかわるウイルス対策
- · PC 類の紛失、盗難対策

これらの3項目はいずれも前月にECOMが 実施したガイドライン改訂内容の一部と重なる ものとなっている。

3. 小規模 EC 事業者向けガイドラインの作成

中小事業者の個人情報保護体制立ち遅れ傾向に 鑑み、ECOMでは小規模事業者向けに簡易版ガイ ドラインを策定し、平成19年1月公表した。

〈主な特徴〉

- · SOHO クラスのネット販売事業者を対象
- ・最低限守るべきことを厳選
- ・「プライバシーポリシー」の公表サンプル を添付

4. 暗号化特例の導入

経済産業省は平成 19年3月「METI ガイドラ

イン」の初めての改訂を行っている。

- ・暗号化データを漏えいした場合の特例措置 (漏えいした個人データに暗号化が施されて いた場合は、本人通知およびマスメディア への公表が免除されうる。)
- ・クレジットカード情報の安全管理 本改訂については「ECOM ガイドライン」に おいてもそのまま踏襲した。

5. さらなる課題への対応

さらに経済産業省は平成20年2月、委託先の監督責任に言及した改訂を実施している。これを「ECOMガイドライン」に反映させることを考えている。

終わりに

平成10年の「ECOM ガイドライン」初版の 策定より今日までの変遷をたどってきたが、今 更ながらさまざまな出来事が思い出され感慨深 いものがある。もっとも小職が直接かかわった のはその一部でしかないが……。

さてそれでは、この作業はゴールに到達した のだろうか。言うまでもなく答えは「NO」で ある。

残された課題はまだ多々あるが一例を挙げるとすれば、「越境ルール」の整備がある。経済活動のグローバル化は必然的に個人情報の越境を増幅しているが、わが国の「保護法」は残念ながら対応できていない。ECOMではWGメンバーの協力を得て個人情報保護に関するグローバルレベルでのベストプラクティスを検討してお

り、法整備に先んじて「ECOM ガイドライン」 に盛り込むべく作業中であるが、その他のアイ テムについても果敢に取り組んでいく予定であ る。

表 1 個人情報保護に関する ECOM の活動と国、省庁の動き

年	ECOMの活動	国、省庁の動き
平成 9	-	(3月)「MITI電子計算機処理に係る個人情報の保護に関するガイドライン」
平成10	(5月)「ECOM個人情報保護ガイドライン」初版	_
平成11	-	_
平成12	_	_
平成13	-	(3月) 個人情報保護法案の国会審議入
平成14	(3月)「ECOM個人情報保護ガイドライン」第1次改訂	_
平成15	_	(5月)「個人情報保護法」の成立
平成16	(3月)「ECOM個人情報保護ガイドライン」第2次改訂	(10月)「METI経済産業分野を対象とするガイドライン」初版
平成17	(1月)「ECOM個人情報保護ガイドライン」第3次改訂	(4月)「個人情報保護法」完全施行
平成18	(1月)「ECOM個人情報保護ガイドライン」第4次改訂	(2月)「METI安全管理に係る注意喚起」
平成19	(1月)「小規模事業者向けECOMガイドライン」初版 (7月)「ECOM個人情報保護ガイドライン」第5次改訂	(3月)「METI経済産業分野を対象とするガイドライン」第1次改訂
平成20	-	(2月)「METI経済産業分野を対象とするガイドライン」第2次改訂

電子商取引及び情報財取引等に関する準則

次世代電子商取引推進協議会 主席研究員 藤本昌宏

Topics

準則について

わが国の電子商取引は、その市場規模を拡大させてきている。一方で、民法を始め、現行法の多くは、電子商取引などに活用されている新しい技術を前提として制定されたものではなく、どのように適用されるか、その解釈が必ずしも明確であるとは言えない。このことが、事業者に電子商取引の実施の検討を躊躇させることになれば、その発展の障害となりかねない。

経済産業省では、平成14年に、電子商取引に関する法的問題点について、関係する法律がどのように適用されるのか、その解釈についての一つの考え方を示すものとして「準則」を策定し、以来、順次改訂を続けている。

なお、準則は「電子商取引分野」と「情報財取引分野」から構成されている。準則の名称は、策定当初は「電子商取引等に関する準則」であったが、平成19年3月の改定の際、情報財取引についての論点の比重が高まったことから、「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」と改められた。

準則と ECOM

本準則は、平成14年3月に策定され、その後、 電子商取引を巡る取引の実務、技術の動向、国際 的なルールメイクの状況に応じて順次改訂されて きた。この改訂作業では、電子商取引や情報財取 引の実務やその問題点について検討を行う検討 会、および、電子商取引分野と情報財取引分野の それぞれについて詳細な法的評価を行う作業部会 により検討が行われ、原案が策定される。その後、 産業構造審議会情報経済分科会ルール整備小委員 会の審議などを経て、最新版として経済産業省か らホームページに公示される。上記の検討会、 作業部会には、法学者、弁護士などの法律専門 家、消費者団体、事業者団体などのご協力をい ただいている。ECOM は、本準則の検討が始ま った当初(当時の ECOM は「電子商取引推進 協議会」)、経済産業省から要請を受けて意見提 出を行った。以来、何らかの形で、準則の検討 にご協力させていただいている。

本準則と関係の深い事業としては、平成 15 年度から 17 年度にかけて実施した、「インターネット関連 ADR(裁判外紛争処理)実証実験」がある。これは ECOM に「ネットショッピング紛争相談室」を設け、電子商取引でのトラブル事例の収集、解決へ向けての知識・ノウハウを蓄積、情報発信を行ったもので、この事業で得た成果はこの準則の検討でも活かされてきた。なお、その成果は、「有限責任中間法人 EC ネットワーク」が引き継ぎ、一般消費者からの相談受付を含め、現在も活動が行われている。

準則の改訂

準則の目次構成は表 1 のとおり。「電子商取引(平成 17 年度まではオンライン取引)」に関する論点は、「契約手法に関する問題」と、「電子商取引に特有の取引形態」、「消費者保護」、「越境取引」の4つから、「情報財取引」に関する論点は「ライセンス契約」と「知的財産」の2つから成っている。

本準則は、最新の動向などに併せて柔軟に内容の追加、修正がされてきており、現 ECOMが発足した平成 17 年 4 月以降に追加された論点は、「※ 2」と表示してある。

この中で、「消費者保護」には平成17年度までは広告表示の適正化についての改訂がされたのみであったが、インターネットを通じた個人情報の取得には、リアルワールドでの個人情報の取得とは異なる問題があることから、平成18年度に、「インターネットを通じた個人情報保護の取得」の追加がされた。また、平成18年6月に「法の適用に関する通則法」が成立、平成19年1月から施行されたことから、「越境取引」が、3点の論点(「当事者による法選択がない場合の準拠法」、「越境取引における消費者保護法規」、「インターネット上の不法行為と準拠法」)で追加された。

なお、「価格誤表示と表意者の法的責任」は平成 18 年度に追加されたものであるが、この考え方は、先述の「インターネット関連 ADR 実証実験」の成果の一つと言えるものであり、これを参考にした判例も出されている。

表 1 電子商取引及び情報財取引等に関する準則(平成 19 年 3 月改訂版)目次

I電子商取引

I-1 契約手法に関する問題

- I-1-1 契約の成立時期(電子承諾通知の到達) ** 1
- I-1-2 ウェブサイトの利用規約の有効性
- I-1-3 価格誤表示と表意者の法的責任※2
- I-1-4 ワンクリック請求と契約の履行義務※2
- I-1-5 なりすましによる意思表示のなりすまされた本人への効果帰属※1
- I-1-6 なりすましを生じた場合の認証機関の責任** 1
- I-1-7 未成年者による意思表示※1
- I-1-8 管轄合意条項の有効性※1
- I-1-9 仲裁合意条項の有効性

I-2 電子商取引に特有の取引形態

- I-2-1 電子商店街(サイバーモール)運営者の責任*1
- I-2-2 インターネット・オークション
- I-2-2-1 オークション事業者の利用者に対する責任
- I-2-2-2 オークション利用者(出品者・落札者)間の法的関係
- I-2-2-3 インターネット・オークションにおける売買契約の成立時期
- I-2-2-4 「ノークレーム・ノーリターン」特約の効力
- I-2-2-5 インターネット・オークションと特定商取引法※2
- I-2-2-6 インターネット・オークションと景品表示法
- I-2-2-7 インターネット・オークションと電子契約法
- I-2-2-8 インターネット・オークションと古物営業法
- I-2-3 ホスティングを伴う電子商取引事業者の違法情報媒介責任 *2
- I-2-4 インターネット上で行われる懸賞企画の取扱い

I-3 消費者保護

- I-3-1 消費者の操作ミスによる錯誤※1
- I-3-2 インターネット通販における分かりやすい申込画面の設定義務** 1
- I-3-3 ウェブ上の広告表示の適正化*1
- I-3-3-1 景品表示法による規制※1
- I-3-3-2 特定商取引法による規制*1
- I-3-4 インターネットを通じた個人情報の取得**2

I-4 越境取引

- I-4-1 当事者による法選択がない場合の準拠法*2
- I-4-2 越境取引における消費者保護法規※2
- I-4-3 インターネット上の不法行為と準拠法 *2

II 情報財取引

II-1 ライセンス契約

- II-1-1 契約の成立とユーザーの返品の可否** 1
- II-1-1-1 情報財が媒体を介して提供される場合** 1
- II-1-1-2 情報財がオンラインで提供される場合** 1
- II-1-2 重要事項不提供の効果※1
- II-1-3 契約中の不当条項^{※ 1}
- II-1-4 ソフトウェアの使用許諾が及ぶ人的範囲*2
- II-1-5 契約終了時におけるユーザーが負う義務の内容** 1
- II-1-6 契約終了の担保措置の効力※1
- II-1-7 ベンダーが負うプログラムの担保責任※ 1
- II-1-8 ユーザーの知的財産権譲受人への対抗※1

II-2 知的財産

- II-2-1 ソフトウェア特許権の行使と権利濫用※2
- II-2-2 P2P ファイル交換ソフトウェアの提供者の責任** 2
- II-2-3 ドメイン名の不正取得等*1
- II-2-4 インターネット上への商品情報の掲示と商標権侵害
- II-2-5 ID ・パスワード等のインターネット上での提供
- II-2-6 データベースから取り出された情報・データの扱い
- II-2-7 肖像の写り込み**2
- II-2-8 著作物の写り込み** 2
- II-2-9 インターネットサイトの情報の利用※2
- II-2-10 サムネイル画像と著作権*2
- II-2-11 他人のホームページにリンクを張る場合の法律上の問題点**2
- II-2-12 e ラーニングにおける他人の著作物の利用

※ 1 準則の初版にあった論点

※ 2 平成 17 年度以降 (現 ECOM 発足後) 追加された論点

日中韓を中心とした国際連携

次世代電子商取引推進協議会 主席研究員 松本孝純

Topics

はじめに

日本のEC 普及推進の中核的組織として、ECOM は、EC に関する国際協調・コミュニケーションを図り、わが国のEC 技術や標準の普及促進を行うため、平成11年1月よりアジアでEC 普及が進んでいる韓国との連携を中心に国際連携活動を行ってきた。

ECOM が発足した平成 17 年 4 月にアジアにおける EC 全般に関する情報交換などの協力関係を日本・中国・韓国の EC 普及推進団体で結んだ。特に、ECOM 事業の柱であるRFID/Traceability 分野を中心に、韓国電子取引協会(KOEB)を窓口として、日韓で取り組むべきテーマに対して意見交換を行ってきた。

この3年間の国際連携活動の中から、日本、韓国、中国で行った国際協調・コミュニケーション活動についてトピックをまとめる。なお、表1に日韓のEC関連国際連携行事を示す。

日中韓の国際連携

平成17年4月、中国電子商取引協会(CECA)が主催した第8回中国国際電子商取引大会(中国・北京)に参加し、EC推進および電子タグの利活用に向けた日中韓三国電子商取引協会会議を開催した。ECOM、CECA、KOEBとの間で、電子署名・認証の会議と講演会の中国開催、電子商取引に関連する人材育成のための情報交換、RFID関連の技術情報交換などの相互協力に関する覚書を締結した。

平成17年7月21日に、ECOM、CECA、KOEBの共催により、日中韓電子商取引政策法律セミナー・電子署名法経験交流フォーラム(中国・北京)を開催した。日本からはECOMで推進している長期署名保存フォーマットの相互接続試験、中国からは金融認証センター、韓国からは電子認証管理制度・法制化などについて相互に紹介した。

本フォーラム後、ECOM、CECA、KOEBの 事務局連絡会議を開催した。中国側から相互協 力に関する課題の提案があり、ECの進展度合 いや各国の行政や制度などの違いを考慮して、各 課題とも相互に情報交換などの協力をすること を約束した。

その後、ECOMでは、急速に成長する中国のEC市場動向を調査し、成果報告書にまとめるとともに、その動向についてECOMセミナーを毎年開催し、ECOM会員に対して中国のECの進展度合いを報告した。

日韓の国際連携

平成11年の日韓EC推進協議会の設立準備時期より、ECOMとKOEB(旧KCALS)が事務局となり、日韓のECにかかわるテーマに関して、率直な意見交換の場として日韓EC推進協議会ワークショップを開催してきた。

本ワークショップでは、RFID/Traceability、電子政府、認証・公証などの分野における情報交流会を開催するとともに、同時期に日韓EC 政策協議会も開催され、民間交流だけでなく、政府間の情報交換の場を事務局として支援した。

平成17年10月の日韓EC推進協議会(函館会議)第13回ワークショップでは、日韓共同でEC推進を進めるプロジェクトの推進状況の報告に続き、RFID/Traceability、電子政府構築、認証・公証、電子部品業界ECなどの分野の活動状況について相互報告を行い、日韓の情報交流を図った。その後、両国の専門家による第5回日韓EC法律専門家ラウンドテーブル、政府間による第8回日韓EC政策協議会が行われた。

平成17年11月には、韓国最大規模のRFID 関連会議と展示会の場であるe-Biz Expo 2005 (韓国・ソウル)において、日本の戦略やEC市 場規模、RFIDへの取り組みに関する講演を行 うとともに、ECOM活動紹介の展示を行い、さ らには、日本からの有識者とともにRFIDに取 り組む韓国企業への現地視察も行った。

平成18年6月には、東京で第6回日韓EC 法律専門家ラウンドテーブルが開催された。その後、韓国でのRFID技術とuサービス基盤の ビジネスプロセス革命をテーマとしたThe Next KOEB International Conference (国際会議) に講師を派遣した。国際会議後、第1回日韓 RFID/Traceability 情報交流会を行った。

平成18年9月には東京で、第2回日韓RFID/Traceability情報交流会を行った。日本側からは、情報政策の動向、平成18年度電子タグ実証実験の概要、韓国側からは、政府のIT革新ネットワーク構築事業やRFIDモデル事例の紹介を相互に行った。

平成 18 年 10 月には e-Biz Expo 2006 (韓国・ソウル) において、日本の EC 動向について講演を行うとともに、日本の響プロジェクトでの成果を中心に日本での RFID の取り組みや試作品・製品に関する展示を行い、韓国政府幹部の視察も受けた。

平成 18 年 11 月には、日韓 EC 推進協議会 (釜山会議)を行った。これまでに行った日韓 RFID/Traceability 情報交流会の状況報告を行うとともに、日本と韓国からの RFID の導入事例を中心に、第 3 回日韓 RFID/ Traceability 情報交流会を行った。その後、第 7 回日韓 EC 法律専門家ラウンドテーブル、第 9 回日韓 EC 政策協議会が行われた。

平成19年3月には、第4回日韓RFID/Traceability情報交流会として、日本のプロジェクト(流通・物流効率化実証実験状況、マルチコード相互運用プロジェクト)の紹介と、韓国のu-ServiceネットワークやURECAシステムの紹介を相互に行った。

平成19年8月には、KOEBより「韓国の e-ビジネスの最新動向と韓・日協力」をテーマとして、韓国の e-ビジネスの概要、 e-ビジネスのレベル、 e-ビジネスの再飛躍と韓日間の IT協力について「ECOM News No.29」に寄稿をいただいた。

平成19年11月には、日韓EC推進協議会(宮崎会議)を行った。第5回日韓RFID/Traceability情報交流会で、日本側からRFID導入技術動向やEDI情報項目の取り込みについて、韓国側からRFID導入技術動向、RFIDとEAI連動を通じる産業適用についての紹介を相互に行った。その後、第9回日韓EC法律専門家ラウンドテーブル、第10回日韓EC政策協議会、および2つの政府間会議が開催された。

第9回日韓EC法律専門家ラウンドテーブルでは、EC関連法令の制定・改定の現況についての議論が行われた。さらに、第10回日韓EC政策協議会では、ITを活用した企業の生産性向上、競争力強化に向けた課題、環境に配慮したITの利用などさまざまな課題についての議論が行われた。

今後、政策協議会の議論のスコープを広げることが合意され、協力の成果をアジアワイ

ドに拡大していくことの重要性が両国間で認 識された。

おわりに

3年間の日中韓の国際連携活動を通じ、国境を越えて行われることが当然となってきている ECでは、EC技術の標準化や各国の商習慣、法 制度との協調が必要であると認識された。

今後も、ECOMが、日本のEC普及推進の中核的組織として、韓国をはじめとする海外諸団体との関係を保ち、ECに関する国際協調・コミュニケーションを図り、国際的にハーモナイズされたEC技術や標準を普及促進することが重要である。

*本事業は一部に競輪の補助金を受けて行われました。

表 1 日韓を中心とした 3 年間の国際連携活動

時期	開催国(都市)	行事			
平成17	平成17年				
4月	中国(北京)	·第8回中国国際電子商取引大会			
5月	韓国(ソウル)	・日中韓RFID/Traceabilityフォーラム2005			
7月	中国(北京)	・日中韓電子商取引政策法律セミナー 電子署名法経験交流フォーラム			
9月	日本(東京、他)	·RFID先進事例調査団受入			
10月	日本(函館)	・日韓EC推進協議会 第13回ワークショップ ・第5回日韓EC法律専門家ラウンドテーブル ・第8回日韓EC政策協議会			
11月	韓国(ソウル)	·e-Biz Expo 2005(Conference、展示) ·韓国RFID現況視察			
平成18	平成18年				
	日本(東京)	·第6回日韓EC法律専門家ラウンドテーブル			
6月	韓国(ソウル)	 The Next Korea e-Business International Conference 第1回日韓RFID/Traceability情報交流会 			
8月	日本(秋田)	·医療関係RFID導入事例視察団受入			
9月	日本(東京)	·第2回日韓RFID/Traceability情報交流会			
10月	韓国(ソウル)	·e-Biz Expo 2006(Conference、展示)			
11月	韓国(釜山)	・日韓EC推進協議会 ・第3回日韓RFID/Traceability情報交流会 ・第7回日韓EC法律専門家ラウンドテーブル ・第9回日韓EC政策協議会			
平成19	平成19年				
3月	日本(東京)	·第4回日韓RFID/Traceability情報交流会			
6月	韓国(ソウル)	・第8回日韓EC法律専門家ラウンドテーブル			
10月	韓国(ソウル)	-e-Biz Expo 2007 (Conference)			
11月	日本(宮崎)	・日韓EC推進協議会 ・第5回日韓RFID/Traceability情報交流会 ・第9回日韓EC法律専門家ラウンドテーブル ・第10回日韓EC政策協議会			

巻末資料

ECOMのあゆみ・・・・・ 74
活動の成果 (2005~2007年度の成果報告書一覧)・・・・・・・・・・76
アクションカレンダー・・・・・・・・ 77
会員名簿80
関係者名簿82
平成20年度以降の活動に向けて -平成20年度次世代電子商取引推進協議会活動組織-・・・87

ECOM のあゆみ「次世代電子商取引推進協議会」

電子商取引推進協議会から次世代電子商取引推進協議会へ名称変更:電子商取引変革の時代への電子タグ		
	2005(平成17)年度	
電子商取引の現状の調査・分析	日米比較を中心とした国内のEC市場規模・実態調査	
电子向収引の状状の調査・刀机	新しいECビジネスモデルの調査	
	電子タグ利活用に関する研究 ・3Rを考慮した製品ライフサイクル のビジネスモデルの調査研究	
	電子タグ利活用についての実証実験プロジェクト間	
電子(IC)タグの活用と トレーサビリティシステムの研究	電子タグのプライバシー問題の研究	
ドレーリビリナインステムの研先	電子タグの国際標準化作業への支援 ・UHF帯の通信規約(ISO18000 Part6)、個品識別子UII(ISO/IEC	
	電子タグの国際トレーサビリティ連携活動	
	ADR (Alternative Dispute Resolution: 裁判外紛争解決)のあり方を探る実証実験 ネットショッピング紛争相談室	
	個人情報保護法への対応の研究/ECにおける個人情報・個人情報保護指針の策定・ホームページ	
電子商取引における安全・安心の基盤整備	電子署名文書の長期保管にかかわる研究 ・書名プロファイルの策定 ・相互運用性テスト	
	電子認証の利活用や属性認証にかかわる課題の研究 ・属性署名に関する活用シーンの調査	
	ECにおける新たなセキュリティ問題の研究	
	電子商取引等に関する準則の作成支援	
電子政府の普及基盤の整備	ビジネスと行政の連携による電子政府のあり方の研究 ・民間ワンストップポータルにおける 行政関連手続き導入の研究	
	ebXMLアジア委員会の主宰、ebXML相互運用性認証書	
	ECにかかわる国際標準化活動についての国内意見の取	
電子商取引にかかわる技術標準化、 情報共有基盤の整備	情報共有基盤整備/標準モデル(ひな形)整備・ebXML相互運用性の検証・リポジトリのアジア	
	実用的なB2B ECフレームワークに関する研究	
電子商取引にかかわる国際連携の推進	海外EC動向調査(世界、米国、中国等の市場動向調査、	
	日韓EC推進協議会(日韓RFID/Traceability情報交流会)、	

などの新しいIT技術を用いた高付加価値ECと新たなリスクに対する安全・安心EC環境に向けた取り組み 2006(平成18)年度 2007(平成19)年度 新たな高付加価値ECの発掘期 BtoB ECの量的な拡大から質的な成長に向けたEC導入評価モデルの研究("EC評価モデルの活用によるEC化の推進"等) ・サプライチェーンマネージメントでの ・電子タグを活用した企業・業種・ ・活動成果の総まとめ 電子タグ利活用に関する研究 業界を超えた情報共有基盤の研究 (現状と課題の整理) の情報交換の支援 15459 Part4)、物品識別(ISO1736x)の国際標準化作業の支援 センサネットワークに関する研究 (2006年度からネットショッピング紛争相談室を有限責任中間法人ECネットワークに移行) 保護のための自主ルールの研究 掲載の調査と普及・啓発・中小事業者への展開 ·海外動向調查 (ECOM会員)/JIS化提案 ·欧州標準化団体との相互運用性テスト ·JIS制定(2008年3月) ・電子認証などの利活用調査(欧州、エストニア等) ・国民D番号の調査(セクトラルモデル、他) ・電子商取引及び情報財取引等に関する準則の作成支援 ・電子申請を普及するための ・企業活動における行政関連手続き ・企業における行政関連手続き の電子化の課題の研究 負荷軽減策の実現シナリオの策定 あり方に関する検討 の発行(2003年度~18社に発行) 情報共有化技術推進 りまとめ(国内対策委員会):TC154(EDI) 電子商取引共通基盤整備 ・電子商取引フレームワークによる業務連携情報 共有のあり方に関する検討 ・ナショナルリポジトリの検討 での標準化 及び電子タグ、Web2.0等の技術動向調査) 日韓EC法律専門家ラウンドテーブル等の開催支援

活動の成果 (2005~2007年度の成果報告書一覧)

次世代電子商取引推進協議会				
▶2005(平成17)年度	▶2006(平成18)年度	▶2007(平成19)年度		
企画部会	企画部会	企画部会		
●事業計画·報告	●事業計画·報告	●事業計画·報告·活動継続検討		
電子タグ/トレーサビリティ特別部会	電子タグ/トレーサビリティグループ	電子タグ/トレーサビリティグループ		
●企業間情報共有基盤整備報告書	●電子タグ利活用に係る企業間情報共有基盤	●電子タグに関する調査研究・3年間のまとめ		
●電子タグ導入及び実用促進ガイドブック	の構築報告書	報告書		
●アセアン各国におけるICタグ(RFID)の活用	●普及促進・社会受容性検討推進に関する	●センサネットワーク利活用調査報告書		
可能性調査2調査報告書	成果報告書	●電子タグの技術動向と国際標準化及び		
●アセアン各国におけるICタグ(RFID)の活用		課題と解決策に関する報告書		
可能性調査2調査報告書(概要)				
Surveys on Adaptability of IC Tags (RFID)		(CICC事業の報告書)		
in ASEAN Countries Report of Survey		Asian Forum for Information Technology		
(Executive Summary)	FC中央・中心がリープ	(AFIT) Thematic Session Report		
EC安全・安心グループ ●ECにおける個人標和保護に関する	EC安全・安心グループ	EC安全・安心グループ		
●ECにおける個人情報保護に関する 活動報告書2005	●ECにおける個人情報保護に関する 活動報告書2006	●ECにおける個人情報保護に関する 活動報告書2007		
活動報告者2005 ●電子署名普及に向けた調査検討報告書	活 期報告書 2006 ●電子署名普及に向けた調査報告書(2)	活動報告者2007 ●電子署名普及に関する活動報告		
●电丁者石自及に同じた調査検討報告音 ●長期署名フォーマット相互運用性実験	●電子者石目及に同じた調査報告音(2) 一海外及び国内金融分野での利用動向一	●ECにおける情報セキュリティに関する		
報告書	●電子文書長期保存ハンドブック	活動報告書2007		
ネットショッピング紛争相談室(ADR)	O R J X B X M M M M M M M M M M M M M M M M M	7137TK L E = 000.		
●インターネット関連ADR実証実験報告書				
●平成17年度インターネット関連ADR実証実験				
ーオンライン相談・紛争解決マニュアルー				
T利活用グループ	IT利活用グループ	IT利活用グループ		
●EC/IT利活用に関する調査研究報告書	●EC/IT利活用に関する調査研究報告書	●EC/IT利活用に関する調査研究報告書		
●企業の行政関連手続き軽減策の提案	●電子政府・ビジネス連携に関する	●電子行政サービスのさらなる利活用向上		
ービジネスでの電子政府活用の視点からー	調査研究報告書	に向けて 一中小企業を中心とした従業員		
		関連行政手続きの分析一		
技術基盤整備グループ	技術基盤整備グループ	情報共有化基盤整備グループ		
●ebXMLによる次世代EDI促進報告書	●情報共有化技術推進報告書	●情報共有基盤整備報告書		
●実用的なB2B-ECフレームワーク	●ebXMLによる次世代EDI促進報告書	●電子タグ・電子商取引を活用した情報共有		
調査研究報告書第1版	●実用的なB2B-ECフレームワークの研究・	のあり方に関する調査研究報告書		
	普及推進報告書			
	一企業間電子商取引共通基盤ガイドー 国際連携グループ	国際連携グループ		
国際連携グルーク ●海外におけるEC推進状況調査報告書2005	国際連携グルーク ●海外におけるEC推進状況調査報告書2006	国際建携グルーノ ●海外におけるEC推進状況調査報告書2007		
♥/トサン/「1にはJ1ノ「むにぐ]性圧1ヘルppl且報言音2005	●中国の電子商取引市場動向調査報告書2006	●中国電子商取引市場の動向調査報告書2007		
	電子商取引推進センター	The state of the s		
▶2005(平成17)年度	▶2006(平成18)年度	▶2007(平成19)年度		
JEDIC	JEDIC	JEDIC		
●国内外のEDI実態調査報告書ー2006年版ー	●我が国産業界におけるEDI実態調査報告書	●我が国産業界におけるEDI実態調査報告書		
PKI-J	PKI-J	PKI-J		
●電子署名・認証利用パートナーシップ	●電子署名・認証利用パートナーシップ	<u>_</u>		
2005年度報告書	2006年度報告書			
STEPグループ / e-エンジニアリング	STEPグループ/e-エンジニアリング	STEPグループ / eーエンジニアリング		
●基準認証研究開発事業(機械生産プロセス	●設計製造データの国際標準化に関する	●「製品データ品質規格(ISO 10303-59)の特徴		
システムの標準化)成果報告書 ●2Dたま感した制度ニスコサスカルナ塔	調査研究報告書	とその活用法」に関する調査研究報告書		
●3Rを考慮した製品ライフサイクル支援	●機械生産プロセスシステムの標準化成果報告書			
モデル表現と交換のための調査研究成果				
報告書				
●次世代デジタルエンジニアリングに期待				
されるもの				

アクションカレンダー

2007年 (平成 19年)

●2007年4月

4 月 19日 (木) 4 月 27日 (金) ISO/IEC JTC1/SC31/WG2&WG4国内委員会(電子タグ国際標準化支援活動)

第1回企画部会TF(ポストECOM検討)

●2007年5月

5 月 7日(月)~	国連CEFACT TBG17(情報共有化技術推進WG)
11日 (金)	
5 月 18日 (金)	第2回企画部会TF(ポストECOM検討)
5 月 21日 (月)	第1回企画部会
5 月 24日 (木)	ISO/IEC JTC1/SC31/WG2&WG4国内委員会(電子タグ国際標準化支援活動)
5 月 28日 (月)	第22回ECOMセミナー
5月31日(木)	第3回企画部会TF(ポストECOM検討)

●2007年6月

6 月 12日 (火) 第1回センサネットワーク活用調査WG 6 月 13日 (水) 第4回企画部会TF(ポストECOM検討) 6 月 14日 (木) 第1回電子署名普及WG
6 月 14日 (木) 第1回電子署名普及WG
6 月 19日 (火) 第5回企画部会TF(ポストECOM検討)
6 月 20日 (水) 第1回電子政府・ビジネス連携WG
第1回次世代EDI導入技術推進WG
6 月 21日 (木) ISO/IEC JTC1/SC31/WG2&WG4国内委員会(電子タグ国際標準化支援活動)
6 月22日(金) 第1回情報共有化技術推進WG
6 月 25日 (月) 第2回企画部会
6 月 27日 (水) 第23回ECOMセミナー
6 月28日(木) 第1回電子タグ国際標準化戦略会議(電子タグ国際標準化支援活動)
6 月 29日 (金) 第1回情報セキュリティWG

●2007年7月

7 月 2日(月)	第1回理事会
7月3日(火)	第1回個人情報保護WG
7月5日(木)	第1回国際標準化委員会(電子署名普及WG)
7 月 10日 (火)	- 総会
	第2回理事会
7月11日(水)	物品識別委員会(電子タグ国際標準化支援活動)
	第2回電子政府・ビジネス連携WG
7 月 13日 (金)	第2回センサネットワーク活用調査WG
7 月 17日 (火)~	第17回ETSI/ESI(電子署名普及WG)
18日 (水)	
7 月 19日 (木)	第1回TF(情報共有化技術推進WG)
7 月 20日 (金)	第2回電子商取引共通基盤整備WG
7 月 23日 (月)	第1回IT利活用WG
7 月 25日 (水)	第1回情報セキュリティリスク研究SWG(情報セキュリティWG)
	第1回情報端末セキュリティ検討SWG(情報セキュリティWG)
7 月 26日 (木)	ISO/IEC JTC1/SC31/WG2&WG4国内委員会(電子タグ国際標準化支援活動)
	第2回情報共有化技術推進WG
7 月 27日 (金)	第24回ECOMセミナー
7月30日(月)	第2回電子署名普及WG

●2007年8月

8 月 6日(月) 8 月 13日(月)~	第1回電子商取引及び情報財取引等に関する法的問題検討会(準則改定検討支援事業) 国連CEFACT TBG17(情報共有化技術推進WG)
17日 (金)	国足のに入び「15011(情報六十七次前に足がな)
8 月 22日 (水)	第2回個人情報保護WG
8 月 23日 (木)	第1回電子タグ技術課題調査検討WG
8 月 27日 (月)	第2回情報セキュリティリスク研究SWG(情報セキュリティWG)
	第2回情報端末セキュリティ検討SWG(情報セキュリティWG)
8 月 28日 (火)	第3回センサネットワーク活用調査WG
	第3回電子政府・ビジネス連携WG
8 月31日(金)~	第3回電子商取引共通基盤整備WG 合宿
9月1日(土)	

WG : ワーキンググループ SWG: サブワーキンググループ TF : タスクフォース

ECOM Journal 2008

●2007年9月

9月6日(木) 第3回電子署名普及WG 9月7日(金) 第1回電子商取引作業部会(準則改定検討支援事業) 第2回次世代EDI導入技術推進WG 9月10日(月) 第3回情報共有化技術推進WG 第2回電子商取引及び情報財取引等に関する法的問題検討会(準則改定検討支援事業) 9月11日(火) 9月13日(木) 第3回個人情報保護WG 第2回TF(情報共有化技術推進WG) 9月14日(金) 9月19日(水) 第3回企画部会 9月20日(木) ISO/IEC JTC1/SC31/WG2&WG4国内委員会(電子タグ国際標準化支援活動) 9月25日(火) 第2回電子タグ技術課題調査検討WG 9月26日(水) 第2回IT利活用WG

●2007年10月

10月 1日(月) 第25回ECOMセミナー 10月 2日(火) 第2回電子商取引作業部会(準則改定検討支援事業) 第4回電子政府・ビジネス連携WG 10月 9日(火) 第4回センサネットワーク活用調査WG 第4回電子署名普及WG 10月11日(木) 10月12日(金) 第4回情報共有化技術推進WG 10月 15日 (月) 第4回電子商取引共通基盤整備WG 10月16日(火) 第3回情報セキュリティリスク研究SWG(情報セキュリティWG) 第3回情報端末セキュリティ検討SWG(情報セキュリティWG) 第1回情報セキュリティガイド作成SWG(情報セキュリティWG) 第2回情報セキュリティガイド作成SWG(情報セキュリティWG) 第4回個人情報保護WG 10月 18日 (木) 第3回次世代EDI導入技術推進WG 10月22日(月) 第3回TF(情報共有化技術推進WG) 10月22日(月)~ 第6回AFIT総会(アジアにおけるサプライチェーン効率化への電子タグ利活用検討) 23日(火) 10月23日(火) ISO/IEC JTC1/SC31/WG2&WG4国内委員会(電子タグ国際標準化支援活動) 10月25日(木) 第3回電子タグ技術課題調査検討WG 第1回TF1(電子タグ技術課題調査検討WG) 第1回TF2(電子タグ技術課題調査検討WG) 第2回国際標準化委員会(電子署名普及WG) 10月25日(木)~ BLACK HAT Japan2007(情報セキュリティWG/情報セキュリティリスク研究SWG) 26日(金) 10月26日(金) 第26回ECOMセミナー

●2007年11月

11月 2日 (金)	第3回電子商取引作業部会(準則改定検討支援事業)
11月 6日 (火)	第3回理事会(書面) 第5回センサネットワーク活用調査WG
11月 6日 (火)~	第18回ETSI/ESI(電子署名普及WG)
7日 (水)	3710 <u>0</u> 10101010101010101010101010101010101
11月 9日 (金)	第1回電子商取引共通基盤整備委員会
11月 12日 (月)~	国連CEFACT TBG17(情報共有化技術推進委員会)
16日 (金)	
11月 12日 (月)	第4回企画部会
11月 13日 (火)	第2回TF1(電子タグ技術課題調査検討WG)
	第2回TF2(電子タグ技術課題調査検討WG) 第5回電子政府・ビジネス連携WG
11月 15日 (木)	第5回電子吸納・ビンベス建筑WG 第5回電子署名普及WG
1177 1011 (717	第2回情報セキュリティWG
11月 16日 (金)	第4回電子商取引作業部会(準則改定検討支援事業)
11月 19日 (月)	第27回ECOMセミナー
	第1回情報共有化技術推進委員会
11月 20日 (火)	第1回電子タグ技術課題検討委員会
	第1回TF1(電子タグ技術課題検討委員会)
	第1回TF2(電子タグ技術課題検討委員会)
11 E 00 E (+)	第4回次世代EDI導入技術推進WG
11月22日(木)	第5回企画部会 第5回個人情報保護WG
11月 28日 (水) 11月 29日 (木)	第3回個人情報休禮WG 第4回TF(情報共有化技術推進委員会)
11月 30日 (金)	第6回センサネットワーク活用調査WG
11万 30日 (並)	カロロ Cノッサフトフェク 石川副王WG

```
●2007年12月
```

```
12月 4日 (火)
            第5回電子商取引作業部会(準則改定検討支援事業)
12月 6日 (木) 12月 10日 (月)
            第6回企画部会
            第1回TF(電子政府・ビジネス連携WG)
            第2回電子商取引共通基盤整備委員会
12月 10日 (月)~
            国連CEFACT TBG17(情報共有化技術推進委員会)
   14日 (金)
            第2回TF1(電子タグ技術課題検討委員会)
12月 11日 (火)
            第4回情報セキュリティリスク研究SWG(情報セキュリティWG)
12月12日(水)
            第4回情報端末セキュリティ検討SWG(情報セキュリティWG)
第3回情報セキュリティガイド作成SWG (情報セキュリティWG)
第3回電子商取引及び情報財取引等に関する法的問題検討会(準則改定検討支援事業)
12月 13日 (木)
12月 14日 (金)
            第6回個人情報保護WG
12月 17日 (月)
            第2回情報共有化技術推進委員会
12月 18日 (火)
            第5回次世代EDI導入技術推進WG
            第6回電子署名普及WG
第1回情報共有化ルール検討委員会
12月 19日 (水)
12月20日(木)
            第7回企画部会
            第2回TF(電子政府・ビジネス連携WG)
12月21日(金)
            第7回センサネットワーク活用調査WG
```

2008年(平成 20年)

●2008年1月

1月11日(金)	第2回TF2(電子タグ技術課題検討委員会) 第5回TF(情報共有化技術推進委員会)
1 月 15日 (火)	第8回企画部会 第3回TF(電子政府・ビジネス連携WG)
1 月 17日 (木)	第3回国際標準化委員会(電子署名普及WG)
1月21日(月)	第7回電子署名普及WG 第7回個人情報保護WG
1月24日(木)	第28回ECOMセミナー
1月25日(金)	第2回電子夕グ技術課題検討委員会
	第3回TF1(電子タグ技術課題検討委員会)
	第3回TF2(電子タグ技術課題検討委員会)
/	第3回IT利活用WG
1月28日(月)	第3回電子商取引共通基盤整備委員会
1月29日(火)	第6回電子政府・ビジネス連携WG
1 月 30日 (水)	第8回センサネットワーク活用調査WG
	第4回情報セキュリティガイド作成SWG(情報セキュリティWG)
1 月 31日 (木)	第2回情報共有化ルール検討委員会 第3回情報共有化技術推進委員会
I HOID (A)	50凹川牧共行ル攻例征進安貝立

●2008年2月

2月1日(金)	第6回TF(情報共有化技術推進委員会)
2月5日(火)	第29回ECOMセミナー
2月8日(金)	第4回TF1(電子タグ技術課題検討委員会)
2 月 12日 (火)	第30回ECOMセミナー
2 月 12日 (火)	第6回次世代EDI導入技術推進WG
2 月 14日 (木)	第8回個人情報保護WG
2 月 15日 (金)	事業企画TF(電子タグ・電子商取引推進分野)
2 月 18日 (月)~	国連CEFACT TBG17(情報共有化技術推進委員会)
22日 (金)	
2 月 19日 (火)	事業企画TF(安全·安心EC環境整備分野)
2 月 25日 (月)	第4回情報共有化技術推進委員会
2 月 26日 (火)	第9回センサネットワーク活用調査WG
2 月 27日 (水)	第3回情報セキュリティWG
2 月 28日 (木)	第1回電子署名・タイムスタンプ普及フォーラム(電子署名普及WG)
2 月 29日 (金)	第9回企画部会

●2008年3月

3月3日(月)	ECOMフォーラム2008
3 月 5日 (水)	第3回情報共有化ルール検討委員会
3 月 7日(金)	第3回電子タグ技術課題検討委員会
3 月 10日 (月)	第4回電子商取引共通基盤整備委員会
3 月 11日 (火)~	第19回ETSI/ESI(電子署名普及WG)
12日 (水)	
3 月 12日 (水)	第9回個人情報保護WG
3 月 13日 (木)	第7回次世代EDI導入技術推進WG
3 月 14日 (金)	第2回電子タグ国際標準化戦略会議(電子タグ国際標準化支援活動)
3 月 17日 (月)	第4回IT利活用WG
	第5回情報共有化技術推進委員会
3 月 18日 (火)	第4回理事会
	第10回企画部会
	第7回電子政府・ビジネスWG
3 月 24日 (月)	- 臨時総会
	 第5回理事会
3 月 28日 (金)	第4回電子タグ技術課題検討委員会

次世代電子商取引推進協議会 会員名簿

(154 社、平成 20 年 3 月 21 日現在)

ECOM は会員の皆様にご協力いただいております会費を基本に運営しております。 ここに、皆様のご支援に厚く御礼申し上げます。

●理事会員(22社)【年会費300万円】

(株)エヌ・ティ・ティ・データ

沖電気工業(株)

花王(株)

グローバルフレンドシップ(株)

(株)小松製作所

大日本印刷(株)

(株) デンソーウェーブ

東京電力(株)

(株)東芝

トヨタ自動車(株)

(社)日本自動車工業会

日本電気(株)

日本ユニシス(株)

(株)野村総合研究所

(株)日立製作所

富士通(株)

富士電機ホールディングス(株)

松下電器産業(株)

(株)みずほコーポレート銀行

みずほ情報総研(株)

(株)三井物産戦略研究所

三菱電機(株)

●正会員 A (40 社)【年会費 70 万円】

アクセンチュア (株)

(株) アルゴ 21

(株) インテック

エヌアイシー・インフォトレード(株)

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)

(第二法人営業本部)

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)

(第三法人営業本部)

エヌ・ティ・ティ・コムウェア (株) エントラストジャパン (株)

(財) 建設業振興基金

(株) CSK システムズ

JFE システムズ (株)

(株) ジェーシービー

シヤチハタ(株)

(株) スカイコム

セコム (株)

中部電力(株)

(株) 帝国データバンク

(株) デジタルチェック

電気事業連合会

東芝ソリューション(株)

東北電力(株)

凸版印刷(株)

日本アイ・ビー・エム (株)

日本オラクル(株)

(財)日本建設情報総合センター

(社)日本鉄鋼連盟

日本電子計算機(株)

日本電信電話(株)

(株) PFU

(株) 日立情報システムズ

日立ソフトウェアエンジニアリング(株)

富士ゼロックス(株)

(株) 富士通総研

富士電機情報サービス(株)

マイクロソフト (株)

(株) 三菱総合研究所

三菱電機情報ネットワーク(株)

(株) 三菱東京 UFJ 銀行

(株) メイテツコム

(株) リコー

●正会員 B(90社)【年会費 20万円】

アール・エス・エー・セキュリティ(株)

(株) アイネス

アコム (株)

伊藤忠商事(株)

(株) インターコム

(株) SRA

NEC エンジニアリング (株)

(株) NEC 情報システムズ

NECネクサソリューションズ(株)

(株) NHK コンピューターサービス

(株) オーエムシーカード

(株)オージス総研

沖縄電力(株)

(株) オネスト

(株) オリエントコーポレーション

韓国電子去来協會

関西電力(株)

関電システムソリューションズ(株)

キヤノンソフト情報システム(株)

九州電力(株)

コモタ(株)

佐川急便(株)

(株) さくらケーシーエス

(株) サリオンシステムズリサーチ

サン・マイクロシステムズ (株)

三洋電機(株)

(株) シー・アイ・シー

四国電力(株)

(株) システムコンサルタント

シャープ (株)

(株) ジャルカード

(株)情報通信総合研究所

鈴与商事(株)

スターリングコマース (株)

住友信託銀行(株)

セイコーインスツル(株)

セイコーエプソン(株)

セイコープレシジョン(株)

(株) セントラルファイナンス

ソーバル (株)

(株) ソニーファイナンスインターナショナル

ソラン(株)

(株) 損害保険ジャパン

大日本インキ化学工業(株)

(株) ダイワパックス

中国電力(株)

(株) 中電シーティアイ

(株) データ・アプリケーション

(株) ディノス

(株) テプコシステムズ

電子商取引安全技術研究組合

(株) 電通国際情報サービス

東京海上日動リスクコンサルティング(株)

東京電電工業(株)

東芝テック(株)

東芝ファイナンス(株)

東北インフォメーション・システムズ(株)

日本原子力発電(株)

日本興亜損害保険(株)

(社) 日本航空宇宙工業会

(社) 日本自動車部品工業会

有限責任中間法人日本出版インフラセンター

(株) 日本総合研究所

日本データカード(株)

(社)日本電機工業会

日本ベリサイン(株)

(株) ハイパーギア

パシフィックシステム(株)

(株) 阪急百貨店

ビーパークテクノロジー(株)

日立ビジネスソリューション(株)

(株)ビック東海

ファナック(株)

富士写真フィルム (株)

(株) 富士通ソーシアルサイエンスラボラトリ

(株) 富士通ビジネスシステム

(株) 富士通北陸システムズ

(株) プロコムインターナショナル

北陸電力(株)

北海道電力(株)

マスターカード・ワールドワイドジャパンオフィス

(株) マック

三菱電機インフォメーションシステムズ(株)

三菱 UFJ ニコス (株)

ヤマトシステム開発(株)

ユーシーカード (株)

(有) ラング・エッジ

(株) リーガル

(株) 菱化システム

NPO 法人旅行電子商取引促進機構

●特別会員(2社)

(財) 日本情報処理開発協会

(財) 流通システム開発センター

次世代電子商取引推進協議会 関係者名簿 (平成 19 年度)

(順不同・敬称略)

〈理事会〉

役 職	氏 名	社 名	会社役職
会 長	後藤 卓也	花王株式会社	取締役会会長
副会長	庄山 悦彦	株式会社日立製作所	取締役会長
理事	秋草 直之	富士通株式会社	代表取締役会長
理事	上石 和信	株式会社デンソーウェーブ	代表取締役社長
理事	伊藤 晴夫	富士電機ホールディングス株式会社	代表取締役社長
理事	井上 孝	財団法人流通システム開発センター	専務理事
理事	岡村 正	株式会社東芝	取締役会長
理事	桂 靖雄	松下電器産業株式会社	常務取締役 東京支社長
理事	北島 義俊	大日本印刷株式会社	代表取締役社長
理事	近藤 純生	みずほ情報総研株式会社	常務執行役員
理事	杉本 晴重	沖電気工業株式会社	常務取締役
理事	張 富士夫	トヨタ自動車株式会社	取締役会長
理事	寺島 実郎	株式会社三井物産戦略研究所	代表取締役社長
理事	名尾 良泰	社団法人日本自動車工業会	副会長
理事	野路 國夫	株式会社小松製作所	代表取締役社長
理事	野間口有	三菱電機株式会社	取締役会長
理事	橋本 哲	東京電力株式会社	常務取締役
理事	福永 努	日本ユニシス株式会社	代表取締役専務執行役員
理事	藤沼 彰久	株式会社野村総合研究所	代表取締役社長
理事	三平 圭祐	財団法人日本情報処理開発協会	専務理事
理事	保倉 豊	グローバルフレンドシップ株式会社	代表取締役社長
理事	矢野 薫	日本電気株式会社	代表取締役 執行役員社長
理事	山下 徹	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	代表取締役社長
監事	齋藤 宏	株式会社みずほコーポレート銀行	取締役頭取
顧問	牧野 力	財団法人日本情報処理開発協会	会長

〈企画部会〉

佐藤	昭和 (部会長)	花王(株)	大山	裕	日本電気(株)
坂本	明憲 (副部会)	長)(株)日立製作所	反町	克彦	日本ユニシス (株)
村山	剛	(株) エヌ・ティ・ティ・データ	上田	肇	(株)野村総合研究所
大堀	満洋	沖電気工業(株)	松田	竜太	富士通(株)
保倉	豊	グローバルフレンドシップ(株)	渋田	博士	富士電機ホールディングス(株)
市原	令之	(株)小松製作所	再起	和夫	松下電器産業(株)
久保田	靖夫	大日本印刷(株)	福井	慶蔵	(株)みずほコーポレート銀行
五十嵐	善之	(株) デンソーウェーブ	岩田	義康	みずほ情報総研(株)
長谷川	通博	東京電力(株)	田中	春彦	(株)三井物産戦略研究所
坂本	享夫	(株)東芝	河内	浩明	三菱電機(株)
有村	一郎	トヨタ自動車(株)	小林?	不二夫	(財)日本情報処理開発協会
星野	護	(社)日本自動車工業会	坂本	尚登	(財)流通システム開発センター

〈雷子タグ/トレーサビリティグループ〉

●電子々	グ技術課題	給討悉昌今
	一 1 又 1 川 6 木 止茲	'Ka' 4 5 5

•	/ / J J X P173 B				
寺浦	信之(主査)	(株) デンソーウェーブ	山本	夏樹	松下電器産業(株)
高橋	成文	(株) NTT データ	秦	秀一	松下電器産業(株)
柿花	芳仁	(株)小松製作所	松井	次郎	松下電器産業(株)
志水	祐	東京電力(株)	紀伊	智顕	みずほ情報総研(株)
岡安秀	太郎	凸版印刷(株)	平野	俊一	みずほ情報総研(株)
和田	浩司	(社)日本鉄鋼連盟	近藤	英夫	三菱電機(株)
松谷	博	日本ユニシス(株)	関口	和洋	(株)三菱総合研究所
今井	裕明	(株)日立製作所	宮原	大和	(財)流通システム開発センター
鈴木	健	(株)日立製作所	梅嶋	真樹	慶應義塾大学
太田	和孝	日立ソフトウェアエンジニアリング(株)	永井	祥一	(株)講談社
植竹	光夫	富士通(株)	佐藤	昭和	花王(株)
松山	正樹	(株)富士通総研			
遠藤	博充	富士電機情報サービス(株)	遠藤	良樹	経済産業省
竹中	道夫	富士電機ホールディングス(株)	森田	和敏	経済産業省

●電子タグ国際標準化戦略会議

吉岡 稔弘	(株)AI総研	清水	行晴	日本電気(株)
所 眞理雄	ソニー(株)	大木	勝雄	(社)日本自動認識システム協会
小橋 一夫	(社)電子情報技術産業協会	坂本	明憲	(株)日立製作所
柴田 彰	(株) デンソーウェーブ	本澤	純	(株)日立製作所
渡辺 淳	(株) デンソーウェーブ	木村	穣良	(株)日立製作所(家電子タグコンソーシアム幹事会)
中畑 寛	(社)日本自動認識システム協会	落合	孝直	富士通(株)
兼谷 明男	(財)日本情報処理開発協会	松田	竜太	富士通(株)
中島 洋	(株)日立製作所	本田	邦夫	松下電器産業(株)
濱野 径雄	(財)流通システム開発センター	紀伊	智顕	みずほ情報総研(株)
牧野 征男	(財) 家電製品協会	平野	俊一	みずほ情報総研(株)
伊藤 武	(財) 家電製品協会	宮原	大和	(財)流通システム開発センター
真崎 博司	ソニー(株)			
金田 浩司	ソニー(株)	和泉	章	経済産業省
吉村 達哉	ソニー(株)	濱邊	哲也	経済産業省
今泉 清	大日本印刷(株)	藤原	正彦	経済産業省
竹中 正	(株)東芝(家電電子タグコンソーシアム幹事会)	伊藤	慎介	経済産業省
大井 伸二	凸版印刷(株)	遠藤	良樹	経済産業省
大山 裕	日本電気(株)	森田	和敏	経済産業省

●センサネットワーク活用調査 WG

吉田	勝弥	(株) インテック	荻原 正樹	(株)日立製作所
堀	孝光	NTT コミュニケーションズ (株)	河田 洋平	(株)日立製作所
池野	修一	セコム (株)	岩尾 忠重	富士通(株)
佐藤	秀幸	東京電力(株)	宮本 敬次郎	(株)富士通総研

〈EC 安全・安心グループ〉

●個人情報保護 WG

廣田	啓一	NTT情報流通プラットフォーム研究所	再起	和夫	松下電器産業(株)
上田	英雅	NTTコミュニケーションズ (株)	山本	茂	松下電器産業(株)
寺井	晶子	(株) NTT データ	岡田	潤之	三菱電機インフォメーションテクノロジー(株)
青山	彰	花王(株)	吉田	久志	三菱電機インフォメーションテクノロジー(株)
保倉	豊	グローバルフレンドシップ (株)	堀部	政男	一橋大学 名誉教授
日南	文夫	(株)小松製作所	鈴木	正朝	新潟大学大学院
楳木	浩典	(株)小松製作所	新保	史生	筑波大学
足立	和朗	電気事業連合会	牧山	嘉道	TMI 総合法律事務所
成松	伸之	電気事業連合会	土井	悦生	ポールヘイスティングス法律事務所
野村	武司	東京電力(株)	鈴木	靖	(株) シーピーデザインコンサルティング
森田	一平	トヨタ自動車(株)	藤田	素康	リコー・ヒューマン・クリエイツ (株)
荒木	吉雄	日本アイ・ビー・エム (株)	岩田	修	(株)オフィスイワタ
西岡	信佳	(株)日立情報システムズ			
佐藤美	€香子	富士電機情報サービス(株)	井川	良	経済産業省
行木	直之	マイクロソフト(株)	松岡	晃平	経済産業省

●電子署名普及 WG

木村	道弘 (主査)	日本電気(株)	戸田	安彦	NTT データ(株)
宮崎	一哉(副主査)	三菱電機(株)	石原	達也	東芝ソリューション(株)
松本	泰(副主査)	セコム (株)	橋本	正一	日本電信電話(株)
漆嶌	賢二 (副主査)	エントラストジャパン(株)	今井	秀和	(株)PFU
溝上	卓也 (幹事)	日立ソフト(株)	小林	信博	三菱電機(株)
佐藤	雅史(幹事)	セコム (株)	中村	克巳	三菱電機情報ネットワーク(株)
後藤	淳 (幹事)	日本電気(株)	斉藤	聡	(株)リコー
榎本	尚 (幹事)	花王インフォネットワーク(株)	西川	康男	ARMA
林	良一	NTT コミュニケーションズ(株)			

●情報セキュリティ WG

保倉 豊(主査)	グローバルフレンドシップ (株)	吉田	久志	三菱電機(株)
合原英次郎 (副主査)	(財)日本情報処理開発協会	井上	雄二	(株)リコー
山川 智彦	(株) NTT データ	安田	直	NPO 日本ネットワークセキュリティ協会
青山 彰	花王(株)	大谷	尚通	NPO 日本ネットワークセキュリティ協会
川城 三治	グローバルフレンドシップ (株)	原田	由里	有限責任中間法人 ECネットワーク
高橋 和博	(株) テプコシステムズ	山田	良史	フィッシング対策協議会
足立 和朗	電気事業連合会	服部	成太	弁護士
小早川直樹	日本アイ・ビー・エム (株)	稲益。	みつこ	弁護士
垣内 伯之	(財)日本情報処理開発協会	常盤	政幸	弁護士
平野 芳行	日本電気(株)	古田	洋久	有限責任中間法人 JPCERT/CC
高見 穣	(株)日立製作所	村瀬	一郎	(株)三菱総合研究所
西岡 信佳	(株)日立情報システムズ	手塚	悟	(株)日立製作所
玉田 竜一	富士電機ホールディングス (株)			
再起 和夫	松下電器産業(株)	金井	秀紀	経済産業省

〈IT 利活用グループ〉

● IT 利活用 WG

•	134-13 4			
歌代	豊(主査)	明治大学	松下 俊也	みずほ情報総研(株)
斉藤	裕	NTT コミュニケーションズ (株)	天沼 幸子	(株)三井物産戦略研究所
石井	忠晴	(株)小松製作所	島崎 貴志	(財)流通システム開発センター
市川	純一	JFE システムズ (株)	三谷慶一郎	(株) NTT データ経営研究所
前田	強	大日本印刷(株)	風間 正行	(財)日本情報処理開発協会
マロ ロ	由中	命与主要法令令		

岡田 忠宏電気事業連合会虻川 暢日本電子計算機(株)新立 竜也経済産業省太田 和孝日立ソフトウェアエンジニアリング(株)遠藤 良樹経済産業省

●電子政府・ビジネス連携 WG

田中	雅人(リーダー10月ま	で (株) NTT データ	鬼塚	正徳	富士電機情報サービス(株)
松山	博美(リーター11カカタ	高士通(株)	富山	節子	(株) ブレインコンサルティングオフィス 総合事務所ブレイン
田附	千寿	(株) NTT データ	段下	正志	段下正志事務所
井原	真琴	(株) NTT データ経営研究所	水上	研信	(社)地方税電子化協議会
錦織	聡一	(株)帝国データバンク	笹原	務	(社)地方税電子化協議会
高都	勝己	東芝ソリューション(株)	水元	勝久	(社)中部産業連盟
依田	透	日本電気(株)	吉本	明平	(財)全国地域情報化推進協会

 島田
 宏
 富士通(株)

 若林
 克実
 (株)富士通総研
 塚本 裕之
 経済産業省

〈情報共有化基盤整備グループ〉

●情報共有化技術推進委員会

堀内	一 (委員長)	東京国際大学	磯部	猛也	(株)建設技術研究所
木村	直人	(株)アルゴ 21	橋本	純生	写真業界流通情報システム協議会
志賀	正佳	NTT コミュニケーションズ (株)	石井	満之	石油化学工業協会
遠城	秀和	(株) NTT データ	長瀬	嘉秀	(株) テクノロジックアート
森岡	竜司	(株)小松製作所	武山	一史	鉄道情報システム(株)
大隈	寛之	大日本印刷(株)	矢野	晴一	(社)電子情報技術産業協会
安達	辰巳	日本電気(株)	稲田	道憲	日本紙商団体連合会/日本製紙連合会
太田	和孝	日立ソフトウェアエンジニアリング(株)	霞末	和裕	(社)日本電線工業会
本田	邦夫	松下電器産業(株)	森田	勝弘	県立広島大学
萱野	重実	三菱電機(株)	坂本	真人	(財)流通システム開発センター
大林	正晴	(株)管理工学研究所	飯田	善久	旅行電子商取引促進機構
川内	晟宏	共通 XML/EDI 実用化推進協議会	大久保	R秀典	ロジックコンサルティング

●次世代 EDI 導入技術推進 WG

●次巴代 EDI 等人投制推進 WG								
成田	雅彦 (委員長)	富士通(株)	笠井	利一	(株) ジーサーチ			
花澤	健二	(株)アルゴ 21	坂本	真人	(財)流通システム開発センター			
藤巻	裕之	(株)インテック	武山	一史	鉄道情報システム(株)			
打越	康志	(株)インターコム	藤野	裕司	(株) データ・アプリケーション			
新里	真宏	花王インフォネットワーク(株)	高橋	朗	(株) データ・アプリケーション			
佐藤	東哉	JFE システムズ (株)	横山	昌典	(財)情報処理相互運用技術協会			
江口	郁夫	(株)フジクラ情報システム	高松	英範	(株) インターコム			
岩佐	和典	富士通(株)	是澤	信二	花王インフォネットワーク(株)			
斉藤	幸則	富士電機ホールディングス(株)	越川	真治	(株) データ・アプリケーション			
吉竹	弘幸	みずほ情報総研(株)						
割石	浩司	三井物産戦略研究所	遠藤	良樹	経済産業省			

85

ECOM Journal 2008

●電子商取引共通基盤整備委員会

森田	勝弘 (委員長)	県立広島大学	神戸	誠	(社)電子情報技術産業協会
黛	崇	(株) アルゴ 21	鎌田	芳栄	(社)電子情報技術産業協会
栗田	和則	(株) インテック	福田	尚由	(社)日本電線工業会
遠城	秀和	(株) NTT データ	磯貝	俊夫	(社)日本物流団体連合会
久保	田信	花王インフォネットワーク(株)	水口汽	享一郎	(社)日本物流団体連合会
高村	貞幸	JFE システムズ (株)	松岡	道展	旅行電子商取引促進機構
伊藤	憲朗	大日本印刷(株)	高草	健治	(社)日本航空宇宙工業会
浅野	敬	(株)帝国データバンク	村上	統英	石油化学工業協会
大山	裕	日本電気(株)	中野	彰一	日本アパレル産業協会
佐野	秀輝	(株)日立製作所	岡田	忠弘	電気事業連合会
水野	善弘	(株)日立製作所	川内	晟宏	共通 XML/EDI 実用化推進協議会
松田	竜太	富士通(株)	牧野	光陽	共通 XML/EDI 実用化推進協議会
斉藤	幸則	富士電機ホールディングス(株)	小堀	育男	(社)日本鉄鋼連盟
本田	邦夫	松下電器産業(株)	堀内	_	東京国際大学
吉田	稔	三菱電機情報ネットワーク(株)	坂本	真人	(財)流通システム開発センター
橋本	純生	写真業界流通情報システム協議会	大久例	R秀典	ロジックコンサルティング
稲田	道憲	日本紙商団体連合会/日本製紙連合会	松川	信也	(株)日立電線
矢野	晴一	(社)電子情報技術産業協会	大江流	台一郎	有限責任中間法人日本出版インフラセンター

●情報共有化ルール検討委員会

吉田	一雄(委員長)	清和大学	須々オ	洋三	日本紙商団体連合会/日本製紙連合会
勝田	正彦	(株)日立製作所	平井	一海	(財)日本貿易関係手続簡易化協会
坂本	明憲	(株)日立製作所	大西	修一	旅行電子商取引促進機構
松田	竜太	富士通(株)	川内	晟宏	共通 XML/EDI 実用化推進協議会
牛尾	浩平	みずほ情報総研(株)			
大久保	尽 典	EDI 推進協議会	遠藤	良樹	経済産業省
橋本	純生	写真業界流通情報システム協議会	森田	和敏	経済産業省
稲田	道憲	日本紙商団体連合会/日本製紙連合会			

〈事務局〉

所 長	兼谷 明男				
事 務 局 長	片岡 幸一				
主席研究員	李 完城	内田 道久	江口 正裕	川嶋 一宏	菅又 久直
	武本 真智	田盛 正人	早川 和夫	藤田 正和	前田 陽二
	松本 孝純	武藤 治夫	森 泰治	山田(良史	若泉 和彦
総 務 課 長	藤本 昌宏				
経 理 課 長	石川 典子				

〈協力〉(財)日本情報処理開発協会 電子商取引推進センター 第一事業部

 主席研究員
 調
 敏行
 鈴木
 勝

 研究
 員
 神酒絵里子

平成 20 年度以降の活動に向けて

一平成 20 年度次世代電子商取引推進協議会活動組織—

次世代電子商取引推進協議会(ECOM)は、世界に先駆けてIT 利活用を新しい段階に発展させることを目的に、3 年間の活動を行ってきました。

平成 20 年度以降の活動に向けて、①高付加価値 EC の創造と普及、②安全・安心な EC 環境の整備、 ③国際的な電子商取引の確立という設立主旨のもと、新しい体制で活動を継続することとしました。そ の活動継続主旨と平成 20 年度の活動計画概要は以下のとおりです。

なお、詳細な活動計画は ECOM ホームページ「当協議会について」を参照ください。

活動継続趣意

ECOM は、電子タグなどの新技術に対応した高付加価値、安全・安心および国際的な電子商取引の確立に貢献することを目的として、活動期間3年の予定で、平成17年度より活動を開始しました。以来、電子タグ/トレーサビリティ分野、安全・安心EC分野、IT利活用分野、情報共有化基盤整備分野における具体的課題の検討のほか、国際連携や普及広報においても積極的な活動を行い、各分野とも一定の成果を上げてきました。

平成19年度は、企画部会タスクフォースでの議論、企画部会、理事会での審議、臨時総会での承認を経て、以下の課題認識、基本方針のもと、「電子タグ・電子商取引」、「安全・安心 EC」の2分野を活動の中心にし、ECOM 会員の自主的な参画に基づく電子商取引推進の中核拠点として、引き続き現ECOM を存続し、平成20年度以降も活動を継続することとしました。

1. 電子商取引に関する課題認識

電子商取引は、商取引の迅速化・効率化はもとより、生産や企業経営の高度化にも資する情報経済を支える重要な IT 基盤となっています。電子商取引の利用は順調に拡大してきていますが、一方で、① 個別に利用が進んできたために企業間・業界間で相互運用性がなく、今後重要となる社会的課題への対応などに必要な企業間・業界間を超える情報連携が困難である、②インターネットの EC 基盤としての利用が拡大するにつれ、情報セキュリティ、個人情報保護、知的財産権、消費者保護などに関するさまざまな課題が現れてきている、など重要な課題がなお存在します。

2. 活動の基本方針

(1) これまでの ECOM 活動により得た知見、ネットワークの活用

平成8年度の電子商取引実証推進協議会発足以来、現ECOMまで、二度にわたる組織改組を経て、10年を超える組織的活動を通じて培われた知見、経験、ネットワークが存在します。これらをベースとして、引き続き、企業や業界の枠を超えて電子商取引にかかわるユーザーとベンダーが連携協力する場を設けます。そして産業界自らが課題解決に取り組むとともに、政策への意見反映や、消費者などへの情報発信を図っていきます。

(2) 活動体制について

ECOM では、ECOM 会員の自主的かつ積極的な参画をベースに、業種やベンダー・ユーザーの枠を超えた情報交流、意見交換が行える場を提供するとともに、会員の現場ニーズや技術的視点をより活動に反映できる体制とします。

(3) 主たる活動分野

政府の新たな重点施策であるとともに、現 ECOM の目標未達課題でもある、電子タグ・EDI を活用したサプライチェーン効率化、社会的課題対応などのための情報連携を推進する「電子タグ・電子商取引の推進」、および電子商取引の利用拡大や関連技術・システムの変化に伴ってさまざまな課題が現れている「安全・安心 EC の環境整備」について、中小企業における IT 利活用、国際連携を視野に入れつつ、重点的に取り組みます。

① 電子タグ・電子商取引分野

「電子タグ・電子商取引の推進」については、政府の新たな重点施策とされており、その業種横断的組織として、業界団体の集まりである次世代 EDI 推進協議会(略称: JEDIC、平成 19 年 12 月拡大改組)と連携し、ECOM での活動成果や人的ネットワークを活用しつつ、具体的課題について解決策の検討を行います。その成果は、JEDIC を通じて、関係業界に提案し普及します。

② 安全·安心 EC 分野

「安全・安心 EC の環境整備」については、次世代のネットワーク環境を含め、業務遂行上必要となる 個人情報保護、情報セキュリティ、署名認証といった具体的課題について、技術と制度の両面から検討を 行います。その成果は、政府への提言、政府が制定する準則への反映、ガイドラインの作成や標準化の提案などによって発信します。

③ その他の分野

上記の2分野以外についても、適切なプロセス(ECOM会員の提案に対して一定以上の会員が参画することが表明される課題を採択する等)を設けて、課題を選択することにより、自主的に連携協力して実施できる体制とします。

新しい活動体制と事業計画

平成20年度以降の新しい体制として、新会長に慶応義塾大学教授國領二郎氏を迎え、産・学の連携により、新しい取り組みを進め、政府にも積極的に提案していく新体制を整備しました。活動組織としては、企画部会の下に事業企画委員会を新設しました(図1)。平成20年度の事業概要を以下に示します。

1. 事業企画

企画部会の下に設置する、①電子タグ・電子商取引推進企画委員会、②安全・安心 EC 環境整備企画委員会、③国際標準化戦略調査タスクフォース、④安全・安心 EC 環境整備懇話会において、電子タグ・電子商取引推進グループおよび安全・安心 EC 環境整備グループの事業全般にかかわる課題の検討および評価を行います。

2. 電子タグ・電子商取引推進グループ

電子タグ・電子商取引推進グループでは、製品安全や環境問題などの社会的課題への対応、新たなビジネスモデルや企業価値の創造を図るため、AIDC(Automatic Identification and Data Capture)と EDI を用いた EC による企業・業界を超えた情報連携を実現する仕組みと制度、技術と標準の確立・普及を目指し、①電子タグ普及策に関する検討、②電子タグ・電子商取引情報共有ルールの検討、③ AIDC 国際標準化の支援、④産業間情報連携共通基盤の整備、⑤国際相互運用性の推進、⑥取引データ品質管理ガイドに関する検討、を行います。

3. 安全・安心 EC 環境整備グループ

安全・安心 EC 環境整備グループでは、企業間、企業・消費者間での安全・安心な EC を実現するための、個人情報や企業情報の取り扱いに関する法律、指針などの枠組み、その枠組みを遂行する運用・管理などの仕組み、その仕組みを実現する基盤および技術などの手段の確立/普及を目指し、①個人情報保護に関する課題

の検討、②電子署名の普及促進と標準化、③情報保護に 関する企業間連携ガイドの策定・利用促進、④ Web セキュリティに関する課題調査・普及啓発、⑤ PKI の正 しい運用・正しい利用の促進、⑥データフォレンジック 活用策の検討、⑦準則改定検討の支援、を行います。

活動の成果は、問題解決の方策、ガイドライン、 国際標準化提案、政府への提言などとして取りまと めます。

4. 国際連携

海外 EC 推進状況調査を行うとともに、韓国や ASEAN (東南アジア諸国連合) 諸国などとの連携強化 に資する事業 (日韓 EC 推進協議会等) を実施します。

5. 情報交流·普及広報

ECOM 会員間、政府機関などとの忌憚のない情報交換、意見交換を行う情報交流会を開催します。また、ECOM 活動成果や EC に関する情報を ECOM 会員および一般に広く情報提供、普及広報するため、EC のポータルサイトとして ECOM Web Site による情報発信を行うほか、ECOM セミナー、ECOM 成果報告会の開催、ECOM News、ECOM Journal の発行を行います。

次世代電子商取引推進協議会(ECOM)組織

総 会 顧問 理事会 ・電子タグ・電子商取引推進企画委員会 ・安全・安心E C環境整備企画委員会 ・国際標準化戦略調査タスクフォース 企画部会 ·安全·安心EC環境整備懇話会 電子タグ・電子商取引推進グループ RED Tags & EDI Promotion Croup ・電子タグ普及検討 ・電子タグ・電子商取引情報共有ルール検討 ·AIDC国際標準化支援 産業間情報連携共通基盤整備 国際相互運用性推進 ・取引データ品質管理ガイド検討 安全·安心EC環境整備グループ · 個人情報保護推進課題検討 ・電子署名普及促進・標準化・企業間情報保護連携ガイド策定・利用促進・WEBセキュリティ課題検討・普及啓発・PKI適正運用・利活用の促進 ジック活用策検討 ・データフォレンジ・準則改定検討支援 事務局: 財団法人 日本情報処理開発協会

図 1 平成 20 年度の ECOM 活動組織

(国際連携、情報交流・普及広報)

ECOM Journal 2008

平成20年3月発行

発行人 次世代電子商取引推進協議会 事務局

〒105-0011 東京都港区芝公園3丁目5番8号 機械振興会館3階

TEL : 03-3436-7500 (代表) FAX : 03-3436-7570 URL : http://www.ecom.jp/

本誌記事・図表等の無断引用・転載を禁じます。

本誌は再生紙を使用しています。



Next Generation Electronic Commerce Promotion Council of Japan